

# 官報号外

昭和五十八年四月二十日

○第九十八回

参議院会議録第十一号(その一)

昭和五十八年四月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十八年四月二十日

午前十時開議

第一 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

第二 千九百八十二年のシート及びジート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

第三 千九百七一年の国際小麦協定を構成するの件

第四 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件

第五 千九百七一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長するの件

第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第七 国務大臣長谷川峻君登壇 拍手

第八 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 技術士法案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 貸金業の規制等に関する法律案(第九十六回国会衆議院提出)

第十三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆議院提出)

第十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十五 本法律案は、このようない状況を踏まえて国鉄の経営する事業の再建の推進のために國が講ずべき施策等について定めるとともに、日本国有鉄道再建監理委員会の設置等に關し、所要の事項を定めることであります。

次に、この法律案の概要について御説明申上げます。

第一に、国は、臨時行政調査会の第三次答申を尊重しなければならないこととしております。

また、日本国有鉄道再建監理委員会は、五人の委員により組織することとするほか、委員の任免等及び委員会の組織に関し必要な事項を定めるとともに、同委員会は、必要があると認めるときは、國の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができると並びに同委員会から、これらが実現するための体制整備を図るために必要な協力を求めることがあります。

第四に、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るために必要な協力を求めることが可能とされるとともに、内閣総理大臣は、その速やかな実施を期するため、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられるものとしております。

日本国有鉄道の經營する事業の再建の推進に係る臨時措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。長

谷川運輸大臣。

〔國務大臣長谷川峻君登壇 拍手〕

○國務大臣(長谷川峻君) 日本国有鉄道の經營する事業の再建に關する臨時措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

国鉄の經營は、昭和五十六年度において年間一兆円の欠損を生み、まだ、長期債務は十六兆円にも達するなど、まさに危機的状況にあり、国鉄の事業の再建は、国政上、早急な解決を要するきわめて重大な課題となっています。

このような国鉄經營の現状にかんがみ、去る七月三十日に行われた臨時行政調査会の第三次答申においても、国鉄の事業の再建は最も重要な柱とされておりまして、抜本的な改革のための方策が示されるとともに、その推進機関として国鉄再建監理委員会を設置することが提言されています。

政府といしましても、この臨時行政調査会の第三次答申を最大限尊重することとし、去る九月二十四日には、「国鉄の改革については、臨時行政調査会の第三次答申に沿って、五年以内に事業再建の全体構想を設定しその実現を図ること等を閣議決定しているところであります。

本法律案は、このようない状況を踏まえて国鉄の経営する事業の再建の推進のために國が講ずべき施策等について定めるとともに、日本国有鉄道再建監理委員会の設置等に關し、所要の事項を定めることであります。

次に、この法律案の概要について御説明申上げます。

第一に、国は、臨時行政調査会の第三次答申を尊重して国鉄の經營する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るために必要な協力を求めることがあります。

第五に、運輸大臣は、国鉄の経営改善計画の変更の承認または指示をしようとするとき及び国鉄

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

の予算の調整を開始しようとするときは、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聞かなければならぬこととしております。

第六に、日本国有鉄道再建監理委員会の設置に伴い必要となる関係法律の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。伊江朝雄君。

○伊江朝雄君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案について、総理及び運輸大臣に対して質問を行ひ、所信をお伺いするものであります。

御承知のとおり、国鉄は、昭和三十九年度赤字に転じて以来経営が悪化いたしました。今日では毎年一兆円を超える赤字を生じ、昭和五十七年度末では長期債務は十八兆円にも達するというきわめで深刻な状況であります。まさに破局的な財政状態と言わざるを得ません。これはまことに残念なことであります。

私は、このような状況に立ち至った原因の一つには、昭和二十四年に国有鉄道が運輸省から独立して公共企業体となつたときから、企業的に事業を經營し得るような体制ではなく、運輸省時代と同様な法的規制のもとで運営されてきたことがまず挙げられると思いますが、いずれにしても、今日の厳しい国家財政のもとでは、財政的見地からも放置できない状況になつてゐるわけであります。

しかし、国鉄は、国民経済的に、また毎日の国民生活から見ても欠くことのできない交通機関であり、また、唯一の全国ネットワークを形成し、

國の動脈となつてゐる公共的使命を持つ交通機関でもあります。国鉄は国民の財産であり、その活性化を図ることは、国民的重要課題であることは何人も否定できないところであり、何よりも国鉄の労使が厳粛にこれを受けとめなければならないところであります。

このような状況の中で、政府の行政改革の一環として、土光会長のもとで臨時行政調査会が国鉄再建策を長期間にわたって真剣に検討され、答申を出されたことは、まことに時宜を得たものと思ふ、心から敬意を表する次第であります。その実現を図ることは、行政改革を内閣の基本方針にしておられる中曾根総理にとってまことに重大な責任があると思いますが、まずもって、国鉄再建に

おられる中曾根総理にとってまことに重大な責任があると思いますが、まずもって、国鉄再建に関する臨時調査申についての総理の基本的姿勢とその決意をお伺いしたいと思います。

さて、国鉄再建問題を論ずるに当たつての私の基本認識を申し上げたいと思ひます。

現下の国鉄経営の未だ有る危機的状況から見て、国鉄はもや事業として立ち直ることができないのではないか、そういう危惧があることは皆様方御承知のとおりでございますが、私はそうは思ひません。私は、鉄道の特性を十分發揮し得る分野について、関係者が懸命な努力と適切な措置及び国による適切な行財政上の措置を講じていけば、わが国の鉄道事業は十分に立ち直れるものと確信をいたしております。

私は、国鉄再建を推進する上で基本的に重要なことは、再建に取り組む国鉄労使の自助努力と徹底した合理化、体质改善であると思ひます。また、職員は労働組合員である前に国鉄職員であります。この意識を持って国鉄再建に積極的に協力し、みずからもその役割りに応じて最大限の努力を傾注してこそ国有鉄道の再建に展望が開かれるのです。国鉄の再建は、愛される国鉄として国民の支持がなくては達成が不可能であります。今日の厳しい国鉄財政を考えると、労使は新たな認識と決意のもとに相協力し、一丸となつて国鉄の再建に取り組んで初めて国鉄再建の確実である」と言われたことがあります、まことに名言である」と私は思います。

現在、国鉄は、北は北海道の稚内から南は鹿児島の果てまで二万キロの営業路線で、一日に約二万七千本の列車が走っております。一本の列車が安全、正確に走るために、これに関与する多くの職員の責任を分担し合つた有機的な連絡プレー

雨の日も、冬も夏もあります。零下二十度の厳寒の旭川のヤードで、アノラックを着て懸命に作業している職員の姿を私は見て胸の熱くなる思いは世界の最高水準にあると言われております。これは宝であります。今日も厳然とその宝は生き続けております。この技術を生かして鉄道の将来に明るい展望を持てるようになりますことも大事なことではないでしょうか。

私は、その対策の一つとして、鉄道技術の海外技術協力の推進を提案したいと考えております。この世界に冠たる鉄道技術を十分に生かして、国際協力に大いに役立てない法はございません。厳しい環境の中ではありますが、関係者の総力を結集して海外技術協力を推進すべきであり、このことがわが国の鉄道の明るい展望と職員の希望につながることになるものと考えておりますが、これについて運輸大臣の所見を伺いたいと思っております。

私は、国鉄再建を推進するためには、国鉄の負担等の構造的な欠陥を解決する必要があります。現在の状態であれば、国鉄の長期債務残高は昭和六十年度には約二十四兆円に達することが予想されおり、これを何とかしなければ国鉄の再建は絶対に不可能であります。国鉄経営上の長期債務の負担の解決をどうなさられるのでありますか。

次に、国鉄事業の再建を図るために、自助努力のみでは何ともできない膨大な長期債務の負担等の構造的な欠陥を解決する必要があります。現在の状態であれば、国鉄の長期債務残高は昭和六十年度には約二十四兆円に達することが予想されおり、これを何とかしなければ国鉄の再建は絶対に不可能であります。国鉄経営上の長期債務の負担の解決をどうなさられるのでありますか。

また、先般貫通した世紀一大事業である青函トンネルや本四連絡鉄道橋は、完成後国鉄が巨額の借料を支払うことになるのであります。この上膨大な負担に国鉄はたえ得るものではありません。かといって、これを使用せずに放置することなど展望が開けるものであります。運輸大臣は、国鉄労使の再建に取り組んで初めて国鉄再建の確実化、対処していかれるのでありますか、お伺いしたいと思います。

次に、もう一つの財産である技術の問題についてであります。

十七、八年前に国鉄を訪れたフランス国鉄総裁のルイ・アルマン氏が、「ドーン・オブ・ザ・レ

イルロード」すなわち「鉄道の夜明け」と絶賛した新幹線に代表されるように、わが国の鉄道技術は世界の最高水準にあると言われております。これは宝であります。今日も厳然とその宝は生き続けております。この技術を生かして鉄道の将来に明るい展望を持てるようになりますことも大事なことではないでしょうか。

私は、その対策の一つとして、鉄道技術の海外技術協力の推進を提案したいと考えております。この世界に冠たる鉄道技術を十分に生かして、国際協力に大いに役立てない法はございません。厳しい環境の中ではありますが、関係者の総力を結集して海外技術協力を推進すべきであり、このことがわが国の鉄道の明るい展望と職員の希望につながることになるものと考えておりますが、これについて運輸大臣の所見を伺いたいと思っております。

私は、国鉄再建を推進する上で基本的に重要なことは、再建に取り組む国鉄労使の自助努力と徹底した合理化、体质改善であると思ひます。また、職員は労働組合員である前に国鉄職員であります。この意識を持って国鉄再建に積極的に協力し、みずからもその役割りに応じて最大限の努力を傾注してこそ国有鉄道の再建に展望が開かれるのです。国鉄の再建は、愛される国鉄として国民の支持がなくては達成が不可能であります。今日の厳しい国鉄財政を考えると、労使は新たな認識と決意のもとに相協力し、一丸となつて国鉄の再建に取り組んで初めて国鉄再建の確実化、対処していかれるのでありますか、お伺いしたいと思います。

次に、もう一つの財産である技術の問題についてであります。

十七、八年前に国鉄を訪れたフランス国鉄総裁のルイ・アルマン氏が、「ドーン・オブ・ザ・レ

と思われ、この点の検討を国鉄再建監理委員会に強く要望しておきものであります。これらの問題について総理の所見を承りたいと思います。

なお、この際、国鉄が体質改善を図っていく過程において必然的に発生していく退職者の年金問題についてお伺いしておきたいと思います。

国鉄の共済年金は、昭和六十年度において成熟度一六に達し、年金財政は破綻すると言われております。国鉄再建に向かって労使の意欲ある取り組みが期待されている今日、本問題は政府としても積極的に解決する必要があると思われます。幸い今国会に国家公務員共済と公共企業体共済との統合法案が提出されておりましたことは、時宜を得たものと高く評価いたしておりますが、この法案の早期成立についての総理の決意をお伺いしたいと思います。

次に、国鉄の事業経営をめぐる環境の整備についてであります。

国鉄再建監理委員会については、臨調答申を尊重して、効率的な経営形態の確立等に関する十分な検討が行われ、適切な結論が得られるものと期待いたしますが、その結論を待つまでもなく、現行経営形態のもとにおいても地域の実態に即した適切な業務運営を行ひ得るような大幅な権限と責任を持った組織体制に改善することができます。

かつて、総理大臣の諸問機関として設置された公共企業体審議会が、昭和三十二年の答申において、「できる限り経営の自主性を尊重して民営的手法の導入を進めることが極めて重要なことである」と指摘しているように、国鉄に対する法的規制が余りにも多くありますので、これらを緩和することが民営的手法、自主的運営に必要であると思いますが、これに対する運輸大臣の所見をお伺いしたいと思います。

この法案により誕生する国鉄再建監理委員会は、今後の国鉄の事業再建のための具体的な方策について企画立案する重要な任務を有する機関で

あります。国鉄の事業再建が達成されるか否かは、一にかかるこの委員会の活動によるところをきわめて大であり、したがって、この委員会は、さきの臨時行政調査会と同様に、人格、識見ともにすぐれ、しかも国鉄の改革に精力的に取り組む熱意を持った方々を委員にお迎えすることが重要であります。具体的な人選に当たっては、この点に十分配慮していただきたいと存じますが、これに対する総理の所見を伺いたいと思います。

国鉄の改革は時間との勝負であるとの指摘があります。まさにそのとおりであり、できる限り速やかに国鉄の改革を軌道に乗せることが何よりも大事なことであります。このためには、一刻も早くこの法律案を成立させ、国鉄再建監理委員会の結論を受けて、国会、政府、国民の一致協力のもとに国鉄の改革をやり遂げなければなりません。これに対する総理の決意をお伺いいたしまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 伊江議員の御質問に

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

お答えいたしました。

國鉄は、非常に重要な公共的使命を果たしておるのにございまして、業務の継続的な安定的な運営を保障するような仕組みがどうしても必要であると考えます。かかる意味からいたしましても、その会計あるいは財源等についてもしさくに分析を行い、妥当な結論を得て実施する必要があると考えております。かかる意味からいたしましても、ちしたいと思っておる次第でございます。

次に、国家公務員共済との統合の問題でござりますが、今回の国家公務員と公共企業体職員の共済組合の統合につきましては、わが国の公的年金制度の改革を進めていくための第一歩となるべき意味を持つていると思います。また、あわせて、昭和六十年度以降年金の支払いに支障を來すことなどが予想されている国鉄共済年金財政に対する対策を講ずるという意味もあります。ぜひとも今国会でございましては、この法案の御成立を願っております。また、あわせて、中でこの法案の御成立を願っております次第でございます。

國鉄の事業再建を図るためには、経営形態のあり方を含めまして、経営全般にわたって抜本的な検討を行う必要があると考えまして、今回このようないな改革の委員会を御審議願つておる次第でござります。

國鉄の事業再建を図るためには、経営形態のあり方を含めまして、経営全般にわたって抜本的な検討を行う必要があると考えまして、今回このようないな改革の委員会を御審議願つておる次第でござります。

國鉄再建監理委員会の委員の人選につきましては、この臨調答申の線に沿いまして、五年以内に事業再建に関する全体構想を設定して、その実現を図ることを閣議決定しておると

ころでございます。本法案の速やかな御成立をお願いいたしまして、一刻も早く国鉄の事業の再建を軌道に乗せて、所要の施策を強力に推進していく

國鉄の再建は急務中の急務であると考えております。これまで注目されておる日本の技術陣、これはそちこちの國のいろいろな經濟協力、

鐵道協力、そういうものに大いに私は今後活用していくべきだ、そういう組織を改めてお願ひしなければならないこともあるだろう、こう思つておりますので、よろしく御指導をお願いします。

ただいまの再建法案が通る前でもやることは幾らもあるじゃないか、こういうことでございま

あります。國鉄の事業再建が達成されるか否かは、一にかかるこの委員会の活動によるところをきわめて大であり、したがって、この委員会は、さきの臨時行政調査会と同様に、人格、識見ともにすぐれ、しかも国鉄の改革に精力的に取り組む熱意を持った方々を委員にお迎えすることが重要であります。具体的な人選に当たっては、この点に十分配慮していただきたいと存じますが、これに対する総理の所見を伺いたいと思います。

国鉄の改革は時間との勝負であるとの指摘があります。まさにそのとおりであり、できる限り速やかに国鉄の改革を軌道に乗せることが何よりも大事なことであります。このためには、一刻も早くこの法律案を成立させ、国鉄再建監理委員会の結論を受けて、国会、政府、国民の一致協力のもとに国鉄の改革をやり遂げなければなりません。これに対する総理の決意をお伺いいたしまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

國鉄は、非常に重要な公共的使命を果たしておるのにございまして、業務の継続的な安定的な運営を保障するような仕組みがどうしても必要であると考えます。かかる意味からいたしましても、その会計あるいは財源等についてもしさくに分析を行い、妥当な結論を得て実施する必要があると考えております。かかる意味からいたしましても、ちしたいと思っておる次第でございます。

次に、国家公務員共済との統合の問題でござりますが、今回の国家公務員と公共企業体職員の共済組合の統合につきましては、わが国の公的年金制度の改革を進めていくための第一歩となるべき意味を持つていると思います。また、あわせて、昭和六十年度以降年金の支払いに支障を來すこと

が予想されている国鉄共済年金財政に対する対策を講ずるという意味もあります。ぜひとも今国会でございましては、この法案の御成立を願っております。また、あわせて、中でこの法案の御成立を願っております次第でございます。

國鉄の事業再建を図るためには、経営形態のあり方を含めまして、経営全般にわたって抜本的な検討を行う必要があると考えまして、今回このようないな改革の委員会を御審議願つておる次第でござります。

國鉄再建監理委員会の委員の人選につきましては、この臨調答申の線に沿いまして、五年以内に事業再建に関する全体構想を設定して、その実現を図ることを閣議決定しておると

ころでございます。本法案の速やかな御成立をお願いいたしまして、一刻も早く国鉄の事業の再建を軌道に乗せて、所要の施策を強力に推進していく

國鉄の再建は急務中の急務であると考えております。これまで注目されておる日本の技術陣、これはそちこちの國のいろいろな經濟協力、

鐵道協力、そういうものに大いに私は今後活用していくべきだ、そういう組織を改めてお願ひしなければならないこともあるだろう、こう思つておりますので、よろしく御指導をお願いします。

ただいまの再建法案が通る前でもやることは幾らもあるじゃないか、こういうことでございま

すが、だんだんの中に鉄道の運賃の国会での審議を外していただきました。さらにまた、営業関係でも多少自主的なものをやれるようにならました。が、やはりここはしっかりと営利性というのも考えられるような形において今度の再建法案の委員会における御審議をお願いしたい、こう思つておる次第であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 青木薪次君。

〔青木薪次君登壇 拍手〕

○青木薪次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案に対しまして質問いたるものであります。

本論に先立ちまして、さきの北海道知事選挙と福岡県の県知事選挙において革新がみごとに勝利をいたしました。もともとこの選挙は自民党的なメソツにおいても負けられないし、絶対に負けることはないと豪語していた中曾根総理の手痛い打撃であると思つております。この原因については、中曾根総理の相次ぐ好戦的発言である日本列島の不沈空母発言や、あるいはまた北海道と九州に最も関係のある三海峠の封鎖発言とともに、またまた北海道や九州、四国の中鉄解体論とも言つべき分割民营化を前提としての本法律案の成立によって住民の足が奪われてしまつという危機感を持つておるのであります。この中曾根政治に対する恐怖感がそのまま知事選挙にあらわれたと思うのであります。が、中曾根総理は、この厳しい現実を率直に認めて反省する気持ちがあるかどうか、御答弁を願ひたいと思います。

質問の第一点を申し上げますが、今日の国鉄経営の危機を招いた政治責任についてであります。御承知のように、国鉄の経営は、昭和三十九年に赤字を計上して以来、悪化の一途をたどり、五十八年度末には累積赤字が十兆円を超え、長期債務も二十兆円に達しまして、破局的な経営危機を迎えたのであります。

このような状況となつた原因と責任の所在について、衆議院におけるわが党議員の質問に対しまして、中曾根総理は、「国鉄が企業性を發揮して適切に対応できなかつた」として他人ごとのように述べておりますが、これが追求して経営すれば、公共性は薄れてしまつります。そして、交通弱者は交通のネットワークのうち外にぼうり出されてしまうのであります。国鉄は果たして企業性のみを中心として公共性は考慮の外にあると考えてよいのかどうか、答弁をしてください。

国鉄経営は、厳しい法律や予算統制、過度の政治介入によって国鉄当局から経営権を奪い、企業性を發揮しようにも發揮できない状況に追いやつてきたのは、ほかでもない歴代自民党内閣ではなかつたのか。採算性を無視して政治路線を押しつけながら、その財政的裏づけを怠り、借金ですべて処理してきた自民党内閣に国鉄経営破綻の責任があると断ざざるを得ないのであります。総理も運輸大臣をやりました。したがつて、他人ごとではないと考へていると思うのですが、みずから政治責任を明確にすべきだと思うのであります。けれども、いかがですか。御答弁ください。

中曾根総理はまた、「労使間の不正常な関係が続々過ぎた」と述べ、国鉄経営の危機が国鉄の労使関係に起因するかのような印象を国民に与えています。これは必ずから責任を棚上げにしてしまいます。これは必ずから責任を棚上げにしてしまつたのですから、國鉄の労使の責任に転嫁しようとして、すべてを国鉄の労使の責任に転嫁しようとするもので、断じて許されるものではございません。再度国鉄経営の危機を招いた原因と責任の所

在について、総理にお伺いいたしたいと思います。

質問の第二点は、国鉄再建に取り組む政府の姿勢についてであります。

第一次再建十カ年計画は三年ともたず、自來数次にわたる国鉄の再建計画はことごとく失敗に歸す。ましてや、赤字の国鉄をいかようにして民間に引き受けさせるのか。その手順と法的根拠について明瞭にすべきであります。総理並びに運輸大臣の御所見を伺いたいと思います。

質問の第五点は、最近の政府の無責任な態度についてであります。

二十兆円に達する長期債務の処理、通学や身体障害者等の公共交通割引問題や要員構成のひづみからくる特定人件費の問題、青函トンネル等の国家的事業から生ずる負担等については、臨調答申を待つまでもなく、政府の責任において処理すべき問題であり、その方向づけも国会議論で明確化さ

見せかけの対策に終始したことが国鉄を今日の泥沼の状況に陥れたと思うであります。総理の御所見をお伺いいたしたいと思います。

現在、国鉄は、五十五年春に運輸大臣の承認を得た経営改善計画を実施中であります。これが最後でまさに後がないと言われた現行経営改善計画も、今日すでに破綻が明白となつてゐるのであります。これは政府の見通しの甘さと無策によるもので、許すことができません。ところで、臨調の答申が出されるや、みずからの責任で実施中のことなく、最大限に尊重するとの方針を決定したのであります。これでは現場の職員は混乱するばかりであります。政府は一貫した姿勢で国鉄再建に取り組むべきであると考えますが、総理の御所見を伺いたいと思います。

質問の第三点は、臨調答申の内容であります。臨調の答申は、国鉄の経営形態を変更して、五年以内に全国を七ブロックに地域分割した特殊会社に運営させ、株式の公開を通じて民营化を図ると言つております。これは国鉄の持つ公共性を全く無視し、企業性のみを追求するもので、断じて認めることはいきません。わが国の基幹的な交

通機関として全国的なネットワークを形成していく国鉄を、五年以内に地域分割することがいかに無謀なことであるかは、北海道や九州、四国のように巨額の赤字を出しながら地域の公共交通維持のため運営されているのに、これをすたずたに切り裂いて分離独立させるということになるのであります。経営は絶対に成り立ちません。

質問の第四点は、国鉄の将来について展望が示されていない点でございます。

経営危機に陥っている国鉄を再建するためには、わが国の交通体系の中における国鉄の役割りと位置づけを明確にして、国鉄に長期的展望を与えることこそが重要です。ビジョンなくして事業の再建はあり得ないのであります。国鉄を今日の状況にしたのは、政府が国鉄の将来に對して確固たるビジョンを持たず、モータリゼーションを野放しにし、道路に対する公共投資に偏重し過ぎた結果であります。

わが党は、総合交通政策の重要性についてしばしば指摘してきたにもかかわらず、政府は何ら有効な施策を講ずることなく、交通市場の中で国鉄を放置し、今日に至っています。臨調の答申は交通政策的な配慮を全く行っておらず、公共交通機関としての役割りを全く無視しているのであります。政府は国鉄の将来への展望と国鉄の公共性について明確にすべきであります。総理並びに運輸大臣の御所見を伺いたいと思います。

質問の第五点は、最近の政府の無責任な態度についてであります。

編成が不可能となり、利用者に不便をかけるだけではなく、運賃の大額値上げを誘発するのであります。ましてや、赤字の国鉄をいかようにして民間に引き受けさせるのか。その手順と法的根拠について明瞭にすべきであります。総理並びに運輸大臣の御所見を伺いたいと思います。

二十兆円に達する長期債務の処理、通学や身体障害者等の公共交通割引問題や要員構成のひづみからくる特定人件費の問題、青函トンネル等の国家的事業から生ずる負担等については、臨調答申を待つまでもなく、政府の責任において処理すべき問題であり、その方向づけも国会議論で明確化さ

れ、政府も認めてきたところであります。しかし、この構造的欠損の処理も含めて、すべてを国鉄再建監理委員会にゆだねるということは無責任であります。総理並びに運輸大臣の御意見を伺いたいと思います。

政府は、臨調の答申を受けて、昨年秋に内閣に国鉄再建関係閣僚会議と国鉄再建対策推進本部を発足させましたけれども、両者とも初会合を一回開いただけで休業状態にあります。政府に懸念があるならば、いつ発足するかわからない国鉄再建監理委員会任せの無責任な態度を改め、現行体制のもとで早急に構造的欠損等の再建の基本課題の処理に当たるべきであります。総理及び大蔵大臣の御所見を伺いたいと思います。

質問の第六点は、国鉄の再建を進めるに当たっての労使問題であります。

国鉄の労使が理解と信頼の中で一体となつて協力していくことが必要であることは申すまでもありません。関係する労働組合も厳しい現実を踏まえて、毎年二万人を超える大幅な要員削減の合理化に協力してきたことは御承知のとおりであります。このことは、一企業で毎年二万人を減らすことは血のにじみ出るような努力と苦難の結果であります。

しかし、政府・与党は、一部マスコミとともに労働組合悪玉論を唱えまして、臨調答申を盾に国鉄労働者に不当な攻勢をかけて敵視してきたのでござります。この政策をとる限り国鉄再建は不可能だと言わなければなりません。国鉄経営危機の最大の要因は、戦中戦後を通じてその責任は政府にあります。そして赤字の大部分は政治的要因による構造欠損であります。国鉄職員は、昼夜にわたり陥没な輸送事業に携わっている一方で、歯を食いしばって経営改善の努力をしているのであります。総理並びに運輸大臣は、国鉄再建のため、国鉄職員の努力についてどのような評価をしているのか、この際、全国鉄職員に対しても明確な答弁を要求いたします。

質問の第七点は、国鉄再建監理委員会の業務についてであります。

すなわち、その業務の内容とされている国鉄の経営形態の変更、すなわち国鉄の地域分割の具体案の策定を除いた事項は、国鉄監理委員会を煩わせなくとも、政府自身が政治的決断を下せば直ちに実行可能なものばかりであります。要するに、監理委員会の任務は国鉄再建でなく、国鉄を解体する国鉄解体委員会と言つても差し支えございません。したがつて、民間人も含めて国鉄の業務内容を監査し、熟知している国鉄監査委員会を強化すれば足りることであります。行政の簡素化を目指す行革の理念に逆行し、屋上屋を重ねる国鉄監理委員会の設置について、総理並びに行管庁長官の答弁を求めます。

質問の第八点は、衆議院における審議の中で長谷川運輸大臣は、分割民営化以外にいい方法があれば別の選択もあり得るような発言をいたしました。五年以内に分割民営化を目指すこの法案の意義は重大であります。何が何でも分割民営化以外にはないというのであります。総理と運輸大臣の答弁を求めてたいと思います。

最後に、わが党は、国民の足を守り交通弱者を守る立場から、国鉄再建をするために本法案の撤回を求め、質問を終わりたいと思います。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 青木議員の御質問にお答えをいたします。

北海道及び福岡の知事選に御言及がございましたが、国鉄再建対策と地方の選挙とは直接関係はないと思います。

国鉄の改革につきまして臨調答申が出ておりますが、この臨調答申の線は、各種の世論調査を見ますと、國民が圧倒的に支持していると考えております。

次に、国鉄の経営につきまして企業性のみを追求するといふことはいかがであるか、国鉄に関する責任いかんという御質問でございます。

国鉄は、他の輸送機関との間に厳しい競争関係にさらされておりまして、今後今まで以上に企業性を発揮して民営的手法を大幅に取り入れるとともに、経営の徹底的な減量化、合理化を図ります。そこで、国鉄の公共的使命を達成しなければならないと考えております。その線に向つて国鉄の改革を実行可能なものばかりであります。要するに、監理委員会の設置は国鉄再建でなく、國鐵監理委員会の設置でございますので、御了承願いたいと思ひます。

次に、国鉄の経営につきましては法律規制や予算統制等がひと過ぎるのではないかという御質問でございまます。その点はわれわれも認めておるところでござります。国鉄が企業性を発揮して適切に対応し得るような体制整備をしてあげるといふことが大事であると思ひます。そのほかいわゆる構造的問題等につきましては、経営改善の努力を前提として、国家としても助成措置等を講じ、また講ずる必要があると考へております。

次に、労使関係について御言及がございましたが、国鉄の赤字の原因をすべて労使関係のみに帰するわけにはまいらないと思います。しかし、国鉄再建の重要な部分は、労使が相協力して、国民的使命に目覚めて、経営改善に本格的に乗り出していくだくということであると考へております。

現在、いわゆる緊急対策の十項目を実施中でございますが、これらを遵守して、まず職場規律を確立して、労使関係を健全化していくということを希望しておる次第でござります。

次に、過去の再建計画について御質問がございました。

モータリゼーションの急激な進展や、あるいは石油危機等によります人件費、物件費等の増高を希望しておる次第でござります。

次に、国鉄の経営につきまして企業性のみを追求するといふことはいかがであるか、国鉄に関する責任いかんという御質問でございます。

国鉄の経営形態につきましては、監理委員会におきまして臨調答申を尊重して検討を行うことになつておりますが、いかにすれば経営が成り立つかということ、それから地域における効率的な交通体系はどうあるべきか等についても十分考慮の上、適切な結論がまとめられるということを期待しております。

国鉄の経営形態につきましては、監理委員会におきまして臨調答申を尊重して検討を行なうことに従事しておりますが、いかにすれば経営が成り立つかということ、それから地域における効率的な交通体系はどうあるべきか等についても十分考慮の上、適切な結論がまとめられるということを期待しております。

総合交通対策について御質問がございました。総合的な交通体系の基本は、おのおのの輸送機関がその特性を發揮して、効率的な有機的な交通体系を形成することにあると考えております。国鉄におきましては、都市間輸送あるいは大都市圈内旅客輸送あるいは定型的な大量貨物輸送等が国鉄の秀でた分野であると考えております。

特性を十分發揮できるよう、総合的な交通体系の中においてその機能を發揮させるべく努力してまいります。

長期債務あるいはいわゆる構造的な経費について御質問がございました。

これらの問題につきましては、国鉄再建監理委員会におきまして、根本的な検討の中に新しい方針を見出していくだけのものと考えまして、政府としては、その委員会の結論を受けた上で適切に対処していくつもりでございます。

労働組合対策の問題でございますが、現在の国鉄の危機的状況につきましては、労使が共通の認識を持った上で、ともにその主体的責任性を確立して、相協力して経営改善施策に取り組むことが基本であると考えております。労働組合の大部分の諸君はまじめに努力しておられると思いますが、一部に国民の理解と信頼に背く行動が見られることは遺憾であります。今後、国鉄労使が国鉄再建のために一層の努力を傾注して、国民の期待にこたえるようにわれわれは希望しておる次第でございます。

国鉄監理委員会を設置することは屋上屋を重ねることではないかという御質問でございますが、現在國鉄にあります監査委員会は国鉄部内の体制委員会を必要と考えまして、総理府に国鉄再建監理委員会を設置することとした次第でございます。

次に、国鉄の経営形態について私と運輸大臣の間に答弁の食い違いがないかという御質問でござりますが、政府は、閣議決定をもって、臨調答申

を最大限に尊重して逐次これを実行することを決めております。国鉄再建監理委員会においても、臨調答申を尊重して、分割民営化を基本線として、その方向でひたすら追求し努力してもらおうことをまたわれわれは期待しておるところでございまして、政府として同委員会の結論を待つてこの対策を講ずるという点においては全く一致してお

ります。

最後に、この法案を撤回する意思はございません。 (拍手)

○國務大臣長谷川峻君登壇 拍手

○國務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

總理大臣から詳細な御答弁がありましたので、二、三私に関するところだけ申し上げます。

まず第一番は、青函トンネルとか構造的な欠損、そういうものをどうするかということでござ

いますが、せつかつくつた青函トンネルでござ

いますから、國民の財産でもありますし、これは活用する。しかし、その場合の借料等については監理委員会等々で御審議をお願いする、こう思つております。

一番大事なことは労使関係でございますが、こ

れは總理からも段々お話をありましたとおり、やつぱり数十万の企業体としての国鉄が、經營者も、それからまた働く諸君も一緒になって一生懸命やる。競争相手は幾らでもあるわけですから、そういうふうな企業性と、そこから自然に公共性が生まれてくる、これをどう実行し、御熱心にやつていただけるかというところに大事な再建の問題があると、こう思つております。

そのほかの経営形態等々の問題については、改めて監理委員会が生まれまして、その五人の委員、国民的良心を代表するような方々によってこの問題の方向づけをされることをわれわれ御期待申し、それをまた總理大臣、お互い皆さん方と御協力の中に実施したいと、こう思つています。(拍手)

〔國務大臣長谷川峻君登壇、拍手〕

○國務大臣(斎藤邦吉君) 青木議員にお答え申し

ておられます。

一番大事なことは労使関係でございますが、こ

れは總理からも段々お話をありましたとおり、やつぱり数十万の企業体としての国鉄が、經營者も、それからまた働く諸君も一緒になって一生懸命やる。競争相手は幾らでもあるわけですから、

そういうふうな企業性と、そこから自然に公共性が生まれてくる、これをどう実行し、御熱心に

やつていただけるかというところに大事な再建の問題があると、こう思つております。

そのほかの経営形態等々の問題については、改

めて監理委員会が生まれまして、その五人の委員、国民的良心を代表するような方々によってこの問題の方向づけをされることをわれわれ御期待申し、それをまた總理大臣、お互い皆さん方と御協力の中に実施したいと、こう思つています。(拍手)

〔國務大臣斎藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私を御指名になりました部分の質疑に対してお答えをいたします。

長期債務の処理及び青函トンネル開業後の負担

増の問題、これにつきましては、国鉄の事業再建を推進する上で解決しなければならない課題であ

るという認識は持っております。また、いわゆる

通学者や身体障害者の方々の公共交通、特定人件

費等についても、国鉄経営上の諸負担の一環として事業再建の上で考慮に入れるべき必要があるとします。そこで、国鉄の事業再建を推進するための全体的な方策につきましては、先ほど来いろいろお答えがござりますが、国鉄再建監理委員会を設置して、同委員会において抜本的な検討が行われまして、その結論をいたくこととしておりま

す。御指摘の諸問題についても、その一環として結論がまとめられることになるうと考へておりませんので、政府としては、委員会の結論を受けて適切に対処をしてまいりたいと、このように考えております。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 上げます。

国鉄再建監理委員会の設置は屋上屋を重ねるの

ではないかといふ御質問でございます。

これに対しまして、私どもは、現在の危機的現

状にある国鉄の事業再建に関する施策は、一国鉄

にとどまることなく、政府全体が一体的に取り組み、その計画的かつ円滑な推進を図ることが必要であると考へておる次第でござります。

政府はこの

であると考へておるのでござります。

生活に多大な影響を及ぼすだけではなく、行政改

革を期待する國民の政治への信頼を左右するもの

でござります。

御承知のとおり、長期債務残高は約十三兆八百億円に上ると見込まれております。まさに国鉄の経営は破産状態でございます。国鉄を今日このよ

うな状態に陥れたのは、歴代政府・自民党的責任

であると言わざるを得ません。国鉄経営が赤字決

算になったのは昭和三十九年からでござ

りますが、中曾根總理、あなたは昭和四十二年運輸大臣

の職にあり、したがつて、その当時経営改善のた

め適切な処置を講じておれば今日の事態は避けられただけでござります。總理、あなたの責任はまことに重大と言わざるを得ません。總理は、国鉄再建をなし得なかつたことをどのように感じ、またその責任をどのように明らかにするか、まずはお伺いしたいのであります。

以下、諸点について御質問いたします。

第一に、国鉄の分割民営化を内容とする臨調の

答申については、交通政策的な視野に欠け、国鉄

の持つ公共的性格を無視して企業性のみを追求し

たものとの批判が強うござますが、公共輸送機

関として国鉄に譲せられた公共性については、ど

う總理はお考えになられているのか、お伺いいた

します。

第二に、臨調が国鉄の経営形態について分割民

営化という思い切った結論を出すに当たつては、

分割民営化を実現すれば、国鉄が運営している鉄

道事業の再建が可能であるとの具体的な裏づけが

あつてのことと思ひますが、分割後の経営見通し

を明らかにしてください。また、分割後、全体と

してどの程度の収支改善が見られるのか、行政管

理官は分割の効果を明らかにしてほしいと思

います。

第三に、北海道、九州、四国地域については、

五十六年度決算でもそれぞれ莫大な赤字を抱えて

おりますが、これらの地域を分離独立させて、経

営が成り立たないばかりでなく、最終的には分割

等についても、国鉄経営上の諸負担の一環とし

て事業再建の上で考慮に入れるべき必要があると

いう考え方でござります。

後の赤字処理を地元公共団体が背負わざるを得なくならうという疑問や不安が強まっておりましたが、運輸大臣はこれにどう対処されるのでございましょうか。

第四に、臨調の答申では、国鉄再建の緊急性にかんがみ、新しい経営形態に移行するまでの間に政府が緊急に対策を講すべき措置として職場規律の確立等十一項目を掲げておりますが、答申が出来てからすでに九ヵ月を経過しております。これまでに政府及び国鉄がとった措置について、運輸大臣、各項目ごとに報告していただけませんでしょうか。

第五に、本案では、新しい経営形態への移行のための施策は、六十二年七月末までに講じられるものとすると明記されております。答申後五年以内に新会社に移行することが求められて、ますます大幅におくれている現在、なお今後四年数ヵ月という短期間の間に新会社への移行が実現可能と考えているのか、明らかにしてください。

第六に、臨調の答申で、新しい経営形態に移行するに際して解決すべき問題として掲げられている長期債務の処理、年金負担の増加の処理、青函トンネル等の開業の負担増の処理については、その具体案づくりが国鉄再建監理委員会の業務とされており、政府はすべて委員会任せの態度をとつておりますが、財政当局があらかじめ基本的な処理方針を打ち出さない限り、国債の大量償還時代を迎える六十年以降に巨額の財政負担を伴う解決策を出すことは困難ではないであります。この間題に対する財政当局のお考えを示していただきたいと思います。

第七に、開業後の国鉄の負担が増加することを理由に、その建設が凍結されている整備新幹線の建設問題について、最近、自民党の財源小委員会が、営業中の新幹線利用者から特急料の一〇%を上積み徴収し財源に充てる、また駅舎の建設費は地元負担とする等の提案を発表しておりますが、

國鉄離が進む中で、営業中の新幹線利用者に建

設費を負担させようという案には賛成ができます。政府はこの問題をどう考へておるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

第八に、最近、国鉄貨物の落ち込みが激しく、

國鉄の全赤字の七割近くが貨物部門から発生していると言われておりますが、国鉄貨物の再編成は緊急課題です。国鉄当局は非能率な従来のヤード方式を改め、拠点間直行方式への切りかえを急いでおりますが、今後の貨物部門立て直しの見通しを明らかにしてください。

第九に、臨調の答申では、分割後の会社に対する政府の規制を私鉄並みにすることを求めており、今後国鉄が自主的な経営活動を行えるようになりますが、中曾根総理は都市再開発に国鉄用地を積極的に活用する構想をお持ちと報じられておりますが、国鉄の事業の多角化や国鉄用地の有効利用策について御所見をお伺いします。

第十に、国鉄再建監理委員会の委員について

は、法案では単に「優れた識見を有する者」から選ぶことになっておりますが、今後の国鉄再建のかぎを握るきわめて重要な人選となり、各方面から注目されております。民間の企業経営経験豊かな人を中心し、官僚のOB等は排除していくべきと考えておりますが、国鉄再建監理委員の人選に対する総理の御方針を明確にしていただきまして、私の質問を終わります。

また、つけ加えさせていただきましたが、本法案の重要性はさることながら、その担当大臣でございます長谷川運輸大臣がお体がすぐれないと仄聞しておりますが、くれぐれも御自愛賜るようこの壇上からお願いする次第でござります。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣 中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 黒柳議員の御質問にお答えを申し上げます。

國鉄の資産あるいは用地の有効利用につきましては、すでに関係法令等を改正いたしまして、投資事業の範囲を拡大し、駅ビルやあるいはホテル等につきましても、これらをさらに活用して国鉄の開発を進め得るようにしておるところでござります。しかししながら、国鉄は現在民間輸送機関との間にきわめて厳しい競争にさらされておるの十分取り入れて改革していく必要があると考えております。

次に、国鉄の事業の多角化あるいは用地の有効利用について御質問がございました。

國鉄の資産あるいは用地の有効利用につきましても、すでに関係法令等を改正いたしまして、投資事業の範囲を拡大し、駅ビルやあるいはホテル等につきましても、これらをさらに活用して国鉄の開発を進め得るようにしておるところでござります。

また、現在の国鉄の財政状況にかんがみまし

問がございました。

國鉄経営が現在のような事情になりました点につきましては、國鉄を取り巻く情勢がきわめて厳しい状況になつたにもかかわらず有効な対応力を失つておったという点があると思います。私も運輸大臣在職者といたしまして、これらに對して徹底的な政策を行ひ得なかつたことをはなはだ遺憾に存じておる次第でございます。

なお、國鉄経営者のみでは解決し得ないわゆる構造的問題につきましては、國鉄自身の経営改善努力を前提といたしまして国等におきましても措置を講じ、また将来措置を講ずるものと考えております。

國鉄の公益性について御質問がございました。

北海道、四国、九州など、分割した場合に経営が成り立たないのじゃないかと、こういうお話をございましたが、分割民営といふことにつきましては、それによって経営責任の明確化による企業性の発揮、それからまた各地域の交通需要等の実態に即した運営が可能となるうと存じます。その効果も期待できますので、一概に現実性がないとは断定できないと考えております。

残余の御質問は関係大臣より御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣長谷川峻君登壇 拍手〕

○國務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

北海道、四国、九州など、分割した場合に経営

が成り立たないのじゃないかと、こういうお話をございましたが、分割民営といふことにつきましては、それによって経営責任の明確化による企業性の発揮、それからまた各地域の交通需

求等の実態に即した運営が可能となるうと存じます。その効果も期待できますので、一概に現実性

がないとは断定できないと考えております。

なお、政府が國鉄に対して緊急措置としてやつたことを詳細に報告せよということござります。

監理委員会で適切な結論がまとめられたと存じております。

なお、政府が國鉄に対して緊急措置としてやつたことを詳細に報告せよということござります。

ましては、閣議決定を受けて、運輸省では直ちに国鉄再建緊急対策推進本部を設け、内閣総理大臣を長とする国鉄再建対策推進本部と密接な連絡をとりつつ、各項目について強力に推進しているところです。

特に、そのうち、職場規律の確立を初め、無料乗車証制度、兼職議員の承認等の見直しについて

は、すでに一応の成果が上がっているものと考えております。また、要員の合理化、設備投資の抑制、資産処分の促進等についても、その趣旨を盛り込んで五十八年度予算を編成しているところであります。さらに、貨物営業の合理化につきまし

ては、昨年十一月のダイヤ改正で、経営改善計画で六十年度までに予定していた合理化計画を前倒して実施したところであります。今後さらにダイヤ改正を行い、拠点間直行輸送体制を確立することとしており、地方交通統対策の促進等の問題につきましても具体的施策を逐次実施していく考えであります。

新幹線利用者に整備新幹線の建設費を上乗せるような話があるが、いかがかと、こういう御質問がありました。

整備新幹線の整備は、地元の強い要望もあります。新幹線利用者に整備新幹線の建設費を上乗せず、新幹線利用者に整備新幹線の建設費を上乗せするような話があるが、いかがかと、こういう御質問がありました。

整備新幹線の整備は、地元の強い要望もあります。

新幹線利用者に整備新幹線の建設費を上乗せずして、国土の均衡ある発展のため、そういう見地からも長期的には必要なものと考えておりますが、

今日のようないくつかの問題を考慮しますと、慎重に検討する必要があると考えております。

国鉄貨物部門の立て直しの見通しといふことでござりますが、最近の国鉄貨物經營の現状にかんがみまして、今後とも一層国鉄貨物經營の合理化を進めることが必要であると考えております。このた

めに非効率的なヤード経由輸送を全廃して、拠点間直行輸送体制への輸送システムの全面転換等抜本的な合理化政策を講じまして、昭和六十年度に貨物固有経費においては收支均衡を図るようにしております。

最後に、黒柳議員から私に対する御配慮がありましたがことを心から感謝し、こういう法律案にはしっかりとがんばってまいりたいと、こう思っておりますが、御協力ををお願いします。(拍手)

○國務大臣齊藤邦吉君登壇 拍手 ○國務大臣竹下登壇 拍手

○國務大臣(齊藤邦吉君) 黒柳議員にお答えを申し上げます。

國務大臣(齊藤邦吉君) 黒柳議員にお答えを申し上げます。

官 報 (号 外)

い得る仕組みを早急に導入することが必要である

という考え方方に立って、分割民営化を提言された

わけであります。

調査会におきましては、こうした民営分割後の効果については次のように述べておるわけでござります。

「つは、経営責任を明確化することによって企業性を發揮することができる、経営規模を適正化することによって適切な経営管理を確保することができるのではないか、それから次に、関連事業範囲の拡大によりまして採算性を向上することができる、また、各地方地方の交通需要等の実態

に即した運営ができるではないか、こうした効果を期待されると述べておるわけでございますが、

分割民営化のこうした問題についての具体的な事柄につきましては国鉄再建監理委員会の検討にゆだねたいと、かように考えておるところでございまます。(拍手)

○國務大臣竹下登壇 拍手 ○議長(鶴永正利君) 立木洋君

〔立木洋君登壇 拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、日本

の負担増の問題であります。国鉄の事業再建を推進する上で解決しなければならない課題である

といふ認識は持つておるつもりであります。

また、年金負担につきましては、国鉄経営上の諸負担の一環として、事業再建の上で考慮に入れ

る必要があると考えております。

国鉄の事業再建を推進するための全体的な方策につきましては、先ほど来申し述べられておりま

すように、国鉄再建監理委員会を設置いたしま

して、その委員会において抜本的な検討を行って結論を得ることといたしておるところであります。

○國務大臣齊藤邦吉君登壇 拍手

○國務大臣(齊藤邦吉君) 黒柳議員にお答えを申し上げます。

官 報 (号 外)

親特別使用料として徴収して、その二分の一を国

鉄経営改善に、そしてまた、その二分の一を整備

新幹線の建設財源とすることを中心とする案が検討されておるということは、非公式ではございま

すが、伺っております。

本件につきましては、御指摘にもございました

さまざまの問題もござります。また、国鉄経営に及ぼす影響も考慮する必要があるなど非常に問題の多いところでござりますので、今後慎重な検討

を要する課題であると、このように考えております。(拍手)

ことは余りにも明白であります。とりわけ十年前に始まる第二次国鉄財政再建計画は、田中角栄元総理の日本列島改造論に沿って、それまでの設備投資計画を一挙に三倍以上に拡大したことが多大な長期債務をさらにふくらませ、国鉄財政の破綻を決定的にしたのです。

政府・自民党は、これまで、これが最後のチャンスであるだとか、今度こそ再建は可能であるだとか公約をし、昭和五十二年に国鉄運賃法定緩和・運賃自由化法、五十五年には国鉄経営再建促進特別措置法を強引に成立させましたが、その結果は一体どうだったでしょうか。国鉄経営は逆に加速度的に困難を増しているのが実情ではあります。

旅客の黒字で貨物の赤字を補う運賃政策の誤り、採算無視の東北・上越新幹線、青函トンネルなどの大規模な投資計画のすぎんざ、そして繰り返す運賃値上げと借金の積み重ね、こうしたその場所のぎの無責任さは一体どうしたことでしょうか。国鉄をこのよだな危機に追い込んだ責任を他人に転嫁することはなく、政府・自民党の責任について総理の明確な答弁を求めるものであります。質問の第二は、本法案の持つ重大性についてであります。

その一つは、監理委員会の広範で強力な権限についてであります。

衆議院の審議でも明らかかなようだ、この監理委員会は、「国鉄再建の方向づけ、枠組みづくりを通常の審議会のよう受け身の立場ではなく、能動的に、企画、審議、決定し、総理大臣に意見を述べ」、総理は「これを尊重し」、実行について「報告し」、委員会は「通知」を受けることが法律上義務づけられています。さらに、経営改善計画はもちろん、予算についても意見を述べ、関係省庁を含め資料の提出、協力、調査の権限を持ち、必要な勧告をも行うチエック機能さえ与えられているのであります。

このようないわば強大な権限の行使は、これま

で本院で積み重ねられてきた国鉄再建問題の審議にも対抗しかねないものであります。しかも、監理委員会の審議は、国会と異なって、審議日程や議事録等の公表、公聴会のような国民の意見の聴取などの法的義務を負わされてはいません。これでまさに事實上の密室審議ではございませんか。二つ目は、巨額な長期債務、年金問題、青函トンネルや本四連絡鉄道の負担区分など、国がはっきりと責任を明示すべきことをすべてあいまいにしている点であります。

政府はすべて監理委員会で検討されるべき課題として何ら明確な答弁をしようとしていませんが、事は国の財政、国民の税金にかかる問題であります。いわば監理委員会の性格を左右する重大な問題を回避し、何ら説明しようとしたことは無責任きわまりない態度であります。それとも、すべてを白紙委任しろということでしょうか。これではまさしく国会軽視のもつながりかねない問題であり、以上の二点について総理の見解を求めるものであります。

質問の第三は、国鉄の再建とは縁もゆかりもない臨調の分割民営化がもたらすおそるべき被害についてであります。

衆議院の審議では連合審査や公聴会も行われず、審議時間も重要法案としては異例的な短時間といふ強引に通過させられました。これは国鉄の分割民営化が国民の足を奪い、全国的路線網の解体をもたらすものであることが明らかにないことを恐れてのことではありませんか。

政府も臨調も、臨調答申に沿って地域分割された民営鉄道の経営が成り立つ根拠を全く示すことのできないではないですか。たとえば北海道の場合、資本費や年金、退職金負担の特定人件費を取り除いた幹線系線区五線だけをとつてみましても年間九百億円以上の赤字、営業係数は二・九にもなっているのであります。北海道を初め、東北、四国、九州には黒字の路線は一つもありません。経営が成り立たなければレールは次々とはが

され、鉄道網がたたかれて分断されることと、民営鉄道の不採算路線廃止の歴史が示しているとおもります。

世界的に見ましても、鉄道網の崩壊を防ぐために、分立していった民営鉄道を国有化、公有化しているのが大勢ではありませんか。まさしく国鉄の分割民営化は歴史の進歩に逆行するものであり、国民の足を奪うことのような鉄道網の解体と切り捨てに地域住民の批判が高まるのはきわめて当然のことであります。だからこそ、いま地方では自民党の国会議員でさえ、「ローカル線は守ります、国と地方は違います」と公言するほど矛盾が広がっているのではないか。これでも総理、あなたは、臨調答申を最大限尊重し、あくまで国はつべきとお述べ、いたいたいのであります。

最後に、私は、眞の国鉄再建のための条件と再建の展望をどのように切り開くべきかという点についてお尋ねをいたします。

何よりも国鉄再建のために、これまでのしき遺産をきっぱりと捨て、新しい出発のための改善措置を思い切って実行することであります。具体的には、毎年のように指摘される国鉄の巨額の浪費、むだ遣いの根絶を図ること。そのためには、国鉄の工事発注や資材購入などで国鉄高級官僚と大企業の癒着を絶つこと。また、国鉄が責任を持つ部分と国鉄が責任を持つ部分、費用分担の原則をはつきりさせることも急務であります。以上の点について、総理の明確な答弁を求めます。

わが党は、國民とともに眞の国鉄再建のために最後まで奮闘することを述べて、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 立木議員の御質問に

まず、國鉄を現状に追い込んだ責任いかんといふ御質問でございます。すでに申し上げましたように、國鉄を取り巻く情勢がきわめて厳しい状況になつたにもかかわらず、これに対して國鉄が十分な対応力を發揮し得なかつたという点が基本的にはまだ経営者がやる責任、このことをきらうとしままでと違つて決めていただけで、そして國民の前に了解をしておりません。これらの改革のために、今回監理委員会を設置して、抜本的改革を目指しておるところです。長谷川運輸大臣。

また、國鉄の経営努力のみでは解決しがたいわゆる構造的問題につきましては、國鉄自身の經營改善努力を前提にいたしまして、政府といいましても大いに協力をしてくれるところでござります。

また、分割民営を强行するのかと、こういう御質問でございますが、諸外国における状況をそのままわが国に適用することは必ずしも適当でないと考えます。いずれにいたしましても、わが国の國鉄が未曾有の危機的状況に陥りました原因をよく探求いたしまして、わが国にはわが國固有の事情もあるわけでござりますから、それらを一つ一つ抜本的に解決する方策を見出す必要があるのでござります。このような意味におきまして、今回、國鉄再建監理委員会を設置して、経営のあり方を含め、經營全般にわたつて抜本的な検討を行おうとしておるのでござります。

ささらに、國鉄の再建のために國が責任を持つ部分と國鉄が責任を持つ部分の費用負担の原則を明確にすべきではないか、こういう御質問でござります。

確かに、御指摘の点は考えなければならぬ点があるように思ひます。國鉄自体の經營改善努力をいたしまして、所要の行政上の措置を講ずる必要があると考へております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 立木議員の御質問に

○副議長(秋山長治君) 小西博行君。

〔小西博行君登壇 拍手〕

○小西博行君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました日本国有鉄道の經營する事業の再建の推進に関する臨時措置法案に關し、総理並びに運輸大臣に対して質問を行ふも

のであります。

御承知のとおり、いまや国鉄の経営は危機的状況を通り越して破産状態にあり、一日も早い再建が強く求められております。すなわち、国鉄の赤字は、五十七年度で一兆三千八百五十三億円、五十八年度では一兆六千八百九十九億円と見込まれておなり、五十七年度末における累積赤字は八兆九千七百二十一億円に達するとされております。また、累積赤字を含めた長期債務は、五十七年度末で十八兆四千四十億円に上り、五十八年度の支払い金利総額は一兆四千二百七十四億円に及んでおります。しかもこのうち三千四百五十七億円は、棚上げされた債務に対する金利であり、全額政府が支払っているものであります。

また、退職者の増大や職員数の減少に伴い、いわゆる特定退職金や特定年金の負担が急増してい

て、国鉄経営を一層圧迫しているのであります。特に、国鉄共済年金は加速度的に収支状況が悪化しており、昭和六十二年には積立金も底をついて破綻を迎えることが確実となっております。

このように、国鉄の経営は文字どおり破産状態に直面しておりますが、かかる事態を招いた第一の責任は政府・自民党にあると言わざるを得ません。

政府は、国鉄経営が破綻に向かっていることを知りながら、これを放置し、総合交通体系の中に適正に位置づけることも怠り、逆に採算のとれないいいわゆる政治路線を建設してきたのであります。また、国鉄の職場規律の亂れを知りながら、事なかれ主義的な立場に立ってこれを黙殺してきたことも重大な問題であります。国鉄改革の推進に当たっては、まず政府・自民党がこうした点について厳しく反省することが必要であります。

第二の責任は、国鉄労使の対応であります。

国鉄経営が破産の危機に直面しているにもかかわらず、国鉄労使の状況認識や再建への努力は依然として不十分と言わざるを得ません。昨年来、新規採用の停止、職務統合検査と職場協議制の改

定、無料乗車証の廃止等の措置が実施され、やみ休暇ややみ超勤、ボカ休みや時間内の組合活動などは減少しているとはいえ、国鉄の現状に対する認識は労使ともに依然として甘いのが現実であります。

このように、いまや国鉄は、経営の面でも職場規律の面でも決定的な行き詰まりを見せており、抜本的な改革が一刻も早く求められているのであります。臨調答申は、国鉄を破産状態にあると規定し、これを改革するには公社制度をやめ、国鉄を分割して特殊会社とし、条件の整ったものから逐次民営化するという思い切った方向を打ち出した。そして、国鉄改革の具体的な方法を決定するかための機関として、国鉄再建監理委員会の設置を求めております。

わが党は、こうした臨調答申を基本的に評価し、国鉄改革を強力に推進する立場に立って、以下の諸点について質問をいたします。

まず第一は、政府の国鉄改革に対する基本方針についてであります。

本法律案は、第一条において、「国は」「臨時行政調査会の答申を尊重して日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備すること」と規定しております。言うまでもなく、臨調答申の基本方針は、国鉄を分割して特殊会社として、逐次これを民営化していくといふものであります。本法律案の第一条において臨調答申の尊重を規定したこととは、国鉄改革についての政府の基本方針は、国鉄のいわゆる分割民営化となるのであります。委員会がいかなる改革案を示すかではなく、政府としての方針について、総理の明快な御答弁をいただきたいと存じます。

第二は、再建監理委員会の性格についてであります。

法律案は第二条において、「国は、前条に規定する体制整備を図るために必要な施策を講ずる」とし、これを受けた第四条において、「第二条の

国策の策定に資するため」「国鉄再建監理委員会を置く」と定めています。すなわち、監理委員会は臨調答申を尊重し、国鉄の分割民営化を認識は労使ともに依然として甘いのが現実であります。

このように、いまや国鉄は、経営の面でも職場規律の面でも決定的な行き詰まりを見せており、抜本的な改革が一刻も早く求められているのであります。臨調答申は、国鉄を破産状態にあると規定し、これを改革するには公社制度をやめ、国鉄を分割して特殊会社とし、条件の整ったものから逐次民営化するという思い切った方向を打ち出した。そして、国鉄改革の具体的な方法を決定するかための機関として、国鉄再建監理委員会の設置を求めております。

わが党は、こうした臨調答申を基本的に評価し、国鉄改革を強力に推進する立場に立って、以下の諸点について質問をいたします。

まず第一は、政府の国鉄改革に対する基本方針についてであります。

本法律案は、第一条において、「国は」「臨時行政調査会の答申を尊重して日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備すること」と規定しております。言うまでもなく、臨調答申の基本方針は、国鉄を分割して特殊会社として、逐次これを民営化していくといふものであります。本法律案の第一条において臨調答申の尊重を規定したこととは、国鉄改革についての政府の基本方針は、国鉄のいわゆる分割民営化となるのであります。委員会がいかなる改革案を示すかではなく、政府としての方針について、総理の明快な御答弁をいただきたいと存じます。

第二は、再建監理委員会の性格についてであります。

法律案は第二条において、「国は、前条に規定する体制整備を図るために必要な施策を講ずる」とし、これを受けた第四条において、「第二条の

国策の策定に資するため」「国鉄再建監理委員会を置く」と定めています。すなわち、監理委員会は臨調答申を尊重し、国鉄の分割民営化を認識は労使ともに依然として甘いのが現実であります。

このように、いまや国鉄は、経営の面でも職場規律の面でも決定的な行き詰まりを見せており、抜本的な改革が一刻も早く求められているのであります。臨調答申は、国鉄を破産状態にあると規定し、これを改革するには公社制度をやめ、国鉄を分割して特殊会社とし、条件の整ったものから逐次民営化するという思い切った方向を打ち出した。そして、国鉄改革の具体的な方法を決定するかための機関として、国鉄再建監理委員会の設置を求めております。

わが党は、こうした臨調答申を基本的に評価し、国鉄改革を強力に推進する立場に立って、以下の諸点について質問をいたします。

まず第一は、政府の国鉄改革に対する基本方針についてであります。

本法律案は、第一条において、「国は」「臨時行政調査会の答申を尊重して日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備すること」と規定しております。言うまでもなく、臨調答申の基本方針は、国鉄を分割して特殊会社として、逐次これを民営化していくといふものであります。本法律案の第一条において臨調答申の尊重を規定したこととは、国鉄改革についての政府の基本方針は、国鉄のいわゆる分割民営化となるのであります。委員会がいかなる改革案を示すかではなく、政府としての方針について、総理の明快な御答弁をいただきたいと存じます。

第二は、再建監理委員会の性格についてであります。

法律案は第二条において、「国は、前条に規定する体制整備を図るために必要な施策を講ずる」とし、これを受けた第四条において、「第二条の

次に、国鉄の分割民営化の具体的方法を検討するのかどうかという御質問でござります。

政府は、すでに閣議決定をもつて、臨調答申を最大限に尊重して、逐次これを実行すると明言しております。国鉄再建監理委員会におきましても、同じく臨調答申を尊重して、分割民営化を基盤としてその方向で努力してもらうことになっておりまして、このように期待しておる次第でございまして、委員会の結論を踏まえて政府としては対処してまいります。

再建監理委員会の構成につきまして御質問がございました。

委員長及び委員の入選につきましては、幅広い国民的視野と見識を持ち、かつ国鉄改革に熱意と実行力をもつた人材を選任して御期待におこたえいたしたいと思っております。具体的な入選につきましては、申し上げましたように、法案の成立後速やかに実行いたしたいと思います。

なお、監理委員会の決定尊重と国鉄改革推進に関する私の決意いかんという御質問でございますが、監理委員会の御意見につきましては、これで最大限に尊重して、所要の施策を強力に推進してまいり決意でござります。何とぞ御協力をお願ひいたします。

(拍手)

[国務大臣長谷川峻君登壇、拍手]

○国務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

私たちには、いま、五十兆円の予算審議を終わつたわけでそれとも、百兆円の国債を抱えてゐる。国鉄の場合は毎年二兆円づつの赤字を出している。これの解消ということがすでにいまや国民的課題となつて世論となり、そしてまたこのために国鉄再建監理委員会法案を皆さんに御審議を願うわけでありますから、総理が決意されたと同様な気持ちでこの法案の通過をお願いする次第であります。

もう一つは人選の問題ですが、総理からも御答弁がありましたが、やはり土光さんがあればけ信用がある、その方が行政改革をしっかりと唱えた

から国民的ムードも起り、必要性というのが一般的に徹底したと私は思つております。そのことからしますといふと、このたびのこの委員会の委員長並びにその他の諸君は同じような方々がなられます。國は期待し、そしてまた法案が通過した後、関係者と具体的に御相談申し上げたいと、こう思つております。

事務局の話が出ましたが、やはり各役所からずっと出ることもいいでしようけれども、おつしやるようだ。ただいま国鉄などは民営鉄道の経営方式などというものを考えなければならないとうことも考へておる時代でござりますから、民間側のそうした方々の御意見などを反映されるよう形でやつていくのも一つの方法ではなかろうかと、こう思つております。

(拍手) 以上申し上げまして私の答弁を終わります。

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第二 千九百八十三年の国際コーアー協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

日本第三 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麥貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

日程第四 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の要點について承認を求める件

日程第七 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドミニコとの間の条約の締結について承認を求める件(衆議院送付)

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 領事關係に関するヴィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

一、費用 国際コーアー機関分担金として、昭和五十八年度予算に三千三百五十八万九千円が計上されている。

千九百八十三年の国際コーアー協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和五十八年二月二十八日 内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十三年の国際コーアー協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

千九百八十二年の国際コーアー協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

千九百八十三年の国際コーアー協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

千九百八十二年の国際コーアー及びコート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

千九百八十二年の国際コーアー及びコート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

めの件

左措置と認める。

一、委員会の決定の理由 この協定は、延長された千九百七十六年の国際コーアー協定に代わるものであつて、輸出割当ての実施によつて国際市場におけるコーアーの価格の著しい変動を防止し、コーアーの需要と供給との間の妥当な均衡を達成することも目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、開発途上にあるコーアー生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から有意義であると考えられるので、妥当

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第一号(その二) 千九百八十三年の国際コーコー協定の締結について承認を求める件外六件

二四六

であつて、この協定を締結することは、輸入国である我が国にとつても利益をもたらすとともに、開発途上にあるジユート及びジユート製品輸出国の経済発展に協力する等の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

### 一、費用

国際ジユート機関分担金として、昭和五十八年度予算に二百九十六万九千円が計上されている。

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

### 千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

一、費用  
昭和五十八年度予算に国際小麦理事会分担金として三千八百七十三万五千円、また食糧援助規約の援助義務を履行するために必要な経費として二百十億五千四百七十七万四千円がそれぞれ計上されている。

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

これらの議定書は、千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間が本年六月三十日に満了することにかんがみ、兩規約の有効期間をそれぞれ三年間延長しようとするものである。我が国がこれらの議定書を締結することは、小麦の需給関係を安定させ、また開発途上国における食糧不足を緩和するための国際協力に引き続き貢献する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めめた。

### 一、費用

昭和五十八年度予算に国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する三千九百八十三年の議定書の規定に基づき、国会の承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右

昭和五十八年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する三千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

千九百七十一年の国際小麦協定及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する三千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

千九百七十一年の国際小麦協定及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する三千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この改正は、一方でフランスが、他方で米国とスペインがそれぞれ歴史的事実に由来する國家的事業として計画している二つの国際博覧会

の開催を可能にするため、国際博覧会の開催間隔を例外的に短縮することができる」とともに、この改正を受諾することは、国際博覧会を通じる国際協力の円滑な推進に資することとなり、有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

### 一、費用

#### 別に費用を要しない。

千九百七十一年の国際小麦協定及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する三千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この改正は、一方でフランスが、他方で米国とスペインがそれぞれ歴史的事実に由来する国家的事業として計画している二つの国際博覧会

## 官報(号外)

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について  
承認を求める件

一、費用  
別に費用を要しない。

この条約は、諸国間の領事関係に関する国際法の規則の明確化及び統一化を図るものであつて、領事上の特権及び免除その他領事関係全般について定めている。また、選択議定書は、この条約の解釈又は適用から生ずる紛争を国際司法裁判所の義務的管轄に付託すること等を定めたものである。我が国がこの条約及び選択議定書を締結することは、これまで主として国際慣習法によつて規律されてきた我が国と諸外国との間の領事関係を一層円滑に処理する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用  
別に費用を要しない。

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正  
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について  
承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は、諸国間の領事関係に関する国際法の規則の明確化及び統一化を図るものであつて、領事上の特権及び免除その他領事関係全般について定めている。また、選択議定書は、この条約の解釈又は適用から生ずる紛争を国際司法裁判所の義務的管轄に付託すること等を定めたものである。我が国がこの条約及び選択議定書を締結することは、これまで主として国際慣習法によつて規律されてきた我が国と諸外国との間の領事関係を一層円滑に処理する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について  
承認を求める件

一、費用  
別に費用を要しない。

この条約は、スウェーデンとの現行の租税条約を、OECODモデル条約等を踏まえて全面的に改正しようとするものであつて、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税標準、船舶又は航空機による国際運輸業の所得に対する相互免稅配當、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、文化交流のための両

所得に対する相手国の租税免除、短期滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定したものである。この条約の締結により、我が国とスウェーデンとの間の二重課税の回避の制度が更に整備され、両国間の経済及び文化交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求める件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

審査報告書

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について  
承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行のドイツ連邦共和国との租税協定を修正補足し、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料について源泉地国課税を相互に免除しようとするものである。この議定書の締結により、我が国とドイツ連邦共和国との間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済関係の緊密化に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める件

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

所得に対する相手国の租税免除、短期滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二

議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

昭和五十八年三月二十五日

参議院議長 德永 正利殿 衆議院議長 福田

審査報告書

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十五日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について  
承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十五日

参議院議長 德永 正利殿 外務委員長 増田 盛

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行のドイツ連邦共和国との租税協定を修正補足し、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料について源泉地国課税を相互に免除しようとするものである。この議定書の締結により、我が国とドイツ連邦共和国との間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済関係の緊密化に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める件

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

所得に対する相手国の租税免除、短期滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二

議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

昭和五十八年三月二十五日

参議院議長 德永 正利殿 衆議院議長 福田

昭和五十八年四月十二日  
農林水産委員長 下条進一郎  
参議院議長 德永 正利殿

二四八

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

〔本号(その二)に掲載〕

〔増田盛君登壇 拍手〕

○増田盛君 ただいま議題となりました条約七件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九八三年の国際コーヒー協定は、現行の国際コーヒー協定にかわるものでありまして、輸出割り当ての実施によって世界のコーヒーの価格の安定と需給の均衡を図ることを目的とするものであります。

次に、一九八二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定は、研究開発等の事業の実施を通じてジユート及びジユート製品輸出国の輸出収入の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書は、この協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約が本年六月末に失効いたしまして、その有効期間をそれぞれ三年間延長する

ことを定めたものであります。

次に、国際博覧会条約の改正は、フランスが一九八九年に開催を希望している革命二百年記念万国博覧会と、米国及びスペインが一九九二年に希望しているコロンブス新大陸発見五百周年記念万国博覧会の双方の開催を可能にするため、国際博覧会の開催間隔を例外的に短縮することとするものであります。

次に、領事関係に関するウイーン条約は、領事上の特権免除その他領事関係全般に関する国際法の規則の明確化と統一化を図るものであり、また、選択議定書は、この条約の解釈または適用から生ずる紛争の義務的解決について定めたものであります。

次に、スウェーデンとの租税条約は、現行条約を、最近の条約例を踏まえて全面的に改正しようとするものであります。事業所得に対する相手国

の課税基準、国際運輸所得に対する相互免稅、配当利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減等を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定しております。

最後に、ドイツ連邦共和国との租税協定の修正補足第二議定書は、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料に関する源泉地国課税を相互に免除するため、現行協定に所要の修正補足を行ふものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

〔副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。よつて、三件は承認することに決しました。〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

以上御報告いたします。(拍手)

昭和五十八年度漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び業務勘定に一般会計より受入として八十一億六千九百九十四万五千円が計上されている。

一、費用

昭和五十八年度漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び業務勘定に一般会計より受入として八十一億六千九百九十四万五千円が計上されている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

昭和五十八年度漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び業務勘定に一般会計より受入として八十一億六千九百九十四万五千円が計上されている。

さて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、漁船損害等補償制度が、厳しい情勢下にある漁業経営の安定対策として、より有効にその機能を發揮し得るよう、今後においても、その内容の充実に努めること。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、漁船損害等補償制度が、厳しい情勢下にある漁業経営の実態に即した

弹性的運用を図ること。

二、國が、漁船積荷再保険事業を実施するに當たつては、保険契約、損害査定等が、画一的、形式的にならないよう、また、保険金支払いが、迅速になされるよう、漁業経営の実態に即した

三、試験実施期間中ににおける漁船積荷保険事業の実績にかかるがみ、純保険料率の引下げに努めるとともに、一層の加入の拡大を図ること。

また、漁船保険中央会に積み立てられた支払準備金については、漁船積荷保険事業の円滑な運営と健全な発展のために使用すること。

四、漁船損害等補償制度の安定的な運営を確保し、付加保険料率の引下げを図るため、経営基盤のせり弱い漁船保険組合の格差是正のための補助事業の活用と併せて、合併等の推進についても検討すること。

右決議する。

参議院議長 德永 正利殿

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十四日

衆議院議長 福田 一

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案  
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案  
目次中「第四節 漁船乗組船主保険(第百二十二条—第一百一十六条)」を「第四節 漁船乗組船主保険(第百二十二条—第一百一十六条)」に改め、同条第三項中「第一百二十二条の二—第一百一十六条の六」に改める。

第一条中「防止する」を「防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんする」に改める。

第二条第一号中「及び漁船乗組船主保険事業」を「漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業」に改め、同条第三号中「及び前号の」を「前号の」に改め、「に係る再保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加える。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の省令で定める物(以下「漁船積荷」という。)を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。)により生じた損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

第二十一条第一項第七号中「及び漁船乗組船主保険」を「漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険」に改める。

第九十四条、第九十五条第一項及び第九十六条中「又は漁船乗組船主保険」を「漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険」に改める。

第九十七条中「又は漁船船主責任保険」を「漁船船主責任保険」に改め、「に伴つて事故が発生したとき」の下に「又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したとき」を加える。

第九十八条第一項中「種類等」の下に「(漁船積荷保険にあつては、当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等を含む。)」を加え、同条第二項中「その構造」を「その構造」に改め、「増加する場合」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の危険がその管理方法等の重大な変更により著しく増加する場合」を加える。

第九十九条の見出し中「漁船」を「漁船等」に改め、同条中「漁船」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等」を加える。

第一百条第三号中「又は漁船船主責任保険」を「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に、「又はその運航」を「若しくはその運航又は保険の目的たる漁船積荷」に改める。

第一百三十三条中「並びに漁船乗組船主保険事業」を「漁船乗組船主保険事業並びに漁船積荷保険事業」に改める。

第一百三十三条の十一第二項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」を「当該満期保険の各保険料期間」に改める。

第三章に次の二項を加える。

第三章に次の二節を加える。

第五節 漁船積荷保険

(被保険者たる資格)

第一百二十六条の二 漁船積荷保険の被保険者たる

資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

(組合のてん補責任)

第一百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険

の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故

によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に

関して必要な事項は、省令で定める。

(保険関係の消滅)

第一百二十六条の四 漁船積荷保険の保険関係は、

当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を

積載した漁船を保険の目的とする普通保険の保

険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、

当該普通保険の保険関係の当事者たる組合及び

組合員の間に当該漁船につき当該普通保険の保

険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とす

る普通保険の保険関係が成立したときは、この

限りでない。

2 前項の場合には、第一百二十条第三項の規定を

準用する。

(委付の原因)

第一百二十六条の五 次の場合には、被保険者は、

漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を組合

に委付して保険金の支払を請求することができ

る。

一 漁船積荷を積載した漁船が沈没したとき。

二 漁船積荷を積載した漁船が修繕することができなく

なつたとき。

三 漁船積荷を積載した漁船が漁獲物その

できなくなつたとき(漁船積荷が漁獲物その

なつたときに限る)。

2 前項第三号の規定に該当する場合について

は、省令で定める。

(準用規定)

第一百二十六条の六 組合の漁船積荷保険について

は、第一百十一条の四、第一百十三条第三項及び第

四項、第一百十三年の四、第一百十三年の五、第一百

十三年の七、第一百十五年の四、第一百十六年の

並びに第一百十七条並びに商法第六百四十七条、第

六百四十八条、第六百五十二条、第六百五十九

条、第六百六十一条から第六百六十三条まで

(損害保険の総則)、第八百三十四条第一項、第

八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七

条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から

第八百四十二条まで(保険委付)の規定を準用す

る。この場合において、第一百十三条第三項中

「その組合員」とあるのは「その組合員及びその

組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船第五項に

規定するものを除く。」に積載した漁船積荷」と、

「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条

第四項中「前三項」とあるのは「第一百二十六条の

六において準用する前項」と、第一百十三条の四

第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷

保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる

漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第一号中「普通損害保険」と、

「漁船積荷保険」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷」と、同条第三号中「並びに漁船乗組船主保険事業」を「漁船乗組船主保険事業並びに漁船積荷保険事業」に改め、「に係る再保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加える。

2 前項第三号の規定に該当する場合について

は、省令で定める。

務」と、同法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」とあるの「第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同法第八百三十三条第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の五第一項第一号及ビ第三号」と読み替えるものとする。

第百三十八条の十二中「漁船保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第百三十九条の十三第一項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加える。

第百三十九条の十四第一項中「及び特殊保険」

を、特殊保険及び漁船積荷保険に改める。

第百三十九条の十五第一項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」

を当該満期保険の各保険料期間に改め、同条に

次の一項を加える。

5 漁船積荷保険に係る再保険料率は、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

第百三十九条の十六第一項中「第一百三十三条の十

六第三項」の下に「及び第一百二十六条の六」を加え、「又は第一百三十三条の十六第一項若しくは第二項」を「第一百三十三条の十六第一項若しくは第二項」を「第一百三十三条の十六第一項若しくは第二項」を「第一百二十六条の四第二項において準用する第一百二十二条第三項」に改める。

第百三十九条の十八第一号中「又は特殊保険」を「特殊保険又は漁船積荷保険」に改める。

第百三十九条の十九第一項中「漁船保険」の下に「若しくは漁船積荷保険」を加え、同条第一項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加える。

第百三十九条の二十第一項中「第一百十二条の六」

の下に「及び第一百二十六条の六」を加える。

第百三十九条の二十一第一項中「漁船保険」を

「又は漁船積荷保険」を加える。

官 報 (外)

第百三十九条第一項第二号中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第二項第一号中「による損害」の下に「対象漁船の価額を超える」を「前二項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第二欄」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第百三十九条の二第一項中「又は漁船保険」を「漁船保険」を「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に改め、同条第二項中「前二項」を「前二項」に改め、同条第三項まで及びに改める。

第百四十条第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及びに」を「から第三項まで及びに」に改める。

第百四十二条第一項中「第一百二十二条」の下に「及び第一百二十六条の六」を加える。

附則第五項中「漁船船主責任保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加え、「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に改め、「という。」の下に「及び組合が漁船積荷保険によつて被保険者に對して負う保険責任のうち漁船積荷保険再保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業(以下「漁船積荷保険補完再保険事業」という。)」を加え、附則第六項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に、「特別の」を「それ特別の」に改め、附則第七項及び第八項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」に改め。

る。

第百三十九条第一項第二号中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第二項第一号中「による損害」の下に「対象漁船の価額を超える」を「前二項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第二欄」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第百三十九条の二第一項中「又は漁船保険」を「漁船保険」を「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に改め、同条第二項中「前二項」を「前二項」に改め、同条第三項まで及びに改める。

百分の二十一

百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五

百分の十五

百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五

百分の十五

百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五

百分の十五

百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五

百分の十五

百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五

3 漁船保険中央会は、前項の規定により同項に規定する権利義務が特別の勘定に帰属したものとは、第一項の規定にかかわらず、失効前の臨時措置法の規定に基づく漁船積荷保険に係る再保險事業に係る経理については、前項の規定により当該権利義務が帰属した特別の勘定において整理しなければならない。

(満期保険に関する経過措置)

第四条 新法第一百三十三条の十一第一項及び第一百三十八条の十五第二項の規定は、その保険期間の開始日がこの法律の施行の日前の日である。

第十五条第一項の規定は、公布の日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第二条 漁船積荷保険臨時措置法の失効

附則第五条第一項中「漁船船主責任保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加え、「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に改め、「という。」の下に「及び組合が漁船積荷保険によつて被保険者に對して負う保険責任のうち漁船積荷保険再保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業(以下「漁船積荷保険補完再保険事業」という。)」を加え、附則第六項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に、「特別の」を「それ特別の」に改め、附則第七項及び第八項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」に改め。

第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法違反する行為及び附則第三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる保険事業又は再保険事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部

置

第三条 臨時措置法の失効の際現に存する臨時措置法に基づく漁船積荷保険の保険契約並びに当該保険契約に係る保険事業、再保険契約及び再保険事業については、臨時措置法の失効後もなお從前の例による。

2 失効前の臨時措置法第十七条の規定により区

分して経理された漁船保険中央会の漁船積荷保険事業に係る再保険事業に關する権利義務は、改正後の漁船損害等補償法(以下「新法」という。)附正)。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法

(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

第三条中「及漁船船主責任保険再保険事業」を  
「漁船船主責任保険再保険事業及漁船積荷保  
険に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条  
第四項」に改める。

改正後の漁船再保険及漁業共済保険特別会計  
法の規定は、昭和五十八年度の予算から適用す  
る。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法  
律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「漁船保險」を「漁船保險又は漁  
船積荷保險」に改める。  
(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の  
一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「漁船損害補償法」を「漁船  
損害等補償法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の  
一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「漁船損害補償法」を「漁船  
損害等補償法」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第  
百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第六十六号中「漁船船主責任保険再保  
険事業」の下に、「漁船積荷保險」を加える。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

農林水産委員長 下条進一郎

参議院議長 德永 正利殿

三、本任意共済制度、漁船損害等補償制度及び漁  
業災害補償制度の一元化問題については、漁業規  
模等を考慮して、慎重に対処すること。

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第十一号(その二) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案外二件

#### 要領書

者の便益を考慮して、今後とも検討を続けるこ  
と。

第三条中「又は水産加工業協同組合連合会」を  
「水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同  
組合連合会」に改める。

第十二条第一項中「本章」を「この章」に、「左の」  
を「次の」に改め、同項第一号中「貸付」を「貸付け」  
に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、  
同項第七号中「船だまり」を「船だまり」に改め、同  
項第八号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同号の  
次に次の一号を加える。

八の二 組合員の共済に関する施設

第十二条第二項中「本章」を「この章」に、「又は  
力の確保、監査結果に基づく経営の改善、行政  
検査及び監事監査との連携等につき、十分指導し  
すこと。

七、漁協等職員の給与等の労働条件の改善につ  
き、適切に指導すること。

右決議する。

六、漁協監査事業の推進に当たっては、実施体制  
の拡充強化に努めるとともに、被監査組合の協  
定、さらには、漁村福祉の向上に、重要な役割を  
果たしてきた。

七、漁業協同組合の経営は、漁業情勢の著しい悪化、  
競争の激化等に伴い、厳しい情況に立ち至つて  
いる。

よつて、政府は、せい弱な水産業協同組合の經營基盤の強化を急ぐとともに、本法の施行に當たり、  
次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、任意共済事業については、危険が多く、か  
つ、所得変動も大きな漁業者等の營運及び生活  
の実態に即応して、共済内容の充実に努めると  
ともに、その加入の促進を図るよう指導すること。  
二、任意共済事業の推進に当たつては、類似他種  
共済との間に、相互に節度ある運営がなされる  
よう指導することともに、都道府県段階の共済水  
産業協同組合連合会の設立については、事業規  
模等を考慮して、慎重に対処すること。

八、本任意共済制度、漁船損害等補償制度及び漁  
業災害補償制度の一元化問題については、漁業規  
模等を考慮して、慎重に対処すること。

九、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、省令の定めるところにより、毎  
事業年度末において、その事業の種類ごとに、  
責任準備金を計算し、これを積み立てなければ  
ならない。

十、共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を  
受けなければ、その効力を生じない。  
(責任準備金)

第十五条の三 第十二条第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、省令の定めるところにより、毎  
事業年度末において、その事業の種類ごとに、  
責任準備金を計算し、これを積み立てなければ  
ならない。

十一、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十二、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十三、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十四、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十五、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十六、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十七、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十八、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

十九、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十一、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十二、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十三、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十四、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十五、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十六、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十七、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十八、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

二十九、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十一、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十二、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十三、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十四、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十五、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十六、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十七、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十八、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

三十九、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十一、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十二、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十三、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十四、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十五、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十六、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十七、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

四十八、本章の二、第三項第一項第八号の二の事業  
を行つた組合は、同号の事業に係る会計を他の事  
業に係る会計と区分して経理しなければならな  
らない。

(財産の運用方法の制限)

第十五条の五 第十一条第一項第八号の二の事業を行ふ組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものは、省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

第三十五条の二第一項中「規約」の下に「共済規程」を加える。  
第三十六条の二中「漁業協同組合連合会」の下に「又は共済水産業協同組合連合会」を加える。

第四十二条第一項及び第四十四条第二項中「規約」の下に「共済規程」を加える。

第四十八条第一項第二号中「規約」の下に「共済規程」を加え、同条に次の一項を加える。

4 共済規程の変更で次の各号に該当するものに

ついては、第一項の規定にかかるらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

一 当該共済規程の変更により第十一条第一項第八号の二の事業の種類が変更されることとなること。

二 当該共済規程の変更に係る第十一条第一項第八号の二の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものであること。

第五十七条の二中「前二条」を「第十五条の三から第十五条の五まで及び前二条」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項第一号」を「第四十二条第三項第一号」に改める。同二条第三項第一号に改める。

第八十六条第二項中「第四十三条から第五十一條まで」を「第四十三条から第五十一條まで」に改め、同条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十一条までに改める。

第八十七条第三項中「但し」を「ただし、第七項

の規定による施設に係る場合を除き」に、「こえて」と「超えて」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第八号に規定する会員の監査の事業(以下この条において「監査事業」という。)を行おうとするときは、

監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

これを変更し、又は廃止しようとするとときも、同様とする。

2 監査事業を行う連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で省令で定める資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。

第九十二条第一項中「第十二条から第十六条の二まで」を「第十二条から第十五条まで、第十六条、第

び第八十七条の二」を加え、「第十二条から第十六条及び第十六条の二に「前条」とあるのは第

八十七条」と、「前条第一項第五号」とあるのは「第九十七条」とを「前条第一項第六号の二」として「超えて」に改める。

第六十条第一項中「第十二条から第十五条まで、第十六条、第

び第八十七条の二」を加え、「第十二条から第十六条及び第十六条の二に「前条」とあるのは第

八十七条」と、「前条第一項第五号」とあるのは「第九十七条」とを「前条第一項第六号の二」として「超えて」に改める。

第六十条第一項中「第十二条から第十五条まで、第十六条、第

び第八十七条の二」を加え、「第十二条から第十六条及び第十六条の二に「前条」とあるのは第

八十七条」と、「前条第一項第五号」とあるのは「第九十七条」とを「前条第一項第六号の二」として「超えて」に改める。

第六十条第一項中「第十二条から第十五条まで、第十六条、第

び第八十七条の二」を加え、「第十二条から第十六条及び第十六条の二に「前条」とあるのは第

八十七条」と、「前条第一項第五号」とあるのは「第九十七条」とを「前条第一項第六号の二」として「超えて」に改める。

第六十条第一項中「第十二条から第十五条まで、第十六条、第

び第八十七条の二」を加え、「第十二条から第十六条及び第十六条の二に「前条」とあるのは第

八十七条」と、「前条第一項第五号」とあるのは「第九十七条」とを「前条第一項第六号の二」として「超えて」に改める。

員以外の者にその施設を利用させることができ。ただし、一事業年度において所員及び他の連合会の所員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所員及び他の連合会の所員が利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

3 第一項第一号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、所員と世帯を同じくする者は、これを所員とみなす。

(会員たる資格)

第一百条の三 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は連合会

二 連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合

三 連合会の地区内に住所を有し、かつ、法律に基づいて設立された協同組合であつて、前二号の者の事業と同種の事業を行うもの

四 第一号の者が主たる出資者又は構成員となつてゐる法人(同号及び前号に掲げる者を除く。)

(議決権及び選挙権)

第一百条の四 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による会員(以下この章において「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 会員の議決権及び選挙権については、第八十九条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「組合」とあるのは「漁業協同組合又は水産加工業協同組合」と、「連合会である場合」とあるのは「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は連合会であ

る場合」と読み替えるものとする。



る。

第一百三十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条第三項ただし書、第八十七条第三項ただし書、第九十三条第二項ただし書、第九十七条第三項ただし書又は第一百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第一百三十条中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条の二第一項若しくは第十五条の三(これらの規定を第九十六条第一項及び

第一百条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第一百三十条第四号中「及び第一百条第二項」を、「及び第一百条第三項」を、

第一百条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第一百条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第一百条第三項及び第一百条の六第三項」を改め、同条第十三号中「第一百条の十四第五项」を「第一百条の六第五项」に改め、同条第十四号中「以上の各規定を」を「これらの規定に」、「第一百条の十四第五项」を「第一百条の六第五项」に改め、同条第十五号中「又は第一百条の十四第五项」を「又は第一百条の六第五项」に改め、同条第十六号中「又は第一百条の六第五项」を「又は第一百条の六第五项」に改め、同条第十七号中「民法第七十九条第五项」を「及び第一百条の十四第五项」を「及び第一百条の六第五项」に改め、同条第十八号中「民法第七十九条第五项」を「及び第一百条の六第五项」に改め、同条第十九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同条に次の一項を加える。

2 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第八号又は第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他人に漏らし、又は盜用したときは、

これで十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなった後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

3 第一項の總会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならぬ。

4 総代会においては、旧法第一百条の十四第二項においては、旧法第一百条の十四第二項においては、定款及び事業計画を提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5 理事は、第一項の總会終了後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、新法第六十四条、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第一百七十七条の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更については、新法第六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (附 则)

6 第二条 この法律の施行の際現にその名称中に包含する者については、この法律による改正後の水産業協同組合法(以下「新法」という。)第三条第二項「主たる事務所の所在地における水産業協同組合法の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(現存する水産業協同組合共済会)  
第三条 この法律の施行の際現に存する水産業協同組合共済会(以下「旧法人」という。)については、この法律による改正前の水産業協同組合法の規定が適用する場合を除く。)は、当該旧法人が存する間に、なおその効力を有する。

2 旧法人であつて、この法律の施行の日から起算して六月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

(共済水産業協同組合連合会への組織変更)

3 第四条 旧法人は、前条第一項の期間内に、總会の議決を経て、その組織を変更し、共済水産業協同組合連合会(以下「新法人」という。)となることができる。

2 前項の議決は、会員の議決権の三分の一以上

の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の總会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならぬ。

4 総代会においては、旧法第一百五条第一項及び第一百五十二条第六項の規定にかかるわらす、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

5 前項の場合は、旧法第一百五十二条第六項

の規定を準用する。この場合において、同条中「第七十条」とあるのは、「第七十条、第七十一条、第七十三条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

6 第二条この法律の施行前(旧法に基づく処分等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に(旧法人については、第六条 旧法の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

(旧法に基づく処分等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に(旧法人については、第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に(旧法人については、第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に(旧法人については、第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

第六条 旧法の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。)

(後) も、なお従前の例による。

**(農林中央金庫法の一部改正)**

**第八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十  
二号)の一部を次のように改正する。**

**第五条 第一項中「水産業協同組合共済会」を  
「共済水産業協同組合連合会」に改める。**

**(地方税法の一部改正)**

**第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第七十二条の二十二(第四項第七号中「水産業  
協同組合共済会」を「共済水産業協同組合連合  
会」に改める。**

**第十一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第七十二条の二十二(第四項第七号中「水産業  
協同組合共済会」を「共済水産業協同組合連合  
会」に改める。**

**第十五条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第十六条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第十七条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第十八条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第十九条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十二条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十五条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十六条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十七条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十八条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第二十九条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第三十条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第三十一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律  
六号)の一部を次のように改正する。**

**第三百四十六号の一部を次のように改正する。**

**第四十二条第二項中「漁業生産組合」の下に  
「及び共済水産業協同組合連合会」を加える。**

**(租税特別措置法の一部改正)**

**第五十七条の四第一項第六号を次のように改  
める。**

**第六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同  
組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)**

**第百条の六第一項において準用する同法第  
十五條の三**

**(法人税法の一部改正)**

**第十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)  
の一部を次のように改正する。**

**(関係法律の改正に伴う経過措置)**

**第十三条 この法律による改正後の農林中央金庫  
法、地方税法、租税特別措置法及び法人税法の  
規定にかかるわらず、旧法人に対するこれらの法  
律の適用については、なお従前の例による。**

**(政令への委任)**

**第十四条 附則第二条から第七条まで及び前条に  
定めるものほか、この法律の施行に關し必要に  
な経過措置は、政令で定める。**

**第十五条 附則第二条から第七条まで及び前条に  
定めるものほか、この法律の施行に關し必要に  
な経過措置は、政令で定める。**

**第一、森林整備計画の樹立及びその実効性の確保を  
図るために、市町村における林業行政体制の充実  
に努めるとともに、間伐、保育をはじめとする  
各種林業施策に係る助成措置等を関連づけて実  
施し、森林の整備と林業の振興が図られるよう  
指導すること。**

**第二、森林整備計画の樹立及びその実効性の確保を  
図るために、市町村における林業行政体制の充実  
に努めるとともに、間伐、保育をはじめとする  
各種林業施策に係る助成措置等を関連づけて実  
施し、森林の整備と林業の振興が図られるよう  
指導すること。**

**第三、森林普及指導事業に係る助成が定額交付金方  
式によりつても本事業の推進に支障を生ずること  
のないよう事業水準、予算の確保に努めるとと  
もに、都道府県における普及指導職員の確保と  
その資質の向上に努めるよう指導すること。**

**第四、分取林契約制度の円滑な普及を図るために、契  
約の締結、造林・育林費用の使用、災害等の場  
合の損害でん補措置の活用等について適切な指  
導を行い、契約に基づく適正な施業の確保と費  
用負担者の正当な利益の保護に努めること。**

**第五、木材の需給と価格安定を図るため、製材、木  
製品等外材輸入の適正な調整機能を發揮するよ  
う努めるとともに、国産材の需要の拡大とその  
安定供給体制を確立するための施策を積極的に  
推進すること。**

**第六、山村地域の活性化と林業生産活動の活発化を  
図るために、林業後継者の育成確保に努めると  
ともに、間伐等の施業を促進するため、森林組  
合等事業実行体制の整備に努めるとともに、間  
伐材の需要の拡大及び作業路網の整備に資する  
各般の措置を講ずるよう努めること。**

### 附帯決議

**政府は、最近の森林・林業をめぐる厳しい諸情  
勢を克服し、林業の振興と山村地域の活性化に資  
するため、本法の施行に當たつては、次の事項の  
実現に万全を期すべきである。**

**一、森林整備計画の樹立に當たつては、市町村の  
自主性を尊重するとともに、森林所有者及び計  
画実施に當たつての林業関係者等による会議の  
開催等により、関係者の意見を聴取するよう指  
導すること。**

**二、森林整備計画の樹立及びその実効性の確保を  
図るために、市町村における林業行政体制の充実  
に努めるとともに、間伐、保育をはじめとする  
各種林業施策に係る助成措置等を関連づけて実  
施し、森林の整備と林業の振興が図られるよう  
指導すること。**

**三、森林普及指導事業に係る助成が定額交付金方  
式によりつても本事業の推進に支障を生ずること  
のないよう事業水準、予算の確保に努めるとと  
もに、都道府県における普及指導職員の確保と  
その資質の向上に努めるよう指導すること。**

**四、分取林契約制度の円滑な普及を図るために、契  
約の締結、造林・育林費用の使用、災害等の場  
合の損害でん補措置の活用等について適切な指  
導を行い、契約に基づく適正な施業の確保と費  
用負担者の正当な利益の保護に努めること。**

**五、木材の需給と価格安定を図るため、製材、木  
製品等外材輸入の適正な調整機能を發揮するよ  
う努めるとともに、国産材の需要の拡大とその  
安定供給体制を確立するための施策を積極的に  
推進すること。**

**六、山村地域の活性化と林業生産活動の活発化を  
図るために、林業後継者の育成確保に努めると  
ともに、間伐等の施業を促進するため、森林組  
合等事業実行体制の整備に努めるとともに、間  
伐材の需要の拡大及び作業路網の整備に資する  
各般の措置を講ずるよう努めること。**

**第一、費用**

本法施行に伴い、林業普及指導事業の助成方  
式の改正に係る経費として昭和五十八年度一般  
会計予算に普及指導事業交付金四十七億七千五  
百八十四万円が計上されている。

なお別紙の附帯決議を行つた。

**二、費用**

本法施行に伴い、林業普及指導事業の助成方  
式の改正に係る経費として昭和五十八年度一般  
会計予算に普及指導事業交付金四十七億七千五  
百八十四万円が計上されている。

また、間伐等の施業を促進するため、森林組  
合等事業実行体制の整備に努めるとともに、間  
伐材の需要の拡大及び作業路網の整備に資する  
各般の措置を講ずるよう努めること。

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第十一号(その一) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案外二件

もに、林業労働に従事する者の雇用の確保、各種社会保険の適用等労働条件の充実を図るよう努める」と。

七、森林が緑資源の確保及び國土の保全等に果たす役割的重要性にかんがみ、國の積極的な施策を推進するとともに、都市住民をはじめ国民の森林・林業に対する理解と協力を深める措置を講ずること。

右決議する。

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

長及び監督

目次中「第二章の一 営林の助長及び監督(第十条の五—第十二条の六)」に改める。

第一号中「事項」の下に「間伐に関する事項」を除く。」を加え、同項第三号中「及び保育」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 間伐及び保育に関する事項

第五条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「事項」の下に「間伐に関する事項」を除く。」を加え、同項第三号中「及び保育」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 間伐及び保育に関する事項

同号の次に次の一号を加える。

四の二 間伐立木材積、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育に関する事項

第二章の二中第十条の五の前に次の節名を付する。

第一節 施業の勧告等  
第十条の六の次に次の一節を加える。

よつて国会法第八十六十三条により送付する。

昭和五十八年四月十五日

参議院議長 福田 一

衆議院議長 德永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

「第二章の一 営林の助長及び監督(第十条の五—第十二条の六)」を

第一節 施業の勧告等

第二節 市町村による森林の整備の推進

第三節 森林整備市町村による施業計画

第四節 森林整備市町村による施業計画

第五節 森林整備市町村による施業計画

第六節 森林整備市町村による施業計画

第七節 森林整備市町村による施業計画

第八節 森林整備市町村による施業計画

第九節 森林整備市町村による施業計画

第十節 森林整備市町村による施業計画

第十一節 森林整備市町村による施業計画

第十二節 森林整備市町村による施業計画

第十三節 森林整備市町村による施業計画

第十四節 森林整備市町村による施業計画

第十五節 森林整備市町村による施業計画

第十六節 森林整備市町村による施業計画

第十七節 森林整備市町村による施業計画

第十八節 森林整備市町村による施業計画

第十九節 森林整備市町村による施業計画

第二十節 森林整備市町村による施業計画

ること。

都道府県知事は、森林整備市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に協議しなければならない。

三 都道府県知事は、森林整備市町村の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

四 都道府県知事は、森林整備市町村が第一項各号に掲げる要件の全部又は一部に該当しなくなつたと認めるときは、森林整備市町村の指定を解除するものとする。

五 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

六 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

七 森林整備計画は、地域森林計画に適合したとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

八 森林整備計画は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

九 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十一 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十二 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十三 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十四 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十五 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十六 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十七 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十八 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十九 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十一 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十二 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

一 その対象とする森林の区域

二 間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項

三 間伐立木材積、間伐を実施すべき標準的な林齢その他間伐及び保育の基準

四 間伐又は保育が適正に実施されなければならない。

五 保育の方法及び時期に関する事項

六 その他森林の整備のために必要な事項

七 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

八 前項第四号の間伐又は保育の方法及び時期に関する事項は、地域森林計画の達成のため必要な限度において定めなければならない。

九 必要な限度において定めなければならない。

十 保育の方法及び時期に関する事項

十一 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

十二 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十三 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十四 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十五 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十六 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十七 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十八 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

十九 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十一 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

二十二 地域森林計画は、地域森林計画に適合したうとするときは、都道府県知事に当該森林整備計画書の写しを送付しなければならない。

を受けたときは、森林整備計画を変更しなければならない。

3 森林整備市町村は、前項の場合を除くほ

か、森林の現況等に変動があつたため必要が

あると認めるときは、森林整備計画を変更す

ることができる。

4 第七条並びに前条第六項及び第七項の規定は、森林整備計画の変更について準用する。

この場合において、第七条中「第五条第六項」とあるのは「第十条の九第四項において準用する第十条の八第七項」と、「都道府県知事」とあるのは「森林整備市町村の長」と読み替えるものとする。

(間伐又は保育についての勧告)

第十条の十 森林整備市町村の長は、特定森林についての間伐又は保育が森林整備計画において定められている当該特定森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて実施されない場合において、森林整備計画の達成上必要があるときは、当該特定森林の森林所有者等に対し、期限を定めて、当該事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を勧告することができる。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該特定森林又は当該特定森林の立木について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で森林整備市町村の長の指定に関し協議すべき旨を勧告することができ

る。

(都道府県知事の調停)

第十条の十一 森林整備市町村の長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、そ

の勧告に係る協議が調わず、又は協議をする

ことができないときは、同項の規定により同項の

事項を処理する場合において、同項に規定す

者は、その勧告があつた日から起算して二月

以内に、省令で定めるところにより、都道府

県知事に対し、その協議に係る所有権の移転

又は使用及び収益を目的とする権利の設定若

しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を

申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとす

る。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行つ場合

には、当事者の意見を聽くとともに、当該森

林整備市町村の長に対し、助言、資料の提供

その他必要な協力を求め、調停案を作成し

なければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してそ

の受諾を勧告するものとする。

(報告の徴収)

第十条の十二 森林整備市町村の長は、森林整備計画の達成のため必要があるときは、特定森林の森林所有者等からその森林の現況又は施業の状況に関する報告を徴収することができ

る。

第十二条の前記の節名を付する。

### 第三節 森林施業計画

第十一条第五項中「左の各号に」を「次に」に加える。

三 森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が森林整備計画の対象とする森林であるときは、当該森林整備計画の内容に照らして適切であると認められること。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「開かなければ」を「満たす」に改め、同項に次の「一」号を加える。

(分取造林特別措置法の一部改正)

第二条 分取造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

### 分取造林特別措置法

第三条中「分取造林契約」の下に「又は分取育林契約」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「分取造林契約」を「分取林契約」に改め、同条を第三条とする。

第一条の見出しを「(定義)」に改め、同条中

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の

事項を処理する場合において、同項に規定す

る森林の全部又は一部が森林整備市町村の区

域内にあるときは、当該区域を管轄する都道

府県知事から当該森林整備市町村に係る森林

整備計画書の写しの送付を受けるものとす

る。

第二十二条の前に次の節名を付する。

### 第四節 補則

第一百九十五条の二中「並びに」を「並びに森林整備計画及び」に、「その達成」を「これらの達成」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百九十五条を次のように改める。

第二百九十五条は、都道府県に対し、次に掲げる事業(次項において「林業普及指導事業」という。)について、交付金を交付する。

一 林業専門技術員及び林業改良指導員が置くこと。

二 林業専門技術員又は林業改良指導員が第八十七条第二項又は第三項に規定する事務を行ふこと。

農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

(分取造林特別措置法の一部改正)

第二条 分取造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

三 森林育林地所有者を当事者とする契約においては、「土地所有者」を「造林地所有者」に、「費用負担者」を「造林費負担者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一項の次に次の「一」号を加える。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「開かなければ」を「満たす」に改め、同項に次の「一」号を加える。

三 育林費負担者を当事者とする契約においては、「土地所有者」を「育林者」、「育林費負担者」を「育林費負担者」に、「開かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一」号を加える。

第一条の見出しを「(定義)」に改め、同条中

「土地所有者」を「造林地所有者」に、「費用負担者」を「造林費負担者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の四項を加える。

2 この法律で「分取育林契約」とは、一定の土地に植栽された樹木(当該契約の締結時における樹齢が地域ごと及び樹種ごとに農林水産省令で定める樹齢を超えるものを除く。)についての保育及び管理(以下「育林」という。)に

關し、その土地の所有者(以下「育林地所有者」という。)、育林地所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの(以下「育林者」といいう。)並びに育林地所有者及び育林者以外の者

でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの(以下「育林費負担者」という。)の二者又は育林地所有者、育林者及び育林費負担者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(当事者のうちのいずれかが当該樹木の所有者であるものに限る。)で、その契約条項において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

一 育林地所有者を当事者とする契約においては、育林地所有者は、育林者のためにその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を設定する義務(育林者を契約当事者としない場合にあつては、自らその育林を行ふ義務)を負うこと。

二 育林者を当事者とする契約においては、育林者は、育林を行ふ義務(育林地所有者を契約当事者とせず、かつ、育林者がその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を有しない場合にあつては、育林地所有者から当該権利の設定を受けてその育林を行ふ義務)を負うこと。

三 育林費負担者を当事者とする契約においては、育林費負担者は、育林者(育林者を契約当事者としない場合にあつては、育林に要する費用の全額又は一部を支払う義務を負うこと。

四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分取すること。

と。

五 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有といし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。

六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一一定の割合と等しいものとすること。

七 この法律で「分収林契約」とは、分収造林契約、分収育林契約その他の各号のいずれかに該当する契約で、その契約条項中ににおいて、各契約当事者が一定の割合により当該契約に係る造林又は育林による収益を分取することを約定しているものをいう。

八 一定の土地についての造林に関し、造林地所有者、造林者及び造林費負担者の三者又はこれら者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(国有林野法第九条(部分林契約)の契約を除く。)

九 一定の土地に植栽された前項に規定する樹木についての育林に関し、育林地所有者、育林者及び育林費負担者の三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約

十 この法律で「募集」とは、分収林契約の当事者となるうとする者が、不特定かつ多数の者に対する、当該分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための分収林契約の締結の申込みを勧誘することをいう。

十一 分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための申込みを勧誘することをいう。

第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を

加える。

(目的)

第一條 この法律は、分収方式による造林及び育林を促進し、もつて林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする。

本則に次の六条を加える。

(分収林契約に係る募集又は途中募集の届出)

第五条 分収林契約に係る募集又は途中募集をする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の二月前までに、次に掲げる事項を当該分収林契約に係る土地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 募集又は途中募集の別及び分収造林契約、分収育林契約又はその他の分収林契約の別

三 募集又は途中募集に係る申込みの期間

四 当該分収林契約に係る土地の所在及び面積並びに樹木の樹種別及び樹齡別の本数

五 前号の土地の全部又は一部が法令によりその立木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

六 当該分収林契約の存続期間

七 造林又は育林の内容、時期及び方法並びに造林又は育林を行う者の氏名又は名称及び住所

八 各契約当事者が負担する造林又は育林に要する費用の範囲並びに募集又は途中募集に係る造林費負担者又は育林費負担者が負担すべき費用の額及び支払方法

九 当該分収林契約に係る樹木について持分の対価の支払を約定する契約にあつては、

十 林又は育林による収益の分収の割合

十一 当該分収林契約に係る樹木の伐採又は

販売の時期及び方法

十二 当該分収林契約に係る樹木の滅失その他損害をてん補する措置に関する事項

十三 当該分収林契約の変更又は解除に関する事項

十四 その他農林水産省令で定める事項

十五 前項の規定による届出をした者が当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間ににおいて当該届出に係る事項を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(変更・届出)

第六条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項からみて、適正な造林若しくは育林が行われないおそれがあると認めると、又は造林費負担者若しくは育林費負担者の正当な利益を害するおそれがあると認めると、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を勧告することができる。

二 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従つてないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(届出事項の遵守)

第七条 第五条第一項の規定による届出に係る分収林契約に係る造林又は育林を行う者は、当該届出に係る事項(同条第二項の規定による届出に係る変更又は前条第一項の規定による勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行わなければならない。

二 都道府県知事は、前項に規定する者が同項の規定に従つてないと認めるときは、その

者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なべき旨を勧告することができること。

三 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(報告徵收)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出をした者又は前条第一項に規定する者に対し、前三条の規定の施行に必要な限度において、当該募集若しくは途中募集の実施状況、当該募集若しくは途中募集に係る分収林契約の内容又は当該分収林契約に係る造林若しくは育林の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第九条 第五条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 地方公共団体

二 森林整備法人(造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第三十四条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財团法人にあつては基本財産の過半を拠出しているものをいう。次号において同じ。)

三 地方公共団体又は森林整備法人の媒介により分収林契約(その契約条項中において当該地方公共団体又は当該森林整備法人が契約当事者としてその契約に係る造林又は育林の全部を行う義務を負うことと約定しているものに限る。)に係る募集又は途中募集をする者

四 前項の規定による勧告に従つたときは、当該届出に係る変更又は前条第一項の規定によ

る勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

二 都道府県知事は、前項に規定する者が同項の規定に従つてないと認めるときは、その

五 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

六 前項の規定による勧告に従つたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

三 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

四 前項の規定による勧告に従つたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

五 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

六 前項の規定による勧告に従つたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

七 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

八 前項の規定による勧告に従つたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

九 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

十 前項の規定による勧告に従つたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行ななければならない。

十一 著者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行なるべき旨を勧告することができること。

## 附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中森林法第四条、第五条及び第百九十五条の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）（昭和五十九年度の予算に係る交付金から適用する。）

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の分収林特別措置法（以下「新分収林特別措置法」という。）

(森林法の施行の際現に締結されている新分収林特別措置法第二条第二項に規定する分収育林契約に係る共有樹木については、適用しない。)

2

第四条 第二条第一項の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）（第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。））

第五条 第二条第一項の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」とい

(農林水産大臣は、前条第一項の規定する

第六条 第二条第一項の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」とい

(農林水産大臣は、前条第一項の規定する

第五条第二項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画の公表に関する部分を除く。）並びに第七条の規定を準用する。

（分収造林特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の分収林特別措置法（以下「新分収林特別措置法」という。）の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収育林契約に係る共有樹木については、適用しない。

第四条 新分収林特別措置法第五条から第八条まで及び第十条の規定は、新分収林特別措置法第二条第三項に規定する分収林契約に係る同条第四項又は第五項に規定する募集又は途中募集で、この法律の施行後二月以内に当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日が到来するものについては、適用しない。

第五条 新分収林特別措置法の規定は、旧公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）に基づき締結された契約については、適用しない。

（地方財政法の一部改正）

第六条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十号を次のように改める。

二十 削除

（地方税法の一部改正）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第八号の中「分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第一号」を「分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第一号」に改める。

第十八条第一項第六号中「行なう」を「行う」に、「分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第

五十七号）第一項」を「分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項」に、「費

用負担者として同条」を「造林費負担者として同

項」に改め、同条第四項中「分収造林特別措置法

第一条各号」を「分収林特別措置法第二条第一項各号」に改める。

〔下条進一郎君登壇 拍手〕

○下条進一郎君　ただいま議題となりました三法

委員会について、委員会における審査の経過と結果

を御報告いたします。

まず、漁船損害等補償法改正案は、昭和四十八

年以降における漁船積荷保険臨時措置法の施行の

法律案について、委員会における審査の結果と結果

を御報告いたします。

とするものであります。

委員会におきましては、わが国における漁業制度の基本的な法律の一つである水産業協同組合法

を十年ぶりで本格的に改正する漁業政策上の意義、任意共済事業の拡充方策、漁協等における信

用事業の現状と為替取引における員外利用制限緩和の持つ意味、漁協連合会等に対する行政検査体制のあり方、漁協監査士を法制化する意義、漁協

の合併促進策や職員の労働条件改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存します。

なお、各会派共合提案による任意共済事業の内質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共合提案による任意共済事業の内質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

なお、各会派共合提案による任意共済事業の内質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

なお、各会派共合提案による任意共済事業の内質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

最後に、森林法及び分収造林特別措置法改正案は、最近における林業活動の停滞等森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、間伐、保育等の森林の整備の促進及び林業普及指導事業の運営の効率化を図るために、市町村による森林整備計画の樹立及び市町村の長による施業の勧告制度の導入、助成方式の変更並びに分収育林制度の導入等のため所要の改正を行おうとするものであります。

なお、各会派共同提案による漁船損害等補償制度の内容の充実に努めること等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等他の

森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によって御承

知願いたいと存じます。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備

計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等他の

森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によって御承

知願いたいと存じます。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備

計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等他の

森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によって御承

知願いたいと存じます。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備

計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等他の

森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によって御承

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第十一号(その二) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案外二件

昭和五十九年四月十五日

科学技術委員長 審査報告書

策特別委員長 中野 明

参議院議長 德永 正利殿

第六章 日本技術士会（第五十四条・第五十五条）  
 第七章 雜則（第五十六条・第五十八条）  
 第八章 罰則（第五十九条・第六十三条）  
 附則

## 第一章 総則

## 要領書

## 委員会の決定の理由

ころ、日本共産党の下田委員から修正案の提出及び本法律案の反対討論がなされ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による森林整備計画樹立に当たって関係者から意見聴取をすること等七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。以上御報告いたします。（拍手）

## ○副議長（秋山長造君） これより採決をいたしました。

まず、漁船損害等補償法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君） 総賛起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（秋山長造君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（秋山長造君） 日程第一 技術士法案  
 (内閣提出、衆議院送付) を議題といたします。  
 まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興  
 対策特別委員長中野明君。

技術士法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
 よりて要領書を添えて報告する。

五 第三十六条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

六 弁理士法（大正十年法律第二百号）第十七条の規定により業務の禁止を受けた者、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第五十条第二号の規定により登録を消除された者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第十三条第一項第三号の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（目的）

第一条 この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第六条第二項第二号において同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2 この法律において「技術士補」とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、第三十二条第二項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

（欠格条項）

第三条 次のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その处分を受けた日から起算して二年を経過しない者

四 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる日から起算して二年を経過しない者

五 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる日から起算して二年を経過しない者

（第一次試験）

第五条 第一次試験は、技術士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

2 総理府令で定める資格を有する者に對しては、総理府令で定めるところにより、第一次試験の一部を免除することができる。

（第二次試験）

第六条 第二次試験は、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

2 次のいずれかに該当する者は、第二次試験を受けることができる。

一 技術士補として技術士を補助したことがあ

る者で、その補助した期間が総理府令で定める期間を超えるもの。

二 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験又は評価の業務に従事した者で、その従事した期間が総理府令で定める期間を超えるもの。

(技術士試験の執行)

第七条 技術士試験は、毎年一回以上、科学技術府長官が行う。

(合格証書)

第八条 技術士試験の第一次試験又は第二次試験(第十条第一項において「各試験」という。)に合格した者は、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第九条 科学技術府長官は、不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 科学技術府長官は、前項の規定による処分を受けた者に対し、二年以内の期間を定めて技術士試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十条 技術士試験の各試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国(次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者については、指定試験機関)に納付しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項の受験手数料は、これを納付した者が技術士試験を受けない場合においても、返還しない。

る者で、その補助した期間が総理府令で定める期間を超えるもの。

二 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験又は評価の業務に従事した者で、その従事した期間が総理府令で定める期間を超えるもの。

#### (指定試験機関の指定)

第十一條 科学技術府長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、技術士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総理府令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 科学技術府長官は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計

画が、試験事務の適正かつ確実な実施のため

に適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正

かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な

基礎を有するものであること。

三 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十

九号)第三十四条の規定により設立された法

人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務に

より試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十四条の規定により指定を

取り消され、その取消しの日から起算して二

年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該

当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

いなくなつた日から起算して二年を経過しな

い者。

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者。

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第十二条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければならぬ。

2 科学技術府長官は、指定試験機関の役員が、この効力を生じない。

3 科学技術府長官が選定した技術士試験委員候補者のうちから、指定試験機関が選任する。

2 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、科学技術府長官が選定した技術士試験委員候補者のうちから、指定試験機関が選任する。

3 科学技術府長官は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、第四十八条に規定する技術士審議会の推薦に基づき技術士試験委員候補者を選定する。

2 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

4 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(不正行為の禁止)

第十三条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、科学技術府長官の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、科学技術府長官に提出しなければならない。

3 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、科学技術府長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術府長官は、第一項の認可をした試験事務を行なう場合における第九条の規定の適用

においては、指定試験機関は、不正の手段によつて技術士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けようとした者に対する。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行なう場合における第九条の規定の適用

においては、同条第一項中「不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対する」

対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止すること」とあるのは「不正の手段によつて技術士試験を受けた者に対する」

対しては、合格の決定を取り消すこと」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十七条第一項」とする。

(指定試験機関の技術士試験委員)

第十五条 指定試験機関は、技術士試験の問題の作成及び採点を技術士試験委員(次項、第四項及び第五項並びに次条及び第十八条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、科学技術府長官が選定した技術士試験委員候補者のうちから、指定試験機関が選任する。

3 科学技術府長官は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、第四十八条に規定する技術士審議会の推薦に基づき技術士試験委員候補者を選定する。

2 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

4 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(不正行為の禁止)

第十六条 試験委員は、技術士試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

2 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

4 試験委員の選任及び解任は、科学技術府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(受験の禁止)

第十七条 指定試験機関が試験事務を行なう場合においては、指定試験機関は、不正の手段によつて技術士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けようとした者に対する。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行なう場合における第九条の規定の適用

においては、同条第一項中「不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対する」

対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止すること」とあるのは「不正の手段によつて技術士試験を受けた者に対する」

対しては、合格の決定を取り消すこと」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十七条第一項」とする。

(秘密保持義務等)  
第十八条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれら他の職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。)(帳簿の備付け等)

第十九条 指定試験機関は、総理府令で定めるところにより、試験事務に関する事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。(監督命令)

第二十条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十一条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総理府令で定めることにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができ。

(立入検査)

第二十二条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)  
第二十三条 指定試験機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)  
第二十四条 科学技術庁長官は、指定試験機関があるのは、「指定試験機関」とする。

2 第十一条第四項各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。(場合において、同条第四項各号中「申請者」とあらわすのは、「指定試験機関」とする。

3 第十一条第四項各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の二に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 第十一条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

5 第十二条第二項(第五十五条第五項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項又は第二十条の規定による命令に違反したとき。

三 第十一条、第十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。

4 第十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(指定等の条件)  
五 次条第一項の条件に違反したとき。

2 第二十五条 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 試験委員は、技術士試験の執行とともに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者(次項から第五項までにおいて「試験委員」といふ。)、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

第二十六条 科学技術庁長官は、第二十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分

に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 (指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)  
第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、科学技術庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

5 第二十八条 科学技術庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が第二十三條の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

3 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき。

4 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

5 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が第二十三條の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

3 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

4 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

5 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

2 科学技術庁長官が自ら試験事務の全部又は一部を行つ場合には、技術士試験委員(次項から第五項までにおいて「試験委員」といふ。)、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 試験委員は、技術士試験の執行とともに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者(次項から第五項までにおいて「試験委員」といふ。)、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

会の推薦に基づき、科学技術庁長官が任命する。  
試験委員は、非常勤とする。

2 第十六条の規定は、試験委員について準用する。

3 第十一条第一項の規定による指定をしたとき。

4 (公示)  
第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、科学技術庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

5 第二十八条 科学技術庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第十一条第一項の規定による指定をしたとき。

3 第二十三条の規定による許可をしたとき。

4 第二十四条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

5 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が第二十三條の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

3 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

4 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

5 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つたときは、試験事務を行つたとき。

2 科学技術庁長官が自ら試験事務の全部又は一部を行つ場合には、技術士試験委員(次項から第五項までにおいて「試験委員」といふ。)、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 試験委員は、技術士試験の執行とともに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者(次項から第五項までにおいて「試験委員」といふ。)、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならぬ。

3 技術士補が第一項の規定による技術士の登録を受けたときは、技術士補の登録は、その効力を失う。

(技術士登録簿及び技術士補登録簿)

第三十三条 技術士登録簿及び技術士補登録簿は、科学技術庁に備える。

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第三十四条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証(以下「登録証」と総称する。)を交付する。

登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 1 登録の年月日及び登録番号。
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 合格した第一次試験又は第二次試験の技術部門の名称

(登録事項の変更の届出等)

第三十五条 技術士又は技術士補は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 技術士又は技術士補は、前項の規定による届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(登録の取消し等)

第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 1 第三条各号(第五号を除く。)の一に該当するに至つた場合
- 2 虐暴又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次章の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の登録の使用の停止を命ずることができる。

第三十七条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録を受け、又は次章の規定に違反したと思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

2 科学技術庁長官は、前条第一項第一号又は第二項の規定により技術士又は技術士補の登録の取消し又は名称の使用の停止をする場合には、あらかじめ当該技術士又は技術士補にその旨を通知し、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人の出頭を求める。説明のための証拠を提示する機会を与えるため聴聞を行つた後、第四十八条に規定する技術士審議会の意見を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正當な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないですることができる。

3 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、その職員に、次のことを行わせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの人から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿、書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

4 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができること。

(登録の消除)

第三十八条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

2 科学技術庁長官は、登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を納付しきればならない。

3 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

2 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者、同条第二項の規定により技術士補の登録を受けようとする者、第三十五条第二項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を国(次条第一項に規定する指定登録機関が同項に規定する登録事務を行つた場合にあつては、指定登録機関)に、それぞれ納付しなければならない。

3 前項(技術士の登録を受けようとする者及び技術士補の登録を受けようとする者に係る部分に限る。)の規定は、科学技術庁長官が次条第一項に規定する登録事務を行つた場合については、適用しない。

4 第二項の規定により次条第一項に規定する指定登録機関に納められた登録手数料は、指定登録機関の収入とする。

(指定登録機関の指定等)

第四十条 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、総理府令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者及び同条第二項の規定により技術士の登録を受けようとする者(登録免許税及び登録手数料)

第三十九条 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者及び同条第二項の規定により技術士の登録を受けようとする者は、「指定登録機関」とする。

第四十二条 第十一条第三項及び第四項、第十二条から第十四条まで、第十八条から第二十八条まで並びに第三十条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験機関」とあるのは「指定登録機関」と、「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十一条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十条第一項」と、第十八条第一項中「職員(試験委員を含む。)」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十一条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十条第一項」と、第十八条第一項中「職員(試験委員を含む。)」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十一条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十条第一項」とある。これは、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人の出頭を求める。説明のための証拠を提示する機会を与えるため聴聞を行つた後、第四十八条に規定する技術士審議会の意見を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正當な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないですることができる。

3 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、その職員に、次のことを行わせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの人から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿、書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

4 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができること。

(登録の細目等)

第四十三条 この章に定めるもののほか、登録及び登録の消除の手續、登録証の再交付及び返納、登録事務の引継ぎその他技術士及び技術士補の登録並びに指定登録機関に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章 技術士等の義務

第四十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(技術士等の秘密保持義務)  
第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

(技術士の名称表示の場合の義務)  
第四十六条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

(技術士補の業務の制限等)  
第四十七条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。

(技術士補の業務の制限等)  
第四十八条 技術士補がその補助する技術士の業務に関するする技術士補の名称の表示について準用する。

(技術士審議会)  
第五章 技術士審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

第四十九条 審議会は、技術士制度に関する重要な事項並びに技術士及び技術士補の登録の取消し及び名称の使用の停止に関する審議する。

(技術士審議会)  
第五十条 審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

(会長)  
第五十一条 審議会の会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)  
第五十二条 委員は、技術士制度に関する事項について識見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(議事手続等)

第五十三条 この章に定めるもののほか、審議会の議事その他その運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 日本技術士会)

第五十四条 技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(日本技術士会の目的)  
第五十五条 日本技術士会は、技術士の品徳の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(第七章 雜則)  
第五十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

2 技術士補でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(経過措置)  
第五十七条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

2 技術士補でない者は、技術士補又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(会員)  
第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第二十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

(第八章 罰則)  
第五十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 会員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 会員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

(附則)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二項まで、第二十四条から第二十六条まで、第三十条第一号及び第三号、第三十一条(指定試験機関に係る部分に限る。)、第四十条、第四十一条(第十二条第二項、第二十三条、第二十七条、第二十八条並びに第三十条第二号及び第四号に係る部分を除く。)、第四十三条(指定登録機関に係る部分に限る。)、第六十条並びに第六十三条(第四号を除く。)の規定並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定並びに附則第十五条、中科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第四条第十号の二の次に一号を加える改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

第二条 改正前の技術士法以下「旧法」という。)の違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反した者

1 第十九条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

2 第二十一条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第二十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にそれがされた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十条第一項の規定により交付された技術士登録証とみなす。

3 第二十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にそれがされた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定により交付された技術士登録証とみなす。

3 第二十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

請とみなして、新法の規定を適用する。

**3 旧法第十七条第一項の規定によりされた技術士登録証の訂正の申請であつて、この法律の施行の際現にその手続が終了していないものについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、当該訂正の申請が氏名又は技術部門の変更に係るものと含むものでない場合においても、当該訂正の申請につき納付された手数料は、返還しない。**

**一 当該訂正の申請が氏名若しくは技術部門の変更に係るものと含むものである場合又は氏名若しくは技術部門のみの変更に係るものである場合 当該氏名又は技術部門の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第二項の規定によりされた技術士登録証の訂正の申請とみなして、新法の規定を適用する。**

**二 当該訂正の申請が事務所の名称若しくは所在地の変更に係るものと含むものである場合又は事務所の名称若しくは所在地のみの変更に係るものである場合 当該事務所の名称又は所在地の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第一項の規定によりされた登録事項の変更の届出とみなして、新法の規定を適用する。**

**三 当該訂正の申請が住所の変更に係るものと含むものである場合又は住所のみの変更に係るものである場合 当該住所の変更に係る訂正の申請は、なかつたものとみなす。**

(欠格条項等に関する経過措置)

**第四条 旧法第十八条第二号若しくは第十九条の規定により技術士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者、又は旧法第三十九条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者、又は第五十七条第一項又は第二項とあるのは「改**

正前の技術士法(昭和三十一年法律第二百二十四号。次号において「旧法」という。)第三十九条と、同条第五号中「第三十六条第一項第二号又は第二項」とあるのは「旧法第十八条第二号又は第十九条」とする。

**第五条 旧法第十二条後段の規定により技術士試験の予備試験又は本試験の受験の停止を命ぜられた者は、施行日に新法第九条第二項の規定により技术士試験の受験の停止を命ぜられた者とみなす。この場合において、当該受験の停止の期間は、施行日における旧法第十二条後段の規定により命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。**

**第六条 前条の規定は、旧法第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者について準用する。この場合において、前条中「旧法第十二条後段」とあるのは「旧法第十九条」と、「技术士試験の予備試験又は本試験の受験の停止」とあり、及び「技术士試験の受験の停止」とあるのは「技术士の名称の使用の停止」とあるのは「新法第三十六条第二項」と、「当該受験の停止」とあるのは「当該名称の使用の停止」と読み替えるものとする。**

**第七条 旧法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新法第十四条第四項第四号イ(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用について**

**は、同号イ中「この法律」とあるのは、「改正前の技術士法」とする。**

(試験事務及び登録事務に関する経過措置)

**第八条 施行日前に指定試験機関又は指定登録機関の指定がされた場合においては、指定試験機関又は指定登録機関は、新法第十二条第一項第一項又は第四十条第一項の規定にかかるわらず、施行日の前日までの間は、試験事務又は登録事務を行**

うことのできないものとする。

(技術士審議会に関する経過措置)

**第九条 旧法第二十七条の規定により置かれた技術士審議会は、施行日において、新法第四十八条の規定により置かれた技术士審議会となり、**

**同一性をもつて存続するものとする。**

**二 施行日の前日において技術士審議会の委員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第五十二条第一項の規定により技術士審議会の委員として任命された者とみなされ**

**た技术士審議会の委員の任期は、新法第五十二条第二項の規定にかかるわらず、施行日における**

**その者の技术士審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。**

**三 前項の規定により任命された者とみなされた技术士審議会の委員の任期は、新法第五十二条第二項の規定にかかるわらず、施行日における**

**その者の技术士審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。**

(日本技術士会に関する経過措置)

**第十条 施行日に現に存する日本技术士会は、施行日において、新法第五十四条の規定による日本技术士会となり、同一性をもつて存続するものとする。**

**第十二条 指定試験機関及び登録機関の最初の事業年度の事業計画及び収支予算について**

**は、第十三条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。)中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「その指定を受けた後遅滞なく」とする。**

**第十三条 指定試験機関及び指定登録機関ののとすると。**

**第十四条 第十号の二中「及び技術士」を「並びに登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。**

**第十五条 科学技術厅設置法の一部を次のように改正する。**

第十四条第十号の二中「及び技術士」を「並びに登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。	第十五条 科学技術厅設置法の一部を次のように改正する。
○中野明君登壇 拍手	第十四条第十号の二中「及び技術士」を「並びに登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。
〔中野明君登壇 拍手〕	〔第十二条第一項の表技術士審議会の項目中「技術士」を「技術士制度」に、「及び技術士の登録の取消等」を「並びに技術士及び技術士補の登録の取消し等」に改める。〕
〔中野明君登壇 拍手〕	〔第十二条第一項の表技術士審議会の項目中「技術士」を「技術士制度」に、「及び技術士の登録の取消等」を「並びに技術士及び技術士補の登録の取消し等」に改める。〕
〔中野明君登壇 拍手〕	〔第十二条第一項の表技術士審議会の項目中「技術士」を「技術士制度」に、「及び技術士の登録の取消等」を「並びに技術士及び技術士補の登録の取消し等」に改める。〕

○中野明君 ただいま議題となりました技術士法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況に応じ、技術士の資格の新設等によつて技術士制度の改善を図るとともに、技術士試験事務並びに技術士及び技術士補の登録事務を科学技術庁長官の指定する者に行わせること等によって行政の簡素化を図るなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、技術士補制度新設の目的、試験事務等の民間委譲による受験者への影響、技術士試験の公正さを確保する措置、開発途上国への技術移転における技術士の位置づけ等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党佐藤委員より試験事務及び登録事務の民間委譲に関する規定の削除等を内容とする修正案が提出されました。

原案及び修正案に対する討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたしました。

本来に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。  
よって、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一二 貸金業の規制等に関する法律案  
日程第一三 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律の一部を改正する法律案  
(いずれも第九十六回国会衆議院提出)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長戸塚進也君。

#### 審査報告書

貸金業の規制等に関する法律案  
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

#### 昭和五十八年四月十九日

大蔵委員長 戸塚 進也  
参議院議長 德永 正利殿

附則第十一条のうち別表第一の改正規定中「昭和五十七年」を「昭和五十八年」に改める。

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状に鑑み、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うこと等により、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、法律番号について修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

一、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するため、貸金業協会及び同連合会への加入の促進を図り、あわせて同協会及び同連合会の健全な発展について指導を行い、また、非加入者が生ずる場合には、その非加入者に対する指導・監督について万全を期すること。

二、資金需要者の利益の保護及び貸金業の健全な発展を図るために、貸付条件についての誇大広告の禁止及び貸付債権の取立て行為の規制に関する規定の運用に当たつては、個別、具体的に例示する等の方法により、当該規定の趣旨が生かされるよう指導・監督すること。

三、資金需要者の利益の保護を図る見地から、金利等取扱い改正法における刑事罰対象利率の上限貸出金利に伴う経過措置の本則移行については、金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案

して、貸出金利の可及的速やかな引き下げが図られるよう、同法附則第三項の「別に法律で定める日」を定めること。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月五日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 德永 正利殿

貸金業の規制等に関する法律

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 登録(第三条・第十二条)  
第三章 業務(第十三条・第二十四条)  
第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会  
(第二十五条・第三十五条)  
第五章 監督(第三十六条・第四十二条)  
第六章 雜則(第四十三条・第四十六条)  
第七章 刽則(第四十七条・第五十一条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して單に「貸付け」という。)業として行うものをいう。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付け業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの
- 五 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

#### 第二章 登録

##### (登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第二前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三 第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者及び前項の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

あつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所  
二 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第三十八条において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定に

あつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所  
二 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第三十八条において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定に

よる登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者  
二 破産者で復権を得ないもの

三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合には、当該取消された者が法人である場合においては、当該取消された者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五 この法律、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二十九号）の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第二百八十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該

当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用者のうちの一に該当する者があるもの

八 個人で政令で定める使用者のうちに第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

九 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（貸金業者登録簿の閲覧）

第十条 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合においては、その事務所の登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。）から三十日以内に、その旨をそ

の登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一一 貸金業者が死亡した場合 その相続人

一二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあっては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

一三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人

一四 法人が合併及び破産以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあっては、解散に相当する行為）をした場合 その清算人（人格のない社団又は財団にあっては、その代表者又は管理人であつた者）

一五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

一六 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

一七 貸金業者が死亡した場合においては、相続人（相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）は、被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、引き

（登録換えの場合における從前の登録の効力）

第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録換えの場合における從前の登録の効力）

第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。）

第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（届出について適用する。）

第十条 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合においては、その事務所の登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。）から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一一 貸金業者が死亡した場合 その相続人

一二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあっては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

一三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人

一四 法人が合併及び破産以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあっては、解散に相当する行為）をした場合 その清算人（人格のない社団又は財団にあっては、その代表者又は管理人であつた者）

一五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

一六 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

一七 貸金業者が死亡した場合においては、相続人（相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）は、被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、引き

続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これららの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

## (無登録営業等の禁止)

第十二条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2 貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではならない。

## (名義貸しの禁止)

第十三条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

## 第三章 業務

## (過剰貸付け等の禁止)

第十四条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となるうとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

## (貸付条件の掲示)

第十五条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、前各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

## 一 貸付けの利率

## 二 返済の方式

## 三 選択期間及び返済回数

## 四 貸付けの金額

## 五 返済の方法

## (契約年月日)

## 二 契約年月日

## 三 貸付けの金額 (保証契約にあつては、保証

## (誇大広告の禁止)

するときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事實に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

## (書面の交付)

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
二 契約年月日  
三 貸付けの金額  
四 貸付けの利率  
五 返済の方法

## 六 選択期間及び返済回数

## 七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定めがあるときは、その内容

## 八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、前各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

## (受取証書の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

## 2 第十七条 第十八条 第二十一条から第二十二

条まで、第四十二条及び前項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について適用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締

## に係る貸付けの金額。次条及び第二十条において同じ。)

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

## 五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

## 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

## 三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合には、弁済をした者に限り、適用する。

三 貸付けの金額

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

く債権の取立てについて貸金業者その他の者が委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他大蔵省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(債権証書の返還)

第二十三条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(債権譲渡の規制)

第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債権の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面(以下「委任状」という。)を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

(取立て行為の規制)

第二十五条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

2 第十七条 第十八条 第二十一条から第二十二

条まで、第四十二条及び前項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について適用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締

「結したとき」とあるのは、「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは、「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」とあるのは、「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは、「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは、「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「金額」とあるのは、「金額及び譲り受けた債権の額」と、同項第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは、「当該譲り受けた債権」と、「保証契約が締結されたとき」と、「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは、「保証契約が締結されるとき」又は「新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは、「第二十四条第一項の規定により読み替えた前項各号」と、第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは、「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは、「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」とあるのは、「貸付けの金額及び譲り受けた債権の額」と、「貸付けの金額」とあるのは、「貸付けの金額又は譲り受けた債権の額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあるのは、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約について」と、「第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約」とあるのは、「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、「貸金業者その他の者」とあるのは、「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、「同項第二項中「貸金業者の商号」とあるのは、「当該債権を譲り受けた者その他の者の商号」と、「第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四

十二条第一項中「当該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは、「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは、「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者（以下「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができると、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

#### 第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

（貸金業協会） 第二十五条 貸金業者は、都道府県ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会（以下「協会」という。）は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための

二 会員の営む貸金業に関する契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業の業務に従事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務（加入）

第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするとときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に関する契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

第二十八条 協会は、会員の営む貸金業に関する契約の内容となるべき事項を定め、会員に対し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に関して、都道府県知事の認可を受け契約約款の内容となるべき事項を定め、会員に対し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

#### （苦情の解決）

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業の業務に従事する者に對し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

（貸金業の業務に関する研修）

3 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業の業務に従事する者に對し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

（過剰貸付けの防止）

第三十条 協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業者に対する當該情報の提供を行うもの）を設け、又は他の信用情報機関を指定し、会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 協会は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

（太蔵大臣又は都道府県知事に対する協力）

第三十一条 太蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るために、大蔵省令で定めることにより、この法律の規定に基づく登録の申請届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

（会員名簿の閲覧）

第三十二条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（全国貸金業協会連合会）

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を

会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」といいう。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。  
(名称の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業協会又は全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むについて、貸金業協会会員の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。  
(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その

## 号(外)報官

い。

### 第五章 監督

#### (業務の停止)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項、第十一條第一項、第十二条、

第十四条から第二十三条まで又は第二十四条第一項(同条第二項においてこれらの規定を適用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者が、當該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、當該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項

を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

五 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

六 第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

七 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

八 第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二条

判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

五 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

六 第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

七 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

八 第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二条

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

口 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者が、當該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、當該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項

一 第六条第一項第一号又は第四号から第八号までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていることが

(登録の消除)

第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

四 第四十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二条

第二項、第七条若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

(監督処分の公告等)

第四十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第三十八条の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四十二条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に營業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関する物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならぬ。

#### 第六章 雜則

(任意に支払った場合のみなし弁済)

第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法

第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合には、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七条第一項又は第二項(第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払

二 第十八条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払

2 前項の規定は、次の各号に該当する場合における超過部分の支払について、適用しない。

一 第十七条第一項若しくは第二項の規定に

よる業務の停止の処分に違反して貸付けの契約が締結された場合又は当該処分に違反して締結された貸付けに係る契約について保証契約が締結された場合における当該貸付けの契約又は当該保証契約に基づく支払

二 物価統制令第十二条の規定に違反して締結された貸付けの契約又は同条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

四 第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他のこの法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

五 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

三 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四 第三十六条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は第十八条の規定により登録が効力を失つたとき、第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録が取り消されたとき、又は第十条第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該

該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

#### (権限の委任)

第四十五条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

六 第七章 罰則

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他のこの法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

四 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

三 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四 第三十六条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は第十八条の規定により登録が取り消されたとき、又はこれと併科する。

一 第十一条第二項の規定に違反した者

二 第十六条の規定に違反した者

三 第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十四条又は第十五条の規定に違反した者

三 第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項(第二十四条第二項においてこれらの規定を適用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第二十条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十二条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の規定に違反した者

七 第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第三十四条第二項の規定に違反した者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、十円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせよ

五 第三十四条第一項の規定に違反した者

一 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

二 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

三 第二条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律(以下「旧自主規制法」という。)は、廃止する。

四 第二十五条第一項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会が設立されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会又は旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会については、旧自主規制法第二章(第四条を除く。)、第三章及び第十六条の規定

五 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして第一号第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、

2 人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

三 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合において、その期間内に当該登録を受けた場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

四 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

五 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

六 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

七 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

八 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

九 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

十 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

十一 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

十二 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

十三 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第二十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二

条及び第四十四条の規定(これらの規定による罰則を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

2 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第二十五条第一項の規定による貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を都道府県知事に申請することができる。当該庶民金融業協会は、この期間内に当該定款の変更の認可を申請しなかつたときは当該期間の経過する日に、当該定款の変更の認可を申請した場合において認可しない旨の処分があつたときは当該処分があつた日に解散する。

3 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、当該全国庶民金融業協会連合会について準用する。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五条第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会に第三十一条の協力をさせることができる。

第六条 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、この法律の施行後に、債務者が利息として金銭を支払つたときは、当該支払につ

いては、第四十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、この法律の施行後に、債務者が賠償として金銭を支払つたときは、当該支払については、第四十三条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、なお従前の例による。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第八条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

(題名中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に改める。)

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条」と「前条」に改め、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前

四十四条」の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加える。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第六百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加え

る。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に因するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立人検査に関するもの」を加える。

附則第一項及び第十一項中「昭和五十七年」を「昭和五十八年」に改める。

附則第十三項のうちの附則第十二条の次に二条を加える改正規定のうち、第十三条中「昭和五十七年法律第七号」を「昭和五十八年法律第七号」に、「金利等取締法昭和五十七年改正法」を

「金利等取締法昭和五十八年改正法」に改め、第十四条中「金利等取締法昭和五十七年改正法」を「金利等取締法昭和五十八年改正法」に改める。

右は多數をもつて別紙のとおり修正すべきもの

定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第十条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第四条第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定に該当するもの及び附則第七条の規定により從

前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

二二十四の二 貸金業者の登録

(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第六百四十四号)の大蔵大臣がする貸金業者の登録(更新)の登録を除く。)

二十二年四月十九日

大蔵委員長 戸塚 進也

参議院議長 德永 正利殿

と議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

大蔵委員長 戸塚 進也

審査報告書

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて別紙のとおり修正すべきもの

定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第十

条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、高金利による金銭の貸付けが弊害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸付けを行う者に対する刑罰の対象となる限度を引き下げるとともに、罰金の額を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、法律番号等について修正を行つた。

## 二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

一、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するため、貸金業協会及び同連合会への加入の促進を図り、あわせて同協会及び同連合会の健全な発展について指導を行い、また、非加入者が生ずる場合には、その非加入者に対する指導・監督について万全を期すること。

二、資金需要者の利益の保護及び貸金業の健全な発展を図るため、貸付条件についての誇大広告の禁止及び貸付債権の取立て行為の規制に関する規定の運用に當たつては、個別、具体的に例示する等の方法により、当該規定の趣旨が生かされるよう指導・監督すること。

三、資金需要者の利益の保護を図る見地から、金利等取締改正法における刑事罰対象利率の上限

貸出金利に伴う経過措置の本則移行について  
は、金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して、貸出金利の可及的速やかな引き下げが図られるよう、同法附則第三項の「別に法律で定める日」を定めること。

右決議する。

第五条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」と、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とし、「貸付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項とあるのは「〇・一ペーセント」と読み替えるものとする。ただし、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

第五条第二項中「前項」を「前二項」と、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年四十・〇〇四ペーセント(二月二十九日を含む一年については年四十・一一三六ペーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六ペーセントとする)を超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、改正後の法第十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

第五条第二項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「五十四・七五ペーセント」と、「四十・一三六ペーセント」とあるのは「五十四・九ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・一五ペーセント」と読み替えるものとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

4 前項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。次項から附則第八項までにおいて同じ。)の受領(この法律の施行前に業として金銭の貸付けを行つた者がした金銭の貸付けの

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月五日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「改正後の法」という。)第五条第一項中「四十・〇〇五項とする。

第五条第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第一項に改める。

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「改正後の法」という。)第五条第一項中「四十・〇〇五項とする。

契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

6 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過するまでの間にした利息の受領(当該三年を経過する日まで以前に業として金錢の貸付けを行った者がした金錢の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、附則第二項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

7 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から同日以後六月を経過するまでの間にした利息の受領(同項の別に法律で定める日以前に業として金錢の貸付けを行った者がした金錢の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

8 日賦貸金業者が業として行う金錢の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定については、同項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定の例による。(日賦貸金業者についての特例)

9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方

一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のも

のを貸付けの相手方とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所以において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営まんではならない。

11 日賦貸金業者についての附則第十三項による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二号)附則第十項」と、同法第四十三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一二二六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過する日のまでの間にした利息の受領(当該三年を経過する日まで以前に業として金錢の貸付けを行った者がした金錢の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、附則第二項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

7 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から同日以後六月を経過するまでの間にした利息の受領(同項の別に法律で定める日以前に業として金錢の貸付けを行った者がした金錢の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

8 日賦貸金業者が業として行う金錢の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定については、同項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定の例による。(日賦貸金業者についての特例)

9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方

一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のも

のを貸付けの相手方とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所以において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営まんではならない。

11 日賦貸金業者についての附則第十三項による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二号)附則第十項」と、同法第四十三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一二二六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

577年法律第 号)附則第八項の規定により読み替えた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とする。

(質屋営業法の一項改正)

12 質屋営業法の一項を次のよう改正する。

第三十六条中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に、「第五条第一項」を「同項中「四十・〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一一三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三一パーセント」とし、「貸付」を「貸付け」に改める。

13 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第三号中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

附則第十二条の次に次の二条を加える。

(任意に支払つた場合のみなし弁済に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の間は、第四十三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えた

び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二号)以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。)附則第二項の規定により読み替えた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間内に出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二号)以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。)附則第二項の規定により読み替えた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する期間を経過する日の翌日から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えた

れた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

#### 4 第二項の規定は、前項に規定する期間内に

金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払について準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により」とあるのは、「第三項の規定により」と読み替えるものとする。

第十四条 前条第一項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき、当該期間経過後六月を経過する日の翌日から同条第三項に規定する期間経過後六月を経過する日までの間又は同日の翌日以後に利息(利息制限法第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の支払(前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定の適用を受けるものを除く。)がされた場合において、当該支払に係る利息の額(利息制限法

第三条ただし書の費用として支払った金額があるときは、当該金額の額を加えたものとする。

以下この条において同じ。)又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の額が

金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定め

る金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定め

るものと定めることとする。

支払に係る利息の額又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の額が

金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定め

る金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定め

度を実施し、その事業に対し過剰貸し付けの禁止、取り立て行為の規制等を行うとともに、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会を設立して、貸金業者の業務の適正な運営を確保せしめ、もって資金需要者等の利益の保護を図らうとするものであります。

なお、利息制限法に定める超過利息支払い部分について、一定の場合における任意弁済の有効規定を置いております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、高金利による金銭の貸し付けが弊害を生じている現状

にかんがみ、業として金銭の貸し付けを行いうる者に対する刑罰の対象となる制限利率を、現行の年一〇九・五%から年四〇・〇〇四%に引き下げよう

とするものであります。

なお、刑事罰対象利率の急激な条件変更を緩和するため、法施行後三年間は、制限利率を年七三%とすることとし、その後、別に法律で定める日までの間は、制限利率を年五四・七五%とすること等の経過規定を設けることとしております。

委員会における両案の質疑につきましては、超過利息のみなし弁済規定に係るサラ金被害救済の問題、出資法の上限金利を四〇・〇〇四%にする実施時期が棚上げにされるとへの危惧、貸金業協会に加入しないアウトサイダーに対する行政指導・監督の徹底、業務規制がいわゆる悪徳サラ金業者の追放に果たす効果等の質疑が行われたほ

か、参考人として上田昭三関西大学教授及び樋口俊二が、その詳細は会議録に譲ります。

日本社会党を代表して鵜山篤委員より、両案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党を代表して鵜山篤委員より、両案に對して、貸金業の登録拒否事由の追加、超過利息のみなし弁済規定の削除及び刑事罰対象利率に係る経過期間の短縮等の修正案が、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両案に對して、個人に対する物上担保なしの金銭の貸し付けを業として行うに当たっての免許制等を定めるとともに、刑事罰対象利率を四〇・一五%に引き下げるなど、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より、両案中、法律番号等に係る昭和五十七年を昭和五十八年に改める修正案が、それぞれ提出されました。

これら六修正案に対する質疑はなく、両原案及び六修正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鵜山篤委員より、増岡委員及び近藤委員提出の四修正案並びに両原案に反対、鵜山委員提出の両修正案に賛成、また、自由民主党・自由国民会議を代表して大河原太一郎委員より、鵜山委員提出の四修正案並びに両原案に賛成、また、公明党・国民会議を代表して塙出啓典委員より、鵜山委員及び近藤委員提出の四修正案及び両原案に反対、鵜山委員提出の両修正案に賛成、また、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、鵜山

俊二が、参考人として上田昭三関西大学教授及び樋口俊二が、その詳細は会議録に譲ります。

日本社会党を代表して鵜山篤委員より、両案に對する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党を代表して鵜山篤委員より、両案に對して、貸金業の登録拒否事由の追加、超過利息のみなし弁済規定の削除及び刑事罰対象利率に係る経過期間の短縮等の修正案が、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両案に對して、個人に対する物上担保なしの金銭の貸し付けを業として行うに当たっての免許制等を定めるとともに、刑事罰対象利率を四〇・一五%に引き下げるなど、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より、両案中、法律番号等に係る昭和五十七年を昭和五十八年に改める修正案が、それぞれ提出されました。

討論を終わり、六修正案及び両原案を順次採決の結果、鵜山委員及び近藤委員提出の四修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、増岡委員提出の四修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも賛成多数をもって可決され、両法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、金利等取締り改正法における刑事罰対象上限金利の本則移行について可及的速やかに実現するよう努めること等の附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 両案に對し、討論の通告がござります。発言を許します。寺田熊雄君。

[寺田熊雄君登壇、拍手]

○寺田熊雄君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま上程せられた貸金業法案、すなわち貸金業の規制等に関する法律案、並びに出資法、すなわち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

この二法案は、一体となって、いわゆるサラ金な

委員及び近藤委員提出の四修正案に反対、増岡委員提出の四修正案及び両原案に賛成、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、増岡委員及び近藤委員提出の四修正案に賛成する旨の意見が、それを述べられました。

以下、その理由を説明いたします。

第一に、私は、この両法案の底流には、他の文明国には例を見ない非近代的な高利是認の思想があり、その例を見ない非近代的な高利是認の思想がひそんでいることを指摘したいと思います。

かく申しても、私は決して、古代ギリシャの哲学者や初期キリスト教の教父たちのように、あまねく利息を取る行為そのものを禁止すべきであると主張するものではありません。しかし、私たちには、現在、少なくとも議会制民主主義をとる先進諸国において、本二法案のごとく年率七三%とか五四%というごとき高利を是認する法律を発見することは困難でありまして、これらはサラ金業者の主張に迎合するシャイロック的暴利容認の思想による非近代的内容の法案であると断じて差し支えありません。

さらに、この両法案は、そのもつともらしい体

裁の陰に、国民を欺く冷酷な内容を隠している点において許しがたいものであります。すなわち、出資法改正案は本則において、第五条に規定する〇・〇〇四%に引き下げるなどを標榜するのですが、その実、附則において、法施行後三年間は七三%，その後は「別に法律で定める日」まで歩前進といふのであります。すなわち、むしろ業者の利益を図る目的を持つとし、むしろ業者の利益を図り、資金需要者に多大の犠牲を強いる内容であつて、百歩後退とも言ふべきものであります。

第二に、本二法案は、近代法が民事責任と刑事责任とを峻別し、すべての社会事象にそれに適合する責任を配分しつつ規律していることを知ら

な面において著しく不当な結果を生ぜしめているのであります。

すなわち、出資法第五条の定める一〇九・五%の上限利率は、その範囲内であるならば刑事責任を問わないという性質のものであるにすぎず、民事責任については、別個に金融関係の憲法とも言べき利息制限法が存在し、元本十万円未満は二〇%、百万円未満は一八%、百万円以上は一五%を制限利息とし、期限後の遅延損害金はその倍額までを許すという段階的金利制度を採用しているのであります。

また、最高裁判所は、経済的弱者たる債務者を保護せんとする同法の趣旨からして、この制限利息を超えて支払われる利息は、当然に元本の弁済に充当せられ、なおかつ余りあるときはその返還を求め得るとするのであります。この法律と判例どにより、高利の債務の支払いに窮り、一家離散や心中のほかに債務者や、倒産の危険に瀕した中小企業者などが救済せられる事例が少なくなっています。

しかるに、本二法案は、かかる從来の金融秩序を根本的に覆し、貸金業法第四十三条として、「利息制限法所定の利率を超える利息であっても任意に支払われたときは有効な利息の弁済とみなす」とする一条を設けているのであります。この両法案が可決せられんか、今後高利の債務支払いに追われ、一家の破滅や企業の倒産に瀕した国民は、唯一とも言うべき法的救済の道を奪われるところになります。

本二法案の提案者の代表は、右に述べた利息制限法と最高裁判例とが貸金業者の最も忌み嫌うものであることを知りつつ、彼らが本二法案に反対十三条の規定を設けたこと、及びこの第四十三条これが本二法案最大の争点であることを当院大蔵委員会ではつきりと認めているのでありますから、本二法案が資金需要者の利益を犠牲として貸金業者の利益を図る著しく階級的のものであることは、一点の疑いさえないのであります。私はまた、これにより借地法、借家法などとともに経済政策的立法の一角が崩れ去ったことを悲しむものであります。

第三に、民事責任と刑事責任との混濁により、この二法案の提案者やこの法案を事实上立案した大蔵省は、出資法上の上限利率を超えない以上、貸金業者の徴収するすべての利息は民事的にも有効と考え、貸金元本や融資残高の多寡により利率を上下する段階的金利制度を採用する態度を全くとする一条を設けているのであります。

その結果、貸金業者は多く貸せば貸すほどもうかることになり、おのずから過剰融資に走る弊害を生ぜざるを得ません。また、そのため、大手サ

ラ金業者は、リース会社や相互銀行のみならず、消費者金融に消極的な都銀や生保からも融資を受け、豊富な資金力に物を言わせて全国に支店網を広げ、サラ金禍の社会悪は増加の一途をたどります。

本二法案の立法作業を担当した人々は、必ずしも貸金業者の業務の実態、特にそのあくまで取り立て方法等について十分な知識を有せず、かつ融資自体の性格、対象、社会的機能等の異なる企業向け大口融資と個人向け小口融資と一緒にして規制せんとしたため、各般の業務規制方法がきわめて大ざっぱ、かつ不十分なものとならざるを得なかつたのであります。

たとえば、業者の暴力的取り立て方法の規制も抽象的に過ぎて実効性を有せず、貸し付けに当たり恩給証書や運転免許証、健康保険証等を取り上げる行為などの規制も考えず、白紙委任状の乱用が公正証書作成のみならず不動産担保についても行われることに思いをいたさず、保証人が全く事実を知らないうちに保証人とされる事例が多いため、業者に対する保証の意思を確かめる義務を課すべきであるのにそれを怠り、過剰融資を罰則のみならず行政的制裁の対象とさえしていないことなど、本二法案は欠陥だらけの法案と称しても決して過言ではありません。

最後に、私は、今日ほどサラ金をめぐる社会悪が増大している根底には、政府が從来、正規の金

## 官報 (号外)

官

○副議長(秋山長造君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でござります。

〔賛成者起立〕

両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を認めます。

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一四 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長目黒今朝次郎君。

## 審査報告書

戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月十九日

社会労働委員長 目黒今朝次郎  
参議院議長 德永 正利殿

附則中「同年四月一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に

対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項並びに第三条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、戦没者遺族等の待遇の改善を図

るため、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めるが、施行期日にについて修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十八年度一般会計予算に約二百三十六万円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を日途としてその実態調査を実施すること。

二、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にみあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

三、給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。  
四、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、海外戦域における遺骨収集、慰靈巡洋等について、更に積極的に推進すること。

五、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係省庁及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題について

は、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十八年三月二十五日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 德永 正利殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)  
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)  
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項の表中「一九四、〇〇〇円」を「二一〇七、〇〇〇円」に、  
八号から第十号まで又は同号は第八号に掲げる遺族 一九四、三〇〇円

を改める。

二四一、三〇〇円

第二十三条第一項第八号又は同条第二項第七号に掲げる遺族

第二十三条第一項第九号若しくは第十号又は同条第二項第八号に掲げる遺族

## 要領書

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一  
部改正)

第二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法  
(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に  
次の二項を加える。

3 前項の特別給付金を受ける権利を取得した  
者であつて、当該特別給付金を受ける権利を  
取得した日から十年を経過した日において同  
項各号に掲げる給付を受ける権利を有するも  
のには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「二十万円」とし「三十万円」  
に改め、「六十万円」の下に「同条第三項の特  
別給付金にあつては百二十万円」を加える。

附則第二項中「同条第二項」の下に「又は第三  
項」を加え、同項に次のただし書を加える。  
ただし、昭和五十八年四月一日に同項の特別  
給付金を受ける権利を取得する者に限  
る。該特別給付金に係るものにあつては、同年十一  
月一日とする。

附則第十六項中「昭和五十一年法律第二十二  
号」を「昭和五十一年法律第二十二号。以下「法  
律第二十二号」という。」に改める。

附則第十七項中「戦傷病者戦没者遺族等援護  
法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律  
第二十二号)」を「法律第二十二号」に改める。

附則第二十一項中「昭和五十四年法律第二十  
二項」を「昭和五十四年法律第二十  
二項」に改める。

「九号」を「昭和五十四年法律第二十九号。以下  
「法律第二十九号」という。」に改める。

附則中第二十五項を第二十九項とし、第二十  
四項の次に次の四項を加える。

25 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者  
四項の次に次の四項を加える。

(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ  
り死亡した者を除く。)の妻 婚姻の届出をして  
いないが、事実上婚姻関係と同様の事情に  
ある者を含む。)であつたことにより、昭和五  
十八年四月一日において第三条第二項各号に  
掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病  
者等又は法律第二十九号による改正前の戦  
傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二  
条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出を  
していないが、事実上婚姻関係と同様の事情  
にあつた者を含むものとし、法律第二十二号  
による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別  
給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は  
法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の  
妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の  
特別給付金を受ける権利を取得した者に限  
る。)であつたことにより、当該特別給付金を  
受けける権利を取得した日から十年を経過した  
日(その日が昭和五十八年十月一日である  
ときは、同日)において、第三条第二項各号  
に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同  
項に規定する者みなす。ただし、法律第二  
十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する  
特別給付金支給法第三条第二項の特別給付  
金を受ける権利を取得した者については、こ  
の限りでない。

対する特別給付金支給法による特別給付金を  
受けける権利を取得した者を除く。)は、第三条  
第二項に規定する者とみなす。

第三条第五項中「次項」を「以下この条」に改  
め、同条に次の二項を加える。

26 前項の規定により特別給付金を受ける権利  
を有するに至つた者に交付する第四条第二項  
に規定する国債の発行の日は、昭和五十八年  
十一月一日とする。

昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六  
日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、こ  
れにより昭和四十八年四月一日以後に死亡し  
た者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実  
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)で  
あつたことにより、昭和五十八年四月一日に  
おいて第二条第一号又は第三号に掲げる給付  
を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の  
一部改正)

第三条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給  
法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次の  
ようにより改正する。

27 第三条第五項中「次項」を「以下この条」に改  
め、同条に次の二項を加える。

7 前項の特別給付金を受ける権利を取得した  
者であつて、当該特別給付金を受ける権利を  
取得した日から五年を経過した日において第  
五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特  
別給付金を受ける権利を取得した日から五年  
を経過した日の前日までの間にその者と氏を  
同じくする子又は孫を有するに至らなかつた  
ものには、特別給付金を支給する。

第三条第五項中「第六項」の下に「又は第七項」  
を加える。

附則第二項中「又は第六項」を「から第七項ま  
で」に改める。

附則中第三十八項を第四十五項とし、第三十  
七項の次に次の七項を加える。

38 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者  
(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ  
り死亡した者を除く。)の父母又は祖父母であ  
つたことにより、昭和五十八年四月一日にお  
いて第三条第五項各号のいずれかに該当する  
者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給

権者たる父母等とみなす。

39 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和五十八年九月三十日」と「第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十八年十月一日」とする。

40 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の當時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の當時その死亡した者以外に子も孫もない場合は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

41 前項の場合には、第三条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」と読み替えるものとする。

42 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時（子も孫もいなかつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時（子も孫もいなかつたものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者等の父母等とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当时その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の當時その死亡した者以外に子も孫もない場合は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」と読み替えるものとする。

条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」とする。

44 附則第三項、第三十九項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十八年十月一日とする。

#### 附則

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定並びに第三条中戦没者等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

議員会議を代表して村上理事より、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金の施行期日について本年四月一日とあるのを公布の日と改め、四月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、対馬理事提出の修正案は賛成少数で否決され、村上理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致でそれぞれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山義造君） これより採決をいたします。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する二法律を改正しようとするものであり、その主な内容は、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるほか、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給することです。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告の

とおり修正議決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君  
副議長 秋山 長造君

議長 徳永 正利君  
副議長 秋山 長造君

中野 鉄造君	大川 清幸君
渡部 通子君	桑名 義治君
馬場 富君	高木 健太郎君
小西 博行君	高峰 幸雄君
中野 明君	峯山 昭範君
中村 銳一君	伊藤 郁男君
増岡 康治君	塩出 啓典君
太田 淳夫君	宮崎 正義君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君
藤原 房雄君	矢追 秀彦君
黒柳 明君	田代 富士男君
平井 卓志君	
三木 忠雄君	

鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	浜谷 邦彦君	八木 一郎君	郡 祐一君	植木 光教君	木村 瞬男君	岩動 道行君
木島 則夫君	小平 芳平君	中尾 辰義君	上田 稔君	遠藤 政夫君	白井 庄一君	木島 则夫君	岩本 政光君
多田 省吾君	田淵 哲也君	三治 重信君	岩上 二郎君	沖 外夫君	田中 正巳君	原 文兵衛君	野末 陳平君
新谷寅三郎君	安井 謙君	前田 敦男君	前田 敦男君	大城 真順君	藤田 正明君	森田 重郎君	松尾 官平君
中山 千夏君	美濃部亮吉君	杉山 令肇君	宮澤 弘君	高木 正明君	福田 宏一君	岡部 三郎君	梶原 清君
山田耕三郎君	秦 豊君	森山 真弓君	藤井 孝男君	内藤 健君	北 修二君	塙田十一郎君	八木 一郎君
青島 幸男君	真鍋 賢二君	江島 淳君	江島 淳君	金丸 三郎君	大坪健一郎君	白井 庄一君	郡 祐一君
山本 富雄君	田代由紀男君	田沢 智治君	田上 孝君	長谷川 信君	宮田 輝君	加藤 武徳君	植木 光教君
谷川 寛三君	仲川 幸男君	関口 恵造君	大河原太一郎君	佐々木 滿君	木村 瞬男君	木島 則夫君	木村 瞬男君
名尾 良孝君	成相 善十君	竹内 澄君	降矢 敬義君	後藤 正夫君	内藤 健君	原 文兵衛君	岩動 道行君
藤井 裕久君	林 寛子君	大島 友治君	大木 正吾君	佐々木 滿君	木村 瞬男君	木島 则夫君	岩本 政光君
成相 善十君	井上 裕君	下条進一郎君	高橋 圭三君	内藤 健次郎君	内藤 健君	森田 重郎君	原 文兵衛君
藤井 裕久君	安孫子藤吉君	竹内 澄君	熊谷 弘君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	八木 一郎君
成相 善十君	大木 浩君	大島 友治君	伊江 朝雄君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
井上 吉夫君	安孫子藤吉君	下条進一郎君	坂野 重信君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
井上 吉夫君	大鷹 淑子君	大鷹 淑子君	戸塚 進也君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
岡田 広君	上條 勝久君	上條 勝久君	坂野 重信君	内藤 健君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
岡田 広君	龟井 久興君	龟井 久興君	戸塚 進也君	増田 盛君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
石本 茂君	志村 愛子君	志村 愛子君	伊江 朝雄君	内藤 健君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
河本嘉久蔵君	河本嘉久蔵君	河本嘉久蔵君	坂野 重信君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
中村 複二君	中村 複二君	中村 複二君	戸塚 進也君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
金井 元彥君	古賀雷四郎君	古賀雷四郎君	伊江 朝雄君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
中村 太郎君	町村 金五君	町村 金五君	坂野 重信君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
斎藤 十朗君	熊谷太三郎君	熊谷太三郎君	戸塚 進也君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
楠 正俊君	鳴崎 均君	鳴崎 均君	伊江 朝雄君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
中西 一郎君	小林 国司君	小林 国司君	坂野 重信君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
斎藤 十朗君	町村 金五君	町村 金五君	戸塚 進也君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
楠 正俊君	初村滝一郎君	初村滝一郎君	伊江 朝雄君	内藤 健君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君
下田 京子君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	坂野 重信君	増田 盛君	山崎 竜男君	塙田十一郎君	植木 光教君
佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	戸塚 進也君	増田 盛君	片山 基市君	白井 庄一君	郡 祐一君

## 官報(号外)

大森 昭君	農林水産大臣	金子 岩三君	決算委員
穂山 篤君	運輸大臣	長谷川 駿君	辞任
村沢 牧君	内閣審議官	林 淳司君	補欠
安恒 良一君	内閣審議官	源田 実君	森山 真弓君
安武 洋子君	内閣審議官	森山 真弓君	昭和五十八年度一般会計予算
志苦 裕君	内閣審議官	源田 実君	昭和五十八年度特別会計予算
柏谷 照美君	内閣審議官	村上 正邦君	昭和五十八年度政府関係機関予算
寺田 熊雄君	内閣審議官	藏内 修治君	金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
宮之原貞光君	内閣審議官	近藤 忠孝君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
和田 静夫君	内閣審議官	山中 郁子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
松本 英一君	内閣審議官	源田 実君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
竹田 四郎君	内閣審議官	森山 真弓君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
神谷信之助君	内閣審議官	田沢 智治君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
立木 洋君	内閣審議官	近藤 忠孝君	昭和五十八年度一般会計予算
小山 一平君	内閣審議官	山中 郁子君	昭和五十八年度特別会計予算
川村 清一君	内閣審議官	源田 実君	昭和五十八年度政府関係機関予算
田中寿美子君	内閣審議官	村上 正邦君	昭和五十八年度政府関係機関予算
市川 正一君	内閣審議官	藏内 修治君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
瀬谷 英行君	内閣審議官	近藤 忠孝君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
赤桐 操君	内閣審議官	山中 郁子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
阿具根 登君	内閣審議官	源田 実君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
八百板 正君	内閣審議官	植木 光教君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
宮本 顯治君	内閣審議官	田沢 智治君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
村上 正邦君	内閣審議官	近藤 忠孝君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
鶴岡 洋君	内閣審議官	山中 郁子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
藏内 修治君	内閣審議官	源田 実君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
内閣総理大臣 中曾根康弘君	内閣審議官	植木 光教君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外務大臣 安倍晋太郎君	内閣審議官	田沢 智治君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
大蔵大臣 竹下 登君	内閣審議官	近藤 忠孝君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生大臣 林 義郎君	内閣審議官	山中 郁子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
國務大臣	予算委員	去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
内閣総理大臣	予算委員	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外務大臣	予算委員	戦時災害援護法案(対馬孝且君外六名発議)(參第三号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
大蔵大臣	予算委員	公衆浴場法の一部を改正する法律案(対馬孝且君外六名発議)(參第四号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生大臣	予算委員	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国補助に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)(參第五号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
國務大臣	予算委員	和田 静夫君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
内閣総理大臣	予算委員	対馬 孝且君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外務大臣	予算委員	和田 静夫君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
大蔵大臣	予算委員	対馬 孝且君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生大臣	予算委員	和田 静夫君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

秦 豊君	前島英三郎君	野末 陳平君	江田 五月君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里
決算委員	辞任	補欠	辞任	去る六日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
対馬 孝且君	和田 静夫君	本岡 昭次君	山田 謙君	戦時災害援護法案(対馬孝且君外六名発議)
山田 謙君	和田 静夫君	本岡 昭次君	公衆浴場法の一部を改正する法律案(対馬孝且君外六名発議)	公衆浴場法の一部を改正する法律案(対馬孝且君外六名発議)
市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国補助に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)	去る六日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
官 同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	内閣委員	内閣委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国補助に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)	文教委員	文教委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
帰りと安否の確認に関する質問主意書(中野鉄造君提出)	去る九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	社会労働委員	社会労働委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
安全保障特別委員	去る九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任	辞任	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
辞任	立木 洋君	佐藤 章君	秦野 章君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
立木 洋君	立木 洋君	中村 稔二君	中村 稔二君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
藏内 修治君	立木 洋君	栗林 卓司君	栗林 卓司君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
板垣 正君	立木 洋君	板垣 正君	立木 洋君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
正君	立木 洋君	栗林 卓司君	栗林 卓司君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	内閣委員	内閣委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。	文教委員	文教委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	社会労働委員	社会労働委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
杏脱タケ子君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	辞任	辭任	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	補欠	補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。	社会労働委員	社会労働委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	杏脱タケ子君	杏脱タケ子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員	農林水産委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	杏脱タケ子君	杏脱タケ子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	杏脱タケ子君	杏脱タケ子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員	農林水産委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
佐藤 昭夫君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	杏脱タケ子君	杏脱タケ子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十七年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。	同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十七年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。	建設委員	建設委員	同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十七年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。
秦野 章君 国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの	宮澤 弘君 国会法第四十一条第三項の規定によるもの	秦野 章君 国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの	栗林 卓司君 国会法第四十二条第三項の規定によるもの	栗林 卓司君 国会法第四十二条第三項の規定によるもの
上田耕一郎君	立木 洋君	中村 稔二君	秦野 章君	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

官報(号外)

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記  
官職名 氏名 異動前の官職年月日 異動後の官職年月日

異動前 宮澤 弘君 宮澤 弘君

福田 宏一君 福田 宏一君

運輸委員

農垣徳太郎君 宮澤 弘君 秦野 章君

大蔵委員  
寺田 熊雄君 竹田 四郎君

補欠  
補欠

決算委員 田原 武雄君 田原 武雄君

広田 幸一君 濑谷 英行君

文教委員

寺田 熊雄君 竹田 四郎君

決算委員 中山 千夏君 秦 豊君

中山 熊三君 秦 豊君

農林水産委員

中村 複二君 秦 豊君

決算委員 辞任 辞任

辯任 辞任

農林水産委員

中村 複二君 秦 豊君

官職名 氏名 異動前の官職年月日 異動後の官職年月日

官職名 氏名 異動前の官職年月日 異動後の官職年月日

行政管理局長 佐倉 尚君 行政管理局長 同  
議官房総務審議官 門田 英郎君 行政管理局長 同  
議官房総務審議官 門田 英郎君 行政管理局長 同

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十八回国会政府委員に任命することを承認した。

行政管理局長 門田 英郎君  
官房総務審議官 竹村 城君  
同日内閣総理大臣から議長宛、行政管理局長行政管理局長門田英郎君外一名(同日議長承認)を第九十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

行政管理局長門田英郎君外一名(同日議長承認)を第九十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

る法律案(閣法第二七号)

農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法)

(第二六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

同日委員長から次の報告書が提出された。

技術士法案(閣法第四〇号)審査報告書  
同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五十七年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第一項の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

官(外)号

辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

通信委員

文教委員

丸谷 金保君

寺田 熊雄君

辞任

補欠

山中 郁子君

沓脱タケ子君

井上 裕君

中村 権二君

藤井 哲男君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

内閣委員

社会労働委員

辞任

補欠

山中 郁子君

田原 武雄君

藤井 恒男君

山中 郁子君

田代由紀男君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

内閣委員

社会労働委員

辞任

補欠

山中 郁子君

小西 博行君

藤井 恒男君

山中 郁子君

小西 博行君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

内閣委員

社会労働委員

辞任

補欠

山中 郁子君

小西 博行君

藤井 恒男君

山中 郁子君

小西 博行君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

内閣委員

社会労働委員

辞任

補欠

山中 郁子君

小西 博行君

藤井 恒男君

山中 郁子君

小西 博行君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

商船における最低基準に関する条約(第一百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中野鉄道君提出朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問に対する答弁書

内閣委員

社会労働委員

辞任

補欠

山中 郁子君

小西 博行君

藤井 恒男君

山中 郁子君

小西 博行君

内藤 健君	佐々木 満君	て議長は即日これを委員会に付託した。
秦野 章君	関口 恵造君	農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)
桧垣徳太郎君	田代由紀男君	内閣委員会に付託
運輸委員		高度技術工業集積地域開発促進法案(閣法第五号)
辞任	補欠	商工委員会に付託
三浦 八水君	内藤 健君	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
小笠原貞子君	立木 洋君	千九百八十二年のジニアート及びジニアート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書
通信委員		千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)審査報告書
辞任	補欠	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。
沓脱タケ子君	山中 郁子君	高度技術工業集積地域開発促進法案(閣法第五号)
議院運営委員		同日議長から次の報告書が提出された。
大城 真順君	森下 泰君	水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書
宮澤 弘君	中山 太郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。
許可し、その補欠を指名した。		千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、
エネルギー対策特別委員		月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覽会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第六号)審査報告書
辞任	補欠	朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に関する質問主意書
小笠原貞子君	下田 京子君	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提示する。
安全保障特別委員		出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(閣法第一九号)審査報告書
辞任	補欠	領事関係に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書
立木 洋君	上田耕一郎君	的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつる法律案(閣法第一九号)審査報告書		所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
		森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書
		間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)審査報告書
		所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書
		脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)審査報告書

## 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の日本人

て見解を示されたい。

妻里帰りと安否の確認に関する質問主意書  
日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字  
会との間で、昭和三十四年八月十三日締結された  
在日朝鮮人の帰還協定(カルカッタ協定)により、  
第一次船が出航して以来、今まで二十余年が経  
過し、帰還協定およびその後の措置によつて、九  
万三千三百十名の在日朝鮮人の人々が朝鮮民主主  
義人民共和国(北朝鮮)へ帰還している。その中には、日本国籍を有する者が六千六百七十九名、そ  
のうち、日本国籍保有の日本人妻は千八百三十一  
名にのぼる。日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共  
報官

万三千三百十名の在日朝鮮人の人々が朝鮮民主主  
義人民共和国(北朝鮮)へ帰還している。その中には、日本国籍を有する者が六千六百七十九名、そ  
のうち、日本国籍保有の日本人妻は千八百三十一  
名にのぼる。日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共  
報官

関する協定第六条第六項には、「朝鮮側は、帰還  
者が乗船した以後の輸送及び食事、宿泊費等一切  
の費用を負担し、医療上の服務を無償で提供す  
る。また帰還者の帰還後の生活安定のため、その  
住宅、職業、就学等すべての条件を保障する。」と  
譲われている。ところが、二十数年後の今日の現  
状は、その大半が音信不通、消息不明で生死の別  
さえわからない現状である。ただの一人として里  
帰りが実現していないうえ、関係者の心痛は計り  
知れないものがある。そこで、以下の事項につい

一 外務省は、昭和五十年四月より各関係家族か  
ら請願を受理し、日本赤十字社を通して北朝鮮  
に組もうとしているのか見解を承りたい。

右質問する。

昭和五十八年四月十五日

内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議長 德永 正利殿

参議院議員中野鉄造君提出朝鮮民主主義人民共和國(北朝鮮)の日本人妻里帰りと安否の確認に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

イ また、昭和五十五年十二月には、右二百  
十名について改めて一括して同様の照会を行つた。  
ウ さらに、昭和五十六年九月には、右二百  
十名のうち特に留守家族から安否照会の要  
望の強かつた九名の日本人妻について改め  
て同様の照会を行つた。

（1） 政府は、日本人妻の里帰りと安否の確認の  
問題は人道的観点から取り組むべきものとと  
り得る手段には限界があるが、従来、次のよ  
うな種々の努力を行つてきたところである。

ア 日本人妻の安否照会及び里帰りについて  
は、留守家族の希望が前提となるところ、

要する日本人妻の安否の確認および里帰り等  
の問題解決のため、政府は今後どのように取り  
組もうとしているのか見解を承りたい。

社を通じ北朝鮮に対し、昭和五十年一月か  
ら昭和五十四年九月にかけて希望が寄せら  
れたものから、順次十四回にわたり、安否  
照会及び緊急を要する者については里帰り  
の件程度のみではなく、対象者全員の便宜を圖る  
が多数にのぼつてことから、限られた二百  
件程度のみではなく、対象者全員の便宜を圖る  
よう政府に要望するが、この点について、政府  
の対応策を明らかにされたい。

二 北朝鮮の日本人妻と日本の家族間との手紙の  
往来も自由に行われていない。昭和五十三年十  
月十八日、衆議院通信委員会において、当時の  
農部郵政大臣は、「(北朝鮮は)万国郵便協会か  
連盟に加盟しているようである。そういう機  
関を通じて、ソ連、中華人民共和国経由の交換

があるので、そういう機関を通じて打つ手が  
ないか検討してみたい。」と答弁しているが、そ  
の後どのように検討し善処したのか伺いたい。

三 北朝鮮帰還事業は、両国間に国交がない状況  
下で、「人道上」という理由で実現した経緯があ  
り、安否調査、日本人妻里帰りについても、人  
道上の問題として扱うべきである。人道上緊急

（2） この結果、昭和五十七年十月一日に、初め  
て北朝鮮側から日本赤十字社を通じ、特に家  
族から安否調査の要望の強かつた九名の日本  
人妻について安否が判明した旨連絡を受け  
た。北朝鮮側からの連絡によれば、今後と  
ても、日本赤十字社を通じてのこの種の安否調  
査には、通信連絡を容易にする等により、で  
きる限り協力するとのことであった。

（3） これを受け、政府としては、まず安否調

## 官報(号外)

査を確かなものとすることが大切と考えております。現在、かつて安否照会した日本人妻でいまだに安否が判明していない者及び安否は判明したが通信が確保されていない者のうち留守家族から安否照会等の要望の強い九十一名について、改めて日本赤十字社を通じ北朝鮮に照会しているところである。

## 二について

我が国と北朝鮮との間の郵便物の交換は、両国間に直接の郵便運送手段がないため、中国ないしソ連経由で行われてきている。

関係郵便物を円滑に送達するため、航空便は昭和五十三年当時より増便され、北朝鮮あて郵便物数も現在年間約十八万通と昭和五十三年当時に比べ二倍近くになっている。これらの郵便物に関する不着の申出はほとんどない状態であり、郵便物の交換はおおむね正常に行われているものと思われる。

なお、両国間の円滑な郵便物の交換については、今後とも引き続き十分配意してまいりたい。

第九号中正誤			
行	誤	正	
一 一 六 一 招	行 く から 一 排 分	誤 き から 一 排 出	
正			

  

第十号中正誤			
行	誤	正	
一 一 六 一 招	行 く から 一 排 分	誤 き から 一 排 出	

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第十一号(その一)

二九〇

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物記可

# 官報号外

昭和五十九年四月二十日

## ○第九十八回 参議院会議録第十一号(その二)

〔本号(その一)参照〕

千九百八十三年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、

輸出収入を得るために、ひいては、社会的及び

経済的分野における開発計画を継続するためには、

コーヒーに大きく依存している多数の国の經濟に

つて、この商品が特に重要であることを認め、

コーヒーの貿易に関する緊密な国際協力が、

コーヒー生産国の經濟の多角化及び發展を助長

し、生産国と消費国との間の政治的及び經濟的関

係を改善し並びにコーヒーの消費の増大に資する

ことを考慮し、

生産者及び消費者の双方の利益を損なう著しい

價格変動を引き起こすことのある生産と消費との

間の不均衡を避けることが望ましいことを認め、

国際的措置が、そのような不均衡のもたらす結

果を是正することに役立つことができるること及び

採算のとれる価格を通じて生産者にとって十分な

水準の収入を確保することに寄与することができ

ることを確信し、

千九百六十二年、千九百六十八年及び千九百七

十六年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたら

された国際協力から得られた利益に留意して、

次のとおり協定した。

### 第一章 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(1) 消費者にとって公正な価格で十分なコーヒーの供給が確保され及び生産者にとって採算のとれる価格でコーヒーの市場が確保されるように、並びに生産と消費との間の長期的均衡を可能にするよう、世界のコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。	(2) 生産者及び消費者の双方の利益を損なう世界のコーヒーの供給、在庫及び価格の過度の変動を回避すること。	(3) 加盟国における生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現に資すること。	(4) 価格を(1)の規定に適合する水準に維持し及び消費を増大させることによって、コーヒー輸出國の購買力を増大させること。	(5) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する不可欠の情報源であることを認める。輸出割当が停止されている期間中、原産地証明書の適切な使用を確保する責任は、加盟輸出国が負う。もつとも、加盟輸入国は輸出割当が実施されていないときはコーヒーの貨物が証明書を伴うことを要求する義務はないが、最大量の情報がすべての加盟国にとって利用可能となることを確保するため、加盟輸出国から積み出されたコーヒーの貨物に関連する証明書の收集及び確認について機関と十分に協力する。	(6) コーヒーの貿易と工業製品の市場の經濟的安全性との関係を認識して、一般的に世界のコーヒー問題に関して国際協力を推進すること。
---	---	---	---	--	---

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の実及び豆(ペーテメント・コーヒーであるか、生コーヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない。)といふ、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。	(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、メートル・トン(一千キログラム)又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四
---	---

を確保するよう努めつて生産者にとって十分な採算が確保される水準に価格を維持する政策を採用する必要があることを認める。このような政策の目的が達成されている場合には、加盟国は、コーヒーの価格に影響を及ぼすおそれのある共同行為を慎む。

加盟輸出国は、非加盟国にコーヒーを売却する場合には、売却の条件が、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも、通常の貿易慣行に照らし買手にとって商業的に有利なものとなるようないかなる措置も採用せず又は維持しないことを約束する。

理事会は、(3)の規定の遵守状況を定期的に検討するものとし、第五十三条の規定により適当な情報を提供するよう加盟国に要求することができる。

加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する不可欠の情報源であること認める。輸出割当が停止されている期間中、原産地証明書の適切な使用を確保する責任は、加盟輸出国が負う。もつとも、加盟輸入国は輸出割当が実施されていないときはコーヒーの貨物が証明書を伴うことを要求する義務はないが、最大量の情報がすべての加盟国にとって利用可能となることを確保するため、加盟輸出国から積み出されたコーヒーの貨物に関連する証明書の收集及び確認について機関と十分に協力する。

「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したもの。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得たためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分を液状にしたもの。水溶性の固形成分を液状にしたものをいふ。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいふ。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためにには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、メートル・トン(一千キログラム)又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四

(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒーの乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るために、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント・コート・コーヒー相当重量を得るために、パーチメント・コート・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーを何らかの程度までいたるものといい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るために、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したもの。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得たためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分を液状にしたもの。水溶性の固形成分を液状にしたものをいふ。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るために、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいふ。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためにには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

(h) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、メートル・トン(一千キログラム)又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関、国際コーヒー理事會及び国際コーヒー機関の執行委員会をいう。

(5) 「加盟国」とは、締約国政府(次条(3)に規定する政府間機関を含む)、第五条の規定に基づき本土地域と別個に加盟国であると宣言された指定期域又は第六条若しくは第七条の規定に基づき加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国政府若しくは指定領域若しくはその双方をいう。

(6) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(7) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、商業的にみて相当な数量のコーヒーを栽培するわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それぞれ、商業的にみて相当な数量のコーヒーを栽培する加盟国又は国をいう。

(9) 「区分」との単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

## 官 報 (号外)

- (1) 締約国政府は、次条から第七条までに別段の定めがある場合を除くほか、第六十四条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域と一体として機関の单一の加盟国となる。
- (2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(2) 「輸出可能生産量」とは、コーヒー年度又は収穫年度における輸出国のコーヒーの総生産量から当該年度において国内消費に充てられる数量を差し引いた数量をいう。

(3) 「輸出可能数量」とは、コーヒー年度における輸出国の輸出可能生産量に過去のコーヒー年度からの累積した在庫量を加えた数量をいう。

(4) 「輸出権利数量」とは、加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をいい、第四十四条の規定に基づき輸出割当使用分に算入されない輸出量を含まない。

(5) 「輸出割当の不使用分」とは、コーヒー年度における加盟輸出国の年間輸出権利数量から当該コーヒー年度の最初の六箇月以内に明らかにされた次のいずれかの数量を差引いた数量をいう。

(a) 当該加盟輸出国が在庫及び収穫見込みに基づき算定した当該コーヒー年度における輸出可能なコーヒーの数量

(b) 当該加盟輸出国が当該コーヒー年度において輸出割当の対象となる市場に輸出する意図を表明した数量

(c) 「輸出割当の未出荷分」とは、コーヒー年度における加盟輸出国の年間輸出権利数量と当該コーヒー年度において当該加盟輸出国が輸出割当の対象となる市場に輸出したコーヒーの数量との差をいう。ただし、この差が、既に定めた「輸出割当の不使用分」に相当する場合を除く。

(6) 第三章 加盟国

- (1) 締約国政府は、加盟輸出国としての別個の加盟輸入国を除くほか、第六十四条(2)に定める通知を行つことにより、自國が国際關係について責任を有する領域のうちコーヒーの純輸出者で自國が指定するものと別個に機関に加盟することを宣言することができること。
- (2) 当該加盟輸出国が集団の義務を履行することができる場合において、本土地域は、指定された加盟領域と一体として單一の加盟国となり、指定領域は、当該通告に示すところに従つて個別に取り扱う。
- (3) 第十一条、第十二条及び第二十条(1)の規定
- (4) 第十五条及び第五十一条の規定

(3) この協定において「政府」というときは、欧洲経済共同体又は国際協定特に商品協定の交渉には、加盟集団の一部となることができる。これらは締約国政府及び指定領域は、次の条件を満たすものでなければならない。

(4) (3)の政府間機関は、それ自体の票を有さないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国の票を括して投する権利を有する。この権利が行使される場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

(5) 第十六条(1)の規定は、(3)の政府間機関について適用しないが、その権限内の事項に関しては、当該政府間機関は、執行委員会の討議に参加することはできる。その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十九条(1)の規定にかかるわらず、当該政府間機関のいずれかの構成国は、執行委員会において当該政府間機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投することができる。

(6) 当該加盟集団が共通のコーヒー政策を遂行するため必要な機関を有すること並びに当該締約国政府及び指定領域が当該加盟集団の他の構成員とともにこの協定に基づく義務を履行する手段を有すること。

(7) 当該締約国政府及び指定領域が、従前のいずれかの国際コーヒー協定において加盟集団として認められていたこと。

(8) 当該加盟集団が集団の義務を履行することができる旨の保証を理事会に与えるよう

に、当該締約国政府及び指定領域が、コーヒーに関する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策、通貨及び財政に関する調整された政策並びにこれらの政策を遂行するため必要な組織を有すること。

(9) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、加盟集団の各構成員は、次の規定に係る事項に関しては、それぞれ単一の加盟国として

- (1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国政府は、それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、理事会及び国際連合事務総長に対する通告により、加盟集団として機関に参加することを宣言することができる。第六十四条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける。
- (2) 加盟集団の投票権は、次に定めるところにより行使される。

(a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する單一の加盟国。基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、当該政府又は機構が投する。

(b) (2)に掲げる規定に係る事項に関して投票が行われる場合には、加盟集団の各構成員は、第十三条(3)及び(4)の規定に基づいて自己に属する票を、各構成員が個別の加盟国である場合と同様に、個別に投すことができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構のみ属する。

(c) 加盟集団の構成員である締約国政府又は指定領域は、理事会に対する通告によつて、加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができる。脱退は、理事会が通告を受領した時に效力を生ずる。いずれかの構成員が加盟集団から脱退した場合又は機関への参加を終止した場合には、当該加盟集団を維持することを理事会に申請することができる。当該加盟集団は、理事会がその申請を却下しない限り、存続する。加盟集団の各構成員は、当該加盟集団が解散した場合には、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員でなくなつた加盟国は、この協定の有効期間中再びいざれの加盟集団の構成員にもなることができない。

### 第七条 機関に加盟した後に形成する加盟集団

二以上の加盟輸出国は、この協定の効力発生の後いつでも、加盟集団を形成することを理事会に申請することができる。理事会は、これらの加盟輸出国が前条(1)に定めるところにより宣言を行い、及び十分な証拠を提出したと認定する場合は、その申請を承認する。承認があつたときは、当該加盟集団は、同条(2)から(5)までの規定の適用を受ける。

### 第四章 組織及び運営

#### 第八条 國際コーヒー機関の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の國際コーヒー協定に基づいて設立された國際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

(2) 機関の所在地は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わぬ限り、ロンドンとする。

(3) 機関は、國際コーヒー理事会、執行委員会として、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(4) 加盟国は、理事会における一人の代表及び希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することができる。

(5) 第十条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために、必要な権限を有し及び必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を定める。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための方法を定めることができるものとする。

(6) 球数は、一千票ずつを有する。これらの各千票として、千票ずつを有する。これらは、(2)から(9)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の中から、少なくとも三十日前に行う。会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開催する。

(7) 第十三条 票数

(1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、(2)から(9)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の中から、少なくとも三十日前に行う。会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開催する。

(8) いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。

(9) 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

(10) 第十四条 理事会の投票手続

(1) 加盟国は、自國の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票と別個に投すことができる。

(2) 加盟輸入国は他の加盟輸出國に対し、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の投票権行使することを委任することができる。この場合には、前条(8)に定める制限は、適用しない。

(11) 球数は、各コーヒー年度につき、議長一人並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長各一人を選出する。

(12) 第十五条 理事会の決定

(1) 球数は、各コーヒー年度につき、議長一人並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長各一人を選出する。

(2) (3)に規定する加盟輸出國が第三十一条(3)の規定に基づいて基本輸出割当てを受けることを選択する場合には、この(3)の規定は、当該加盟輸出國については、適用しない。

(2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟

国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表决に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票がなお得られない場合には、出席する加盟

国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表决に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が三回目の表决においても得られない場合は、議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が又は(b)の規定による表决に付さない場合には、議案は、否決されたものと認められる。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

(1) 執行委員会は、次条に定めるところにより各コーアヒー年度につき選出される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選を妨げない。

(2) 執行委員会の構成国は、一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することができる。

(3) 執行委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、理事会によつて各コーアヒー年度につき選出されるものとし、再選を妨げない。議長及び議長を代行している副議長

は、投票権を有しない。代表が議長に選出された場合又は副議長が議長を代行している場合には、代表代理がこれらの者に代わって投票権を有する。各コーアヒー年度ごとの議長及び副議長は、原則として、同じ区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができる。

(5) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができる。

(6) 執行委員会の構成国の選挙。

(7) 執行委員会の構成國となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ、加盟輸出国及び加盟輸入国との区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までに定めるところにより行う。

(8) 加盟国は、第十三条の規定により自國の有するすべての票を一の候補に投する。第十四条(2)の規定により委託された票については、他の候補に投ずることができる。

(9) 最も多数の票を得た八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、七十五票以上の票を得ない限り、当選しない。

(10) 一回目の投票において(3)に定めるところにより当選した候補の数が八に満たない場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいいすれの候補にも投票しなかつた者は、当選したいいすれの候補にも投票しなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずる。

(11) 第四十五条又は第五十八条の規定に基づいて加盟国が投票権を停止すること。

(12) 第五十八条の規定に基づいて紛争について

決定を行うこと。

(13) 第六十二条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(14) 第六十六条の規定に基づいて加盟国の除名を決定すること。

(15) 第六十九条の規定に基づいて加盟国に対し

てこの協定の改正を勧告すること。

(16) 加盟国は、当選の際に自國に投じられた票及び当選の後に自國に委託された票を与える。

ただし、当選したいいすれの加盟国についても規定により与えられたすべての票を投する権利

も、その票数の合計は、四百九十九を超えてはならない。

(17) 当選した加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超える場合には、当該当選した加盟国に投票を投じ又は委託した他の加盟国は、そのうちの一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し及びその票を他の当選した加盟国に委託することにより、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超えないよう

に相互間で取り決める。

(18) 第十八条 執行委員会の権限。

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、自國の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。ただし、次の権限については、この限りでない。

(3) 第二十五条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。

(4) 第四十五条又は第五十八条の規定に基づいて加盟国が投票権を停止すること。

(5) 第五十八条の規定に基づいて紛争について

決定を行うこと。

(6) 第六十二条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(7) 第六十六条の規定に基づいて加盟国の除名を決定すること。

(8) 第六十九条の規定に基づいて加盟国に対し

てこの協定の改正を勧告すること。

(9) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に委任したいいすれの権限もいつでも撤回することができる。

(10) 第十九条 執行委員会の投票手続。

委員会の構成国は、投票に当たり票を分割してはならない。

(11) 執行委員会の行ういかかる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決で行う。

(12) 第二十条 理事会及び執行委員会の定期的開催。

(1) 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。理事会の会合の開始時として予定された時に定足数が得られない場合には、理事会の議長は、会合の開始時を少なくとも三時間遅らせるところを決定することができる。新たに定められた時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、理事会の会合の開始時を少なくとも三時間遅らせることができる。この手続は、予定された時に定足数が得られるまで繰り返すことができる。第十四条(2)の規定に基づき代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会のいかなる会合においても、過半数の構成国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならない。

(3) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。

(4) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自國に属する任務の遂行について責任を負う。

(5) 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。

(6) 事務局長及び職員は、コーアヒー産業、コーアヒーの取引又はコーアヒーの輸送に關する職員を任命する。

(7) 事務局長及び職員は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。

(5) 金銭上の利害関係も有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けたてはならない。事務局長及び職員は、機関に対するのみ責任を負う國際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら國際的な性格を尊重すること並びにこれらの方に對してその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

#### 第二十二条 他の機関との協力

理事会は、國際連合、その専門機関及び他の適當な政府間機関との協議又は協力のための措置をとることができる。この措置には、この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含めることができる。理事会は、これら対しても、理事会の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。

#### 第五章 特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

(2) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き一千九百六十九年五月二十八日に締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と機関との間の本部協定が適用される。

(3) ②の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部

アイルランド連合王国の領域から移転する場合

#### (c) 機関が存在しなくなる場合

(4) 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に關する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関する取極を他の加盟国と締結することができる。

#### 第六章 会計

##### 第二十四条 会計

(1) 理事会に出席する代表団、執行委員会に出席する代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に要するその他の費用は、次条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金によつて支弁する。もつとも、理事会は、特定の役務について手数料を徴収することができる。

(3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

#### 第二十五条 予算の決定及び分担金の額

##### の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国との間の票の配分が第十三条の規定により変更される場合には、当該

に応じて調整される。分担金の額の決定に当つては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国

の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(3) この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

##### 第二十六条 分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) いづれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会において投權及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の一以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこのの協定に基づく義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)、第四十二条、第四十五条、第四十七条、第五十五条又は第五十八条の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

(4) 加盟国は、(2)、第三十一条の規定により基本輸出割当てを設定する。理事会は、必要などとは、当該期間の終了前に、この協定的有效期間の残余の期間について基本輸出割当てを設定する。

(5) 理事会が(2)の基本輸出割当てを設定することができない場合には、輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、第三十三条の規定にかかるわらず停止する。

(6) 輸出割当ては、(3)の規定に基づく停止の後い

つても、理事会が(2)の基本輸出割当てを設定したときは速やかに再導入することができる。ただし、第三十三条に定める価格に関する条件が満たされていなければならない。

(7) この条の規定は、附屬書一に定める条件に従つてアンゴラに適用する。

##### 第二十七条 会計の検査及び公表

独立の専門家による会計検査を了した各会計年度の機関の収支計算書は、当該会計年度の終了の後できる限り速やかに、承認及び公表のため、理事会に提出される。

##### 第七章 輸出及び輸入の規制

##### 第二十八条 一般規定

(1) 理事会は、この章の規定に基づくすべての決

決を行う。

(2) この章において、「年間」とは、理事会の定める十二箇月の期間をいう。もつとも、理事会は、この章の規定を十二箇月よりも長い期間に適用するための手続を定めることができ

る。

##### 第二十九条 輸出割当ての対象となる市場

この協定の適用上、世界のコーヒー市場を輸出割当ての対象となる加盟国市場と輸出割当ての対象とならない非加盟国市場とに分ける。

##### 第三十条 基本輸出割当て

(1) 加盟輸出国は、次条及び第三十二条の規定に従うことの条件として、基本輸出割当てを受け

る権利を有する。基本輸出割当ては、第三十五条の規定に従うことの条件として、同条(2)の規定により年間輸出割当ての固定部分の算定に用いられる。

(2) 理事会は、一千九百八十四年九月三十日までに、同年十月一日から実施する二年以上の期間の基本輸出割当てを設定する。理事会は、必要などとは、当該期間の終了前に、この協定の有効期間の残余の期間について基本輸出割当てを設定する。

(3) 理事会が(2)の基本輸出割当てを設定することができない場合には、輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、第三十三条の規定にかかるわらず停止する。

(4) 輸出割当ては、(3)の規定に基づく停止の後い

つても、理事会が(2)の基本輸出割当てを設定したときは速やかに再導入することができる。ただし、第三十三条に定める価格に関する条件が満たされていなければならない。

(5) この条の規定は、附屬書一に定める条件に従つてアンゴラに適用する。

##### 第三十一条 基本輸出割当てを受けない加盟輸出国

(1) 附屬書一に掲げる加盟輸出国は、ブルンディ

及びルワンダを除くほか、全体として、第三十一条の規定により理事会の設定する総年間輸出割当の四・二パーセントに相当する輸出割当を有する。

(2) (1)の輸出割当の配分は、附属書二に掲げる加盟輸出国に対し、同附属書(1欄に掲げる百分率に従つて行う。

(3) 附属書二に掲げる加盟輸出国は、いつでも、理事会に対し、自國のために基本輸出割当を設定することを要請することができる。当該加盟輸出国に対して基本輸出割当が設定された場合には、(1)の割合は、これに応じて減少する。

(4) 輸出国がこの協定に加入し、この条の規定の適用を受ける場合には、理事会は、当該輸出国に対して輸出割当を設定するものとし、(1)の割合は、これに応じて増加する。

(5) 輸出割当が十万袋を超えるものは、第三十六条及び第三十七条の規定の適用を受ける。

(6) ブルンディ及びルワンダは、それぞれ、次の年間輸出割当を有する。

(a) 千九百八十三一千九百八十四コーヒー 年度 四十五万袋

(b) その後におけるこの協定の有効期間中のコーヒー年度 四十七万袋

(7) 理事会が前条(2)の基本輸出割当を設定する場合には、(1)の割合及び(6)(a)に掲げる数量を再検討するものとし、これらを改定することができる。

(8) 附属書二に掲げる加盟輸出国の申告する輸出割当の不使用分は、第六条及び第四十一条の規定に従うことを条件として、当該輸出割当の不使用分に相当する数量を輸出する能力及び用意のある同附属書に掲げる他の加盟輸出国の間で、当該他の加盟輸出国の年間輸出割当に比例して配分する。

**第三十二条 基本輸出割当の調整に関する規定**

(1) 理事会は、千九百七十六年の国際コーヒー協定及び延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定のいすれの締約国でもなかつた輸入国が機関の加盟国となる場合には、第三十条の規定により設定された基本輸出割当を調整する。

(2) (1)の調整は、千九百七十六年から千九百八十二年までの期間における各加盟輸出国の(1)に規定する輸入国への輸出の平均数量又は当該期間における当該輸入国の平均輸入量に占める各加盟輸出国からの輸入の割合のいすれかを考慮して行う。

(3) 理事会は、基本輸出割当の調整のために必要な算定の基礎として用いる資料及びこの条の規定の適用に当たつて従うべき基準を承認する。

(4) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、理事会が設定した最近の価格帯における輸出割当の増加調整のための最高価格と削減調整のための最低価格との中間値を三・五パーセント増加した値に相当する価格に等しいか又はこれを下回っている場合には、輸出割当は、理事会が別段の決定を行わない限り、(6)の規定により再導入する。

(5) (1)の規定により輸出割当が引き続き実施される場合には、事務局長は、次条に定める基準に従つて見積もられた輸出割当の対象となる市場におけるコーヒーの需要量を基礎として直ちに総年間輸出割当を設定する。この総年間輸出割当は、第三十一条及び第三十五条に定めるところにより加盟輸出国に配分する。輸出割当は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の期間中固定する。

(6) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連續した三十市場日の間、現に実施されている価格帯における輸出割当の増加調整のためは速やかに停止する。

(7) 理事会が別段の決定を行なつているときは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の期間中固定する。

(8) 附属書二に掲げる加盟輸出国の申告する輸出割当の不使用分は、第六条及び第四十一条の規定に従うことを条件として、当該輸出割当の不使用分に相当する数量を輸出する能力及び用意のある同附属書に掲げる他の加盟輸出国の間で、当該他の加盟輸出国の年間輸出割当に比例して配分する。

**第三十三条 輸出割当の継続、停止及び再導入に関する規定**

(1) 理事会がこの章の関連条項に従つて輸出割当制度の運用のための条件を設定することができない場合において、複合指標価格の十五日間の移動平均が、第三十八条の規定により直前のコーヒー年度につき理事会の設定した価格帯ににおける輸出割当の増加調整のための最高価格に等しいか又はこれを下回っている場合には、輸出割当は、理事会が別段の決定を行なつ限り、(6)の規定により再導入する。

(2) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連続した三十市場日の間、現に実施されている価格帯における輸出割当の増加調整のためは速やかに停止する。

(3) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連続した三十市場日の間、現に実施されている価格帯における輸出割当の増加調整のためは速やかに停止する。

(4) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連続した三十市場日の間、現に実施されている価格帯における輸出割当の増加調整のためは速やかに停止する。

(5) (1)の規定により輸出割当が引き続き実施される場合には、事務局長は、次条に定める基準に従つて見積もられた輸出割当の対象となる市場におけるコーヒーの需要量を基礎として直ちに総年間輸出割当を設定する。この総年間輸出割当は、第三十一条及び第三十五条に定めるところにより加盟輸出国に配分する。輸出割当は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の期間中固定する。

(6) (4)に定める価格に満たされた場合には、輸出割当は、できる限り速やかに、遅くとも当該条件が満たされた四半期に続く四半期に実施する。輸出割当は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の期間中固定する。

(7) 理事会は、次の期間中に招集される。

(8) (1)の規定により輸出割当が引き続き実施される場合には、コーヒー年度の第一四半期に当たる最初の四半期。

(9) (4)の規定により輸出割当が再導入された場合には、コーヒー年度の初日から(輸出割当が引き続き実施される場合)又は再導入の日から(輸出割当が再導入が行われる場合)十二箇月を超えない期間であることを条件とする。(1)及び(4)の規定が適用された後の最初の四半期中に理事会が再検討及び、必要なときは、適当と認める期間は、コーヒー年度の初日から(輸出割当が引き続き実施される場合)又は再導入の日から(輸出割当が再導入が行われる場合)十二箇月を超えない期間であることを条件とする。

(10) 理事会は、価格帯を設定し並びに輸出割当が再導入された場合には、コーヒー年度の初日から(輸出割当が引き続き実施される場合)又は再導入の日から(輸出割当が再導入が行われる場合)十二箇月を超えない期間であることを条件とする。

(11) 理事会は、前条の規定に従うことを条件として、コーヒー年度の最後の通常会期において、特に次の事項を考慮して総年間輸出割当を設定する。

(a) 加盟輸入国の年間消費量の見積り

(b) 加盟国その他の加盟輸入国及び非加盟国からの輸入量の見積り

(c) 加盟輸入国及び自由港における在庫の水準の変動の見積り

(d) 輸出割当の不使用分及びその再配分に関する第四十条の規定の履行状況

(e) 前条(4)の規定に基づく輸出割当の再導入に関する事項。

(1) 千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度において基本輸出割当を受けた権利を有する加盟輸出国の年間輸出割当では、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、附属書三に掲げる百分率に従つて当該加盟輸出国に対して配分される。

(2) 千九百八十四年十月一日以後においては、年間輸出割当では、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、基本輸出割当を受けた権利を有する加盟輸出国に対し、固定部分及び可変部分に分けて配分される。固定部分は、同条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当の七十パーセントに相当するものとし、第三十条に定めるところにより加盟輸出国の間で配分する。可変部分は、第三十一条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当の三十パーセントに相当するものとする。理事会は、これらの百分率を変更することができる。もつとも、固定部分は、七十パーセントを下回つてはならない。可変部分は、(3)の規定に従つことを条件として、基本輸出割当を有するすべての加盟輸出国も、理事会が別段の制限を定めない限り、可変部分の総数量の四十パーセントを超えて可変部分からの配分を受けたはならない。

(3) この条の規定の適用上、確認済在庫量とは、在庫量の確認に関する適切な規則により確認された在庫量をいう。

## 第三十六条 四半期輸出割当

(1) 理事会は、前条(1)及び(2)の規定により年間輸出割当が配分された後直ちに、第三十一条の規定に従うことを条件として、輸出割当が設

第三十五条 年間輸出割当の配分

(1) 千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度において基本輸出割当を受けた権利を有する加盟輸出国の年間輸出割当では、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、附属書三に掲げる百分率に従つて当該加盟輸出国に対して配分される。

(2) 千九百八十四年十月一日以後においては、年間輸出割当では、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、基本輸出割当を受けた権利を有する加盟輸出国に対し、固定部分及び可変部分に分けて配分される。固定部分は、同条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当の七十パーセントに相当するものとし、第三十条に定めるところにより加盟輸出国の間で配分する。可変部分は、三十パーセントを下回つてはならない。可変部分の四半期輸出割当では、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、基本輸出割当を受けた権利を有する加盟輸出国に対し、固定部分及び可変部分に分けて配分される。固定部分は、同条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当の七十パーセントに相当するものとし、第三十条に定めるところにより加盟輸出国の間で配分する。可変部分は、三十パーセントを下回つてはならない。

## 第三十七条 年間輸出割当及び四半期輸出割当の調整

(1) 理事会は、市場の状況により必要な場合に在庫量の確認に関する適切な規則により確認された在庫量を用いて、年間輸出割当及び四半期輸出割当を調整する。

(2) (1)の制度は、価格帯、計算に用いられる市場の数並びに調整の回数及び規模に関する規定を含む。

(3) 理事会は、コーヒーの主要な群の価格の動向に対応して輸出割当を比例的に調整するための制度を設定する。

(1) 理事会は、市場の状況により必要な場合に在庫量の確認に関する適切な規則により確認された在庫量を用いて、年間輸出割当及び四半期輸出割当を調整する。

(2) (1)の制度は、価格帯、計算に用いられる市場の数並びに調整の回数及び規模に関する規定を含む。

(3) 理事会は、コーヒーの主要な群の価格の動向に対応して輸出割当を調整するための制度を設定することができる。理事会は、この制度の実行可能性について研究を行う。理事会は、千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度にこの制度を適用するかしないかについて決定を行う。同様に、理事会は、(1)の規定により複合指標価格帯を設定する場合には、この制度を適用するかしないかについて決定を行う。

第三十八条 價格に関する措置

(1) 理事会は、日ごとの複合指標価格を決定するための指標価格制度を設定する。

(2) 理事会は、(1)の指標価格制度を基礎として、コーヒーの主要な群についての価格帯及び価格差並びに複合価格帯を設定することができる。

(3) 理事会は、この条の定めるところによりいずれかの価格帯を設定し及び調整する場合には、コーヒーの価格の一貫的な水準及び傾向並びに次の要因の価格に及ぼす影響を考慮する。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、(2)の制限により自国の経済に重大な損害を受けるおそれがあると認める場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請に基づいて、第五十六条の規定により適切な措置をとることができる。当該加盟輸出国は、当該損害についての証拠を提出し及び価格の安定の維持に関する十分な保証を与えるなければならない。もつとも、理事会は、いかなる場合にも、加盟輸出国に対し、最初の四半期に年間輸出割当の三十五パーセント、最初の二の四半期に年間輸出割当の六十五パーセント及び最初の三の四半期に年間輸出割当の八十五パーセントを超えて輸出することを認めることはならない。

## 国際通貨制度の変化

インフレーション又はデフレーションの世界的傾向

事務局長は、理事会がこれらの要因を適切に考慮するため必要な資料を提供する。

## 第三十九条 輸出割当の調整

(1) 理事会は、輸出割当の調整に関する性のあるその他の要因

(2) 理事会は、輸出割当がコヒー年度の途中で導入される場合には、特別の規定を定めることができる。

(3) 理事会は、この条の規定の適用上、千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度の途中で終了前に、輸出割当の不使用分の申告及び再配分の実施並びに輸出割当の未出荷分の確認の実施のための規則を定める。

## 第四十一条 加盟集団の輸出権利数量

二以上の加盟輸出国が第六条又は第七条の規定により加盟集団を形成する場合には、これらの加盟輸出国の基本輸出割当及び輸出権利数量をそれぞれ合計するものとし、この章の規定の適用により加盟集団を形成する場合には、これらの加盟輸出割当の合計は单一の基本輸出割当及び輸出権利数量をそ

れぞれ合計するものとし、この章の規定の適用により加盟集団を形成する場合には、これらの加盟輸出割当の合計は单一の基本輸出割当及び輸出権利数量をそ

- (1) 加盟輸出国は、輸出割当と関連するこの協定のすべての規定の完全な遵守を確保するため必要な措置をとる。理事会は、加盟輸出国が自らとることのある措置のほか、加盟輸出国に対し、この協定の定める輸出割当制度の効果的な実施のために追加の措置をとるよう要請することができる。
- (2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当及び四半期輸出割当を超えて輸出してはならない。
- (3) 加盟輸出国がいすれかの四半期において自国の輸出割当を超えて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当から超過分の百十ペーセントに相当する数量を削減する。
- (4) 加盟輸出国が再び自国の四半期輸出割当を超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に定めた削減と同一の削減を行う。
- (5) 加盟輸出国が三回以上自国の四半期輸出割当を超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に定めた削減と同一の削減を行ふものとし、当該加盟輸出国の投票権は、理事会が第六十六条の規定に基づき当該加盟輸出国を機関から除名するかしないかを決定する時まで、停止する。
- (6) (3)から(5)までの規定により削減された数量は、第四条(1)の規定の適用上、輸出割当の不使用分とみなす。
- (7) 理事会は、必要な情報の入手の後速やかに、(1)から(6)までの規定を適用する。
- 第四十三条 原産地証明書及び他の形式の証明書
- (1) 加盟国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体により発行される。
- (2) 輸出割当が実施されている場合には、加盟国によるコーヒーの再輸出には、有効な再輸出される。

- (3) この条にいう規則は、関税同盟を構成する加盟輸入国の集団に対してその適用を可能とするような規定を含む。
- (4) 理事会は、証明書の印刷、認証、発行及び使用に関する規則を定めること並びに理事会の定める賦課金の支払に対応してコーヒー輸出証紙を発行するための措置をとることができる。コーヒー輸出証紙の原産地証明書への貼付は、原産地証明書を認証するための一の方法とすることができる。理事会は、その定める条件に従い、他の形式の証明書を認証し及び他の形式のコーヒー輸出証紙を発行するための類似の措置をとることができる。理事会は、(1)及び(2)の規定に基づいて輸出割当が実施されない場合において、加盟国に対し、これらの規定を適用することを要請することができる。
- (5) 加盟国は、(1)及び(2)の任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通告する。非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従つて当該加盟国の責任を果たすための能力及び意思を有していることにづき当該加盟国が十分な証拠を提出した場合は、機関は、当該非政府団体を明示的に承認する。理事会は、理由があるときはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくなつた旨を宣言することができる。理事会は、すべての形式の証明書が正しく発行され及び使用されていることの確認並びに各加盟国が輸出したコーヒーの数量の確認についても行うことができる。理事会は、すべての目的をもつて工業的な加工に供する原材料及び製造に関する規則並びに加盟国への輸出及び非加盟国への輸出の双方のために必要な書類に関する規則を定めることができる。
- (6) (5)の規定により証明団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及び発行の基準となつた事項の記録を少なくとも四年間保証する。

- (7) 加盟輸出割当が実施されている場合には、(1)から(6)までの規定を適用する。
- 第四十四条 輸出割当使用分に算入しない輸出
- (1) この協定の締約国でない国への輸出は、第二十九条の規定により輸出割当使用分に算入しない。理事会は、特に、このような貿易の運営及び監視に関する規則、非加盟国向けコーヒーの加盟国への転送及び再輸出についての取扱い及び制裁に関する規則並びに加盟国への輸出及び非加盟国への輸出の双方のために必要な書類に関する規則を定めることができる。
- (2) 人間にによる飲料又は食料品としての消費以外の目的をもつて工業的な加工に供する原材料としてコーヒー豆を輸出する場合には、その輸出は、輸出割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に当該目的のために使用される旨の十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

- (3) 理事会は、千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度の終了前に、輸入数量制限を算定するため(1)に規定する期間よりも最近の期間における輸入量を考慮して、(1)の規定による数量制
- (8) 理事会は、加盟輸出国の要請に基づいて、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行ったコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入しないことを決定することができる。
- 管する。非政府団体は、(5)の規定により証明団体として承認されたためには、機関がこれらの記録の審査をすることにあらかじめ同意しなければならない。
- (7) 加盟国は、輸出割当が実施されている場合には、次条並びに第四十五条(1)及び(2)の規定が適用される場合を除くほか、理事会の定める規則に従つて発行された適切な形式の有効な証明書を伴わないコーヒーの貨物の輸入を禁止する。
- (8) 理事会の定める形態の少量のコーヒー又は船舶、航空機その他の国際運送機器内において直接に消費されるコーヒーについては、(1)及び(2)の規定は、適用しない。
- (9) 第二条(5)、この条の(2)及び(7)の規定にかかる限り、理事会は、輸出割当が実施されない場合において、加盟国に対し、これらの規定を適用することを要請することができる。理事会は、輸出割当が実施されない場合において、加盟国ととなる場合には、各加盟国がこの協定の加盟国となる場合には、各加盟国からのコーヒーの年間輸入数量制限は、調整される。調整後の輸入数量制限は、翌コーヒー年度から適用される。
- (10) 理事会は、輸出割当の導入又は調整に先立つて締結された契約に対する当該導入又は調整の効力に関する規則を定める。
- 第四十五条 輸入の規制
- (1) 加盟国は、非加盟国がその輸出を加盟輸出国の犠牲において増加させることを防ぐため、輸出割当が実施されている場合には、千九百六十九年十二月年から千九百七十四年までのいづれかの期間における非加盟国からのコーヒーの輸入量の年平均に等しい数量に制限する。非加盟国がこの協定の加盟国となる場合には、各加盟国からのコーヒーの年間輸入数量制限は、調整される。調整後の輸入数量制限は、翌コーヒー年度から適用される。
- (2) 加盟国は、また、輸出割当が実施されている場合には、千九百七十六年の国際コーヒー協定又は延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定の締約国であった非加盟国からのコーヒーの年間輸入量を、千九百七十六一千九百十七コーヒー年度から千九百八十一一千九百八十二コーヒー年度までの期間における当該非加盟国からの平均年間輸入量の一定の割合を超えない数量に制限する。当該一定の割合は、千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度においては七十ペーセントとし、千九百八十四一千九百八十五コーヒー年度から千九百八十八一千九百八十九コーヒー年度においては第三十五条(2)の規定により固定部分が総年間輸出割当に對して占める割合に相当するものとする。
- (3) 理事会は、千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度の終了前に、輸入数量制限を算定するため(1)に規定する期間よりも最近の期間における輸入量を考慮して、(1)の規定による数量制

(4) 限を修正する。

(1) から(3)までの義務は、これらと矛盾する義務であつて加盟輸入国がこの協定の効力発生前から二国間又は多數国間の取扱に従つて非加盟国に対する負っているものを含む。もつとも、その矛盾する義務を負う加盟輸入国は、(1)から(3)までの義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその矛盾する義務を履行する。当該加盟輸入国は、その矛盾する義務を(1)及び(2)の規定に適合させるための措置をできる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その矛盾する義務及びその矛盾を軽減又は除去するためにとつた措置を詳細に通報する。

(5) 理事会は、加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせることを停止することができる。

第八章 その他の経済条項

(1) 第四十六条 加工コーヒーに関する措置  
加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（コーヒーの加工及び加工コーヒーの輸出を含む。）によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。

(2) 加盟国は、(1)の規定との関連において、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避ける。

(3) 加盟国は、(2)の規定が遵守されていないと認めるとときは、第五十七条の規定に妥当な考慮を払い、他の関係加盟国と協議するものとする。関係加盟国は、当事国間で友好的な解決を図るようあらゆる努力を払う。協議により相互に満足すべき解決が得られない場合には、いづれの当事国も、第五十八条に定めるところにより検討のため協議に係る事案を理事会に付託することができる。

(4) この協定のいかなる規定も、加工コーヒーの輸入による自国のコーヒー産業の崩壊を防止し

又は救済するための措置をとる加盟国の権利を侵害するものではない。

第四十七条 消費の振興

(1) 加盟国は、あらゆる可能な方法によりコーヒーの消費を奨励することを約束する。

(2) (1)の目的を達成するため、消費振興基金は、すべての加盟輸出国で構成する委員会により運営される。委員会は、一千九百八十四年三月三十日までに三分の二以上の多数票による議決で、その内部規則を承認する。委員会のすべての決定は、三分の二以上の多数票による議決で行う。

(3) 委員会は、加盟輸出国の国内消費の奨励のために当該加盟輸出国に対して与えられる援助の方法及び手段を内部規則において定める。

(4) 委員会は、また、提案された消費振興活動について関係加盟輸入国との適当な者と協議することを内部規則において定める。

(5) 委員会は、加盟輸出国に対して義務的拠出金を設けることができる。他の加盟国も、委員会の承認する条件により、基金への資金拠出に参加することができる。

(6) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動の実施の日の少なくとも六箇月前に承認する。消費振興計画の承認が行われない場合には、使途未定となる資金は、委員会が別段の決定を行わない限り、加

盟国に返還される。

(7) 基金の資金は、消費振興運動の費用を負担するため、コーヒーの消費に関する調査及び研究を後援するため並びにこれらの活動に要する運営費を賄うためにのみ使用する。

(8) (6)に規定する義務的拠出金は、合衆国ドルで支払うものとし、委員会の使用に供する特別口座（消費振興基金口座と称する。）に預託する。

(9) 委員会により設けられた義務的拠出金は、このために設定される条件により支払われる。義務的拠出金の支払の延滞に対する制裁は、次のとおりとする。

(a) 加盟国が義務的拠出金の支払を三箇月を超過する場合には、当該加盟国は、執行委員会

及び理事会における投票権も失う。

(c) 加盟国が義務的拠出金の支払を六箇月よりも長い期間延滞する場合には、当該加盟国は、その延滞している義務的拠出金の支払のために四十五日の追加期間を与える。義務的拠出金がこの追加期間の終了時に支払われていない場合には、事務局長は、その支払われていない義務的拠出金に応じたコーヒーの数量に相当する輸出証紙の交付を停止し、直ちにその旨を当該加盟国に通知する。事務局長は、執行委員会に対し事例を報告するものとし、執行委員会は、事務局長のとつた措置を修正し又は取り消すことができる。事務局長は、適切な支払が行われたときは、速やかに輸出証紙を交付する。

(d) 委員会は、消費振興計画をその実施の日の少なくとも六箇月前に承認する。消費振興計画の承認が行われない場合には、使途未定となる資金は、委員会が別段の決定を行わない限り、加

盟国に返還される。

(e) 委員会は、消費振興運動の費用を負担するため、コーヒーの消費に関する調査及び研究を後援するため並びにこれらの活動に要する運営費を賄うためにのみ使用する。

(f) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(g) 基金の資金は、委員会が別段の決定を行わない限り、加盟輸出国に返還される。

(h) 委員会は、消費振興計画をその実施の日の少なくとも六箇月前に承認する。消費振興計画の承認が行われない場合には、使途未定となる資金は、委員会が別段の決定を行わない限り、加

盟国に返還される。

(i) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(j) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(k) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(l) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(m) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(n) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(o) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(p) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(q) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(r) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

(s) 委員会は、加盟輸出国に対する消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

並びに他の輸出に関する行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。

(4) 加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)の障害を漸進的に低減し及び可能な限り、最後には除去するための方針及び手段又はその障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(5) 加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとつたあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(6) 事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調査を定期的に作成する。

(7) この条の目的を推進するため、理事会は、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、勧告を実施するためとつた措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

(8) 第四十九条 混合品及び代用品

(1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。

(2) 加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるよな製品をコーヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努めする。

(3) 事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

との密接な連絡を維持する。

- (1) 加盟輸出国は、第一条(1)の目的の達成を容易にするため、生産政策を策定し及び実施することを約束する。

- (2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、(1)に規定する生産政策の間の調整を行うための手続を定める。この手続には、多角化又はその獎勵のための適切な措置並びに加盟国が技術援助及び資金援助を得ることができるような方法を含めることができる。

- (3) 理事会は、妥当な生産政策の遂行に必要な措置を加盟輸出国がとることを援助する目的で機関が適切な技術研究を行うことを可能にするために使用される拠出金であつて、加盟輸出国が支払うものを定めることができる。この拠出金の額は、加盟輸入国に輸出されるコーヒーの一袋当たり二アメリカ合衆国セントを超えない額とし、交換可能通貨で支払う。

## 官 報 (号 外)

な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒーの消費の増大の可能性並びにこの協定の運用の発展に基づく活動を行い、差別的販売行為を差し控える。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。

- (2) 加盟国は、確立した取引経路を尊重しつつこの協定に基づく活動を行い、差別的販売行為を差し控える。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。

- (3) 第五十三条 情報

- (1) 機関は、次のものに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

- (a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に関する統計。

- (b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術。

- (2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報(コーヒーの生産、生産の傾向、輸出入、流通、消費、在庫及び価格並びに課税に関する定期的な統計に関する報告を含む。)を提供するよう加盟国に要求することができます。ただし、コーヒーを生産し、加工又は販売する特定の個人又は会社の行為を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、要求された情報をできる限り詳細かつ正確に提供する。

- (3) 加盟国は機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合は、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。理事会は、このような年次調査について便宜を与える。

- (4) 加盟輸出国が支払う拠出金の額は、特別基金予算を基礎として決定されるものとし、その支払は、合衆国ドルで行う。支払の義務は、運営予算に係る分担金の支払の義務と同一の日に生ずる。

- (5) 基金は、執行委員会の構成国である加盟輸出国で構成する委員会が事務局長と協力して管理し及び運営するものとし、また、第二十七条の規定により機関の会計について要求される独立の専門家による年度ごとの会計検査を受ける。

- (6) (4)の規定により決定された拠出金は、このた

回延滞する場合には、委員会における当該加盟国の投票権は、自動的に停止される。

- (b) 加盟国が拠出金の支払を六箇月間延滞する場合には、当該加盟国は、執行委員会及び理事会における投票権も失う。

- (c) 加盟国が拠出金の支払を六箇月よりも長い期間延滞する場合には、当該加盟国は、その延滞している拠出金の支払のために四十五日の追加期間を与えられる。拠出金がこの追加期間の終了時に支払われていない場合には、事務局長は、その支払されていない拠出金に応じたコーヒーの数量に相当する輸出証紙の交付を停止し、直ちにその旨を当該加盟国に通知する。事務局長は、執行委員会に対し事例を報告するものとし、執行委員会は、事務局長のとつた措置を修正し又は取り消すことができる。事務局長は、適切な支払が行われたときは、速やかに輸出証紙を交付する。

- (d) 第五十六条 免除

- (1) 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行われてゐる地域に関する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由として、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟国に義務を免除することができる。

- (2) 理事会は、加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件及び期間を明示する。

- (3) 加盟輸出国の年間輸出権利数量が免除により増加する場合には、理事会が別段の決定を行わぬ限り、他のすべての基本輸出割当を受けない限り、他のすべての加盟輸出国の年間輸出割当を、総年間輸出割当の変更のないよう、各加盟輸出国の年間輸出割当に比例して調整する。

- (4) 理事会は、輸出割当に係る義務の免除の要請が、要請を行う加盟国が輸出可能生産量が自國に認められた輸出量を一年以上にわたって上回つていることのみを根拠として行われる場合

との密接な連絡を維持する。

- (2) 加盟国は、確立した取引経路を尊重しつつこの協定に基づく活動を行い、差別的販売行為を差し控える。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。

- (3) 第五十五条 特別基金

- (1) この協定の運用特に第五十一条(2)に定める在庫の確認に関する規定を実施するために、機関が必要な追加の措置をとること及びそれに要する費用を負担することができるよう、特別基金を設立する。

- (2) 事務局長は、第二十五条に規定する運営予算の提出と同時に、基金が費用を負担する活動計画をその実施に要する特別基金予算とともに提出するものとし、当該特別基金予算は、加盟輸出国の三分の二以上の多数票による議決で、承認される。

- (3) 事務局長は、第二十五条に規定する運営予算の提出と同時に、基金が費用を負担する活動計画をその実施に要する特別基金予算とともに提出するものとし、当該特別基金予算は、加盟輸出国の三分の二以上の多数票による議決で、承認される。

- (4) 加盟輸出国が支払う拠出金の額は、特別基金予算を基礎として決定されるものとし、その支払は、合衆国ドルで行う。支払の義務は、運営予算に係る分担金の支払の義務と同一の日に生ずる。

- (5) 基金は、執行委員会の構成国である加盟輸出

- (6) (4)の規定により決定された拠出金は、このた

めに委員会の設定する条件により支払われる。拠出金の支払の延滞に対する制裁は、次のとおりとする。

- (1) 機関は、コーヒーの国際取引に関与する适当的な非政府機関及びコーヒー問題に関する専門家

について研究する。

- (2) 第五十二条 取引業者との協議及び協力

- (1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策の

- (3) 加盟生産国は、自国において、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設を確保する。
- (4) 理事会は、国際在庫に関する取扱いによりこの協定の目的の達成に寄与することの実現可能性について研究する。

- (1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策の

- (2) 第五十四条 研究

- (1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策の

又は当該加盟国が第五十条及び第五十一条の規定に従わなかつた結果行われる場合には、その要請を検討しない。

- (5) 理事会は、義務の免除のための手続及び基準に関する規則を定めることができる。

### 第九章 協議、紛争及び苦情

#### 第五十七条 協議

加盟国は、この協定に関するすべての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに好意的考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議を受け入れる。事務局長は、この協議の間に、いかれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。

事務局長が委員会を設置することについていざれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができる。協議により解決が得られた場合には、

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事国であるいざれかの加盟国の要請に基づき、理事会に対し決定のため付託される。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、係争中の問題につき討議の後決定に先立つて(3)の諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

(3) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。  
 (1) 加盟輸出国の指名する二人の者。これら二者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

者とする。

(4) 加盟輸入国の指名する二人の者。これら二者は、(1)に定める要件を満たす者とする。

(5) 締約国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(6) 締約委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いざれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(7) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(8) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を探査した後、紛争について決定を行う。

(9) 理事会は、紛争が付託された日から六箇月以内に、当該紛争について決定を行つた。

(10) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(11) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(12) 批准書、受諾書又は承認書は、次条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百八十三年九月三十日までに、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

(13) 第六十二条 効力発生

(1) この協定は、千九百八十三年九月三十日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の八十九・七%以上を有する二十以上の加盟輸出

国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十九・七%以上を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府が千九百八十三年十月一日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託した場合に

は、同日に確定的に効力を生ずる。この協定

は、また、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、同日後いつでも、批准書、受

諾書又は承認書の寄託により第一文の百分率の

要件が満たされた時に確定的に効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百八十三年十月一日に暫定

機関からの除名を決定することができる。

(9) 加盟国は、紛争又は苦情に係る事案の理事会における討議に先立ち、当該事案についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

### 第十章 最終規定

#### 第五十九条 署名

この協定は、千九百八十三年一月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、千九百七十六年の国際コーエー協定の締約国政府及びこの協定について交渉するために招集された国際コーエー理事会の会期に招請された政府による署名のために開放しておく。

(1) 第六十条 批准、受諾又は承認

六年の国際コーエー協定又は延長された千九百七十六年の国際コーエー協定の締約国政府及びこの協定について交渉するために招集された国際コーエー理事会の会期に招請された政府による署名のため開示しておく。

(2) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(3) この協定が(1)又は(2)のいざれの規定によつて批准され、受諾され又は承認される場合は、この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することのできる限り速やかにこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告は、国際連合事務総長が千九百八十三年九月三十日までにこれを受領することを条件として、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有する。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間この協定を暫定的に適用することを約束する政府は、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日又は千九百八十三年十二月三十一日のいざれか早い日までこの協定の暫定的締約国政府となる。理事会は、この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することのできる限り速やかにこの協定を暫定的に適用することを約束する政府並びにこの協定を暫定的に適用すること及びこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定を発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。また、この協定が暫定的に効力を生じたが千九百八十三年十二月三十一日までに確定的に効力を生じなかった場合は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及び(2)の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定が暫定的に効力を有する状態を継続させること又はとの協定を確定的に発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。

#### (2) 第六十二条 加入

#### (1) 国際連合又はその専門機関の加盟国の政府

は、理事会の定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(2) 加入者は、国際連合事務総長に寄託する。加入者は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

#### 第六十三条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

#### 第六十四条 指定領域への適用

(1) いすれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、通告の日から、その通告において特定する領域について適用される。

(2) いすれの締約国政府も、自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域について第五条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又は当該いすれかの領域に対し第六条若しくは第七条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を使用し又は当該許可を与えることができる。

(3) 「(1)の宣言を行つた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、通告において特定する領域についてこの協定の適用を終止することを宣言することができる。当該特定する領域についてこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用された領域がその後に独立する場合には、新たな国の政府は、独立が達成された後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、締約国政府の権利及び義務を受諾したことを宣言する

ことができる。新たな国の政府は、通告の日から、締約国政府となる。理事会は、通告を行うことのできる期限の延長を認めることができる。

#### 第六十五条 自発的脱退

いすれの締約国政府も、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

#### 第六十六条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を国際連合事務総長に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で加盟国でなくなり、当該加盟国が締約国政府である場合には、締約国政府でなくなる。

(2) 理事会は、千九百八十七年九月三十日の後いつでも、加盟国の総数の五十八パーセント以上

の加盟国で区分ごとの総票数の七十パーセント以上を有するものによる議決により、この協定について再交渉すること又はこの協定の有効期間を自己の定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府は、新たな協定又は延長された協定を受諾する旨の通告をその効力を生ずる日までに国際連合事務総長に対して行わなかつた場合には、同日に協定への参加を終止する。同日までに同事務総長に對してその旨の通告が行われなかつた指定領域(加盟国)の地位を有するか加盟集団の構成員であるかを問わない)についても、同様とする。

(3) 理事会は、区分ごとの総票数の三分の二以上を有する過半数の加盟国による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算による議決で、締約国政府に對しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出

はない。

#### 第六十八条 有効期間及び終了

(1) この協定は、千九百八十九年九月三十日まで六年間効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は(3)の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

#### 第六十九条 改正

この協定への参加を終止した加盟国は、機関

を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日目に効力を生ずる。理事会は、締約国政府が同事務総長に對して改正の受諾を通告する期限について定める。この期限までに改正の効力を発生させるための百分率の要件が満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

#### 第七十条 補足規定及び経過規定

(1) この条の規定は、理事会がこの協定に基づいて与えられた附屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(2) この協定は、延長された千九百七十六年の国際コーエー協定に継続する協定とみなす。

(3) 延長された千九百七十六年の国際コーエー協定が中止されることなくこの協定に継続されることを容易にするため、

#### 第七十一条 第七十二条

(1) この協定は、延長された千九百七十六年の国際コーエー協定に継続する協定とみなす。

(2) 延長された千九百七十六年の国際コーエー協定が中止されることなくこの協定に継続されることを容易にするため、

(3) 延長された千九百七十六年の国際コーエー協定に基づいて機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるもののがとつた措置で千九百八十三年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

#### 第七十二条

(1) 千九百八十三一千九百八十四コーエー年度中に適用するため千九百八十二一千九百八十三コーエー年度中に理事が行わなければならぬすべての決定は、同コーエー年度中に行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が

既に効力を生じた場合と同様に適用する。

第七十一条 この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書一 アンゴラ人民共和国

1 アンゴラは、毎年七月三十一日までに、翌コ

ヒー年度中に輸出することができると予想する

コーヒーの数量を事務局長に通告する。その数

量は、一千九百七十六年の国際コーヒー協定の第

三十条及び第三十五条の規定を適用した場合に

算定されるアンゴラの輸出権利数量を超えない

こと及び通告されるコーヒーの数量が事務局長

により確認されることを条件として、翌コ

附属書二 第三十二条の規定の適用を受ける加盟輸出国

加 盟 輸 出 国	(1) 百 分 率 (注1)	(2) 基本 輸出割当率 れる票数 (注2)
総計 (a) アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構を含む。	一〇〇・〇〇	四四
(b) アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構を除く。	七〇・六二	三五
ボリビア	四・六五	
ブルンディ (注3)		
ガーナ		
ギニア		
ハイチ		
ジャマイカ		
リベリア		
マラウイ		
ナイジニア		
パラグアイ		
二〇〇〇二〇七二〇七二		

附属書三 第三十二条の規定の適用を受ける加盟輸出国

ヒー年度分のアンゴラの輸出割当とする。

1 の規定により設定されたアンゴラの年間輸

出割当では、輸出割当の削減調整及び増加調

整の適用を受けず、基本輸出割当を受ける権

利を有する加盟輸出国に対し第三十五条(1)及び

(2)の規定に基づいて年間輸出割当の配分を行

う前に、第三十四条の規定により理事会が設定

する総年間輸出割当から控除する。

3 アンゴラによりコーヒー年度において輸出す

ることができると通告されたコーヒーの数量

が、一千九百七十六年の国際コーヒー協定の第三

十条及び第三十五条の規定を適用した場合にお

いて、アンゴラが権利を有することとなる輸出

割当てを超えるときは、この附属書の定める手

続は停止し、アンゴラに対して基本輸出割当を

設定する。基本輸出割当の設定されたアン

ゴラは、基本輸出割当を受ける権利を有する

加盟輸出国に適用されることの協定のすべての規

定の適用を受ける。

注1 第三十二条(2)の規定の適用を受ける加盟輸出国の間ににおける百分率

注2 第十三条(3)にいう票数  
注3 第三十二条(6)の規定参照

附屬書三 千九百八十三一千九百八十四コーヒー年度における基本輸出割当を受ける権利を有する加盟輸出国の輸出割当の総計に対する各加盟輸出国の輸出割当の百分率

加 盟 輸 出 国	百 分 率
ルワンダ (注3)	九・九四
シエラ・レオーネ	二・二九
スリ・ランカ	四・四四
タイ	一・四五
ジンバブエ	三・四〇
トリニダード・トバゴ	一・三二
ヴェネズエラ	一・三一
ペナン	一・三一
中央アフリカ共和国	一・七〇
コンゴ	一・七〇
ガボン	一・一四
トーゴ	一一・四二
（アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構）	一一・三二
コンゴ	一・七〇
ガボン	一・七〇
トーゴ	一一・四二
ルワンダ (注3)	九・九四
シエラ・レオーネ	二・二九
スリ・ランカ	四・四四
タイ	一・四五
ジンバブエ	三・四〇
トリニダード・トバゴ	一・三二
ヴェネズエラ	一・三一
ペナン	一・三一
中央アフリカ共和国	一・七〇
コンゴ	一・七〇
ガボン	一・七〇
トーゴ	一一・四二
（アザード・マイルド）	一一・三六
コロンビア・マイルド	二〇・一二
コロンビア	一六・二八
ケニア	二・四八
タンザニア	一・三六
（アザード・マイルド）	一〇〇・〇〇
エクアドル	二・一六
エル・サルヴァドル	二・一六
グアテマラ	一・九五
ホンジュラス	一・九五
インド	一・九五
メキシコ	一・九五
ニカラグア	一・九五
パプア・ニューギニア	一・九五
ペルー	一・九五
五〇〇四〇九〇〇〇〇二〇四七	一・九五

(ブラジル及びアザー・アラビカ)  
エティオピア  
(ロブスター)

インドネシア

アフリカ・マダガスカル・コーヒーモホ

ウガンダ  
ザイール

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定

前文

注 フィリピンは、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国として、千九百八十三一千九百八十四コーヒ一年度において四十七万袋の年間輸出割当てを有し、この協定に基づき基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国の輸出割当てに適用されるすべての調整を受ける。

千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定

前文

この協定の締約国は、

新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、

国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第五回会期においてそれぞれ採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)を想起し、

更に、後発開発途上国のために千九百八十年代における新たな実質行動計画、特に同計画第八十二項を想起し、

ジユート及びジユート製品が多數の開発途上輸出国の経済にとって重要なことを認め、

ジユート及びジユート製品が直面している問題の解決を見いだすための緊密な国際協力が、輸出の経済発展を助長し及び輸出国と輸入国との間の経済協力を強化することとなることを考慮して、

次のとおり協定した。

## 第一章 目的

1 千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定(以下「この協定」という。)の

三三三・四五  
三〇・八三  
二・六二  
二三・〇七  
四・五五  
一一・九六  
一・四四  
二・一二

取りまとめ及び配布

(c) ジユート及びジユート製品に関する重要な事項(例えは、価格及び供給の安定化並びに合

成品及び代替品との競争の問題)の検討

## 第二章 定義

### 第一条 定義

(1) この協定の適用上、

(2) 「ジユート」とは、黄麻、ケナフ及び他のこれらと同種の繊維をいい、ウレナ・ロバタ、アブティロン・アヴィケンナエ及びケファロネマ・ボリュアンドルムを含む。

(3) 「ジユート製品」とは、全部若しくはほとんど全部がジユートから作られる製品又は重量的に

ジユートが最大の割合を占める製品をいう。

(4) 「加盟輸出国」とは、ジユート及びジユート製品の輸出量が輸入量を上回る加盟国で加盟輸出

国であると宣言したものをいう。

(5) 「加盟輸入国」とは、ジユート及びジユート製品の輸入量が輸出量を上回る加盟国で加盟輸出

国であると宣言したものをいう。

(6) 「機関」とは、次条の規定により設立される国際ジユート機関をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置され

る国際ジユート理事会をいう。

(8) 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいい

しあつ投票する加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいい

う。ただし、加盟輸出国について要求される過半数が投するものでなければならない。

(9) 「区分」との単純過半數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をい

う。ただし、加盟輸出国について要求される過半数が投するものでなければならない。

(10) 「会計年度」とは、七月一日から六月三十日の期間をいう。

(11) 「ジユート年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。

(12) 「ジユート輸出」又は「ジユート製品の輸出」とは、ジユート又はジユート製品がいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることをいい、「ジユートの輸入」又は「ジユート製品の輸入」とは、ジユート又はジユート製品がいずれかの加盟国の関税地域の内に入るることをいい。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。

(13) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行

うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替

市場において広範に取引されている通貨として、隨時、能力を有する国際通貨機関が指定す

る通貨をいう。

(14) 「第三章 組織及び運営

(1) 国際ジユート機関の設立、本部及び構成

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際ジユート機関を設立する。

2 機関は、常設機関としての国際ジユート理事会及び事業委員会並びに事務局長及び職員によつてその機能を営む。理事会は、特別多數票による議決で、特定の目的のために特定の権限を有する委員会及び作業部会を設置することができる。

3 機関の本部は、パシグラデシのダカに置く。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

1 機関の加盟国区分は、次のとおりとする。	第四条 機関の加盟国
(a) 加盟輸出國	1 加盟輸出國
(b) 加盟輸入國	2 加盟輸入國
加盟国は、理事会の定める条件に従つて加盟輸出國又は加盟輸入國としての区分を変更することができる。	3 経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。したがつて、この協定における政府間機関を含む。したがつて、この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。
おいて、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入といふときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。	4 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。したがつて、この協定における政府間機関を含む。

1 の政府間機関は、その権限内の事項に関する表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投げる。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。	第五条 政府間機関の加盟
1 国際ジャーニー理事会の構成	第六条 国際ジャーニー理事会
1 機関の最高機関は、国際ジャーニー理事会となり、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。	2 加盟輸出國及び加盟輸入國は、それぞれ総額の代表のうちから、他方は加盟輸出國の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟國に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的に等しい数の票を投げる。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。
2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。	3 理事会は、この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。
3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与える。	4 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。

1 理事会は、原則として、各ジャーニー年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。	第七条 理事会の権限及び任務
1 理事会は、原則として、各ジャーニー年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。	第八条 理事会の議長及び副議長
2 理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。	第九条 理事会の会期
べての権限を行使し及びその実施のために必要な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与える。	第十条 票の配分
1 理事会は、原則として、各ジャーニー年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。	第十一條 理事会の投票手続

1 加盟国は、自國の有するすべての票を投げる権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票と別個に投げることができる。	第一項 加盟国が投票権を有する場合
2 加盟輸出國は他の加盟輸出國に対し、また、加盟輸入國は他の加盟輸入國に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合又は会期において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委任することができる。	第二項 加盟輸出國が投票権を有する場合
3 他の加盟国が前条の規定により有する投票権を投する場合は、当該他の加盟国から委任された加盟輸出國は、当該他の加盟国に指示に従つて当該投票権を投する。	第三項 加盟輸入國が投票権を有する場合
4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。	第四項 加盟国が投票権を有しない場合
1 理事会は、意見の一一致によつて、すべての決議及び勧告を行うよう努める。意見の一一致が得られない場合には、理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多數票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの單純過半數票による議決で行う。	第五項 理事会の決定及び勧告
2 加盟国が前条2の規定を適用して理事会の会	第六項 理事会の開催

合において投票した場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に適合したものでなければならない。

#### 第十三条 理事会の定足数

1 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

#### 第十四条 他の機関との協力

1 機関は、可能な最大限の範囲において、国際連合食糧農業機関(F.A.O.)、国際貿易センター(I.T.C.)、国際連合工業開発機関(U.N.I.D.O.)及び国際連合貿易開発会議(U.N.C.T.A.D.)その他機関の便宜、役務及び専門的知識の提供を受けるものとし、その十分な利用を図る。理事会は、これらの諸機関の便宜、役務及び専門的知識が機関の効果的な機能の發揮のために不十分又は不適当であると認める場合において、正當な事情があるときは、必要があれば機関自らが、業務を効果的に行うため、必要な措置をとることを決定する。

2 理事会は、国際連合及びその諸機関(特に国際連合貿易開発会議)、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府間機関又は非政府機関との協議又は協力のため、適當なすべての措置をとる。

3 理事会は、国際商品貿易の分野における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。

#### 第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国に対し又はジュート及びジート製品の国際貿易若しくはジュート産業に連する前条若しくは第三十一条に規定する諸機関に對し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

#### 第十六条 事務局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。

2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に對して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、第一回会期において事務局長が当初の五年の期間につき任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定するものとし、順次採用する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。

5 職員は、事務局長に対して責任を負う。

6 事務局長及び職員は、ジート産業、ジートの取引その他ジートに關係する商業活動につきかかる金銭上の利害關係も有してはならない。

7 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けはならない。事務局長及び職員は、最終的に理事会に對して責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に對してその責任の遂行について影響を及ぼそんとしてはならない。

第五章 特権及び免除  
第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

2 機関は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表的地位、特権及び免除であることの任務の遂行のため通常必要とするものに關する協定(以下「本部協定」という。)を機関の本部が置かれる國の政府(以下「接受政府」という。)と締結するよう努める。

3 機関は、2に規定する本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、收入その他の財産に対する課税を接受政府の國の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

4 機関は、また、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に關する取極を他の國と締結することができる。

5 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、機関とできる限り速やかに本部協定を締結する。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の國から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第七章 会計

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定され、かつ、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により支弁する。

2 理事会、事業委員会その他第三条2に規定する委員会及び作業部会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関の特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

三〇六  
を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

#### 第十九条 支払の形式

1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。

2 特別勘定に対する拠出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。

3 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

4 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各ジート年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようにするものとし、理事会は、各ジート年度の終了の後できる限り速やかに、その後開催される最初の会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。

第五章 会計の検査及び公表

1 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各ジート年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようにするものとし、理事会は、各ジート年度の終了の後できる限り速やかに、その後開催される最初の会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。

第六章 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定され、かつ、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により支弁する。

2 理事会、事業委員会その他第三条2に規定する委員会及び作業部会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関の特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

三 理事会は、各会計年度の下半期において、次

の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

6 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、第一回会期において理事会の定める日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務の生ずる日の後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払つていなければ、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払つていなければ、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払つていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。投票権の停止の日から一箇月を経過した時にも当該加盟国がなお分担金を支

払わない場合には、この協定に基づく当該加盟国のすべての権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで理事会により停止される。

8 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に分担金を支払う責任を負う。

## 第二十二条 特別勘定

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

(a) 準備事業勘定

(b) 事業勘定

## 第二十三条 特別勘定

1 特別勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合に

は、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。

2 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合に

は、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。

3 特定の事業に対するものとして受領された収入はすべて、特別勘定に記帳する。当該特定の事業に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む）は、特別勘定から支弁する。

4 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。

(a) 一次產品のための共通基金（設立された場合）の第二勘定

(b) 地域金融機関及び国際金融機関、すなわち、国際連合開発計画、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行等

(c) 任意提出

5 加盟国が任意に借り入れについてのすべての義務及び責任を負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該借り入れによって資金が調達される事業を支援するための条件を定める。機関は、当該借り入れについての規定に基づき、研究及び開発の分野、市場の拡充の分野並びに費用の削減による

6 理事会は、承認された事業の資金調達のための借り入れを行いかつ当該借り入れに関するすべての権利を負う主体を、当該主体（加盟国を含む）の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用及び資金が供与された事業の実施を監視する

7 いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借り入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

8 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができる。

9 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によって手配を行う。

10 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業にのみ使用する。

11 特定の承認された事業のための提出は、理事会が提出者との合意により別段の決定を行わない限り、当初に提出の対象とされた特定の事業のためのみ使用する。機関は、提出者が別段の合意を行わない限り、事業の完了後ににおいて、当該事業のために当初提供された提出の総額に対する各提出者の提出の割合に比例して残余の資金を各提出者に返済する。

12 理事会は、適宜、特別勘定の資金調達について検討することができる。

第七章 事業活動の実施

第二十三条 事業

1 理事会は、第一条の目的を達成するため、継続的に、第十四条の規定に基づき、研究及び開発の分野、市場の拡充の分野並びに費用の削減による

減の分野における事業並びに理事会が承認した他の関連する事業を選別し、これらの事業の準備及び実施のための措置をとり、並びにその効果を確実なものとするためこれらの事業の実施を監視する。

2 事務局長は、1の規定による事業計画案を事業委員会に提出する。事業計画案は、これを検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布する。事業委員会は、事業計画案に基づいていざれの準備事業を実施するかを決定する。事務局長は、決定された準備事業について、理事会の採択する規則に従つて手配を行う。

3 準備事業によつて得られた結論（詳細な費用、予想される利益、期間、実施の場所及び適格性のある実施機関についての事項を含む）は、事務局長が、当該結論を検討する事業委員会の会期の少なくとも一箇月前にすべての加盟国に配布した後、事業委員会に提出する。

4 事業委員会は、準備事業によつて得られた結論を検討し、理事会に対し事業についての勧告を行う。

5 理事会は、勧告を検討し、特別多数票による議決で、前条及び第二十七条の規定により、提出された事業計画の資金調達について決定する。

6 理事会は、事業の優先順位を決定する。

7 理事会は、まず、一次產品総合計画に基づくジユート及びジユート製品に関する予備協議のため国際連合食糧農業機関及び国際貿易センターの準備した事業並びに理事会の承認する他の実効性の高い事業に対し高い優先順位を与える。

8 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

9 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。

10 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

11 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

12 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

13 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

14 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

15 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

16 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

17 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

18 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

を有するものとする。

(a) 農業生産性及び織維品質の改善

(b) 既存の及び新たな製品の製造工程の改善

(c) 新たな用途の発見及び既存の製品の改善

第二十五条 市場の拡充

市場の拡充に関する事業は、特に、既存の製品のための市場を維持し、拡大すること及び新たな製品のための市場を見ることを目的とするものとする。

第二十六条 費用の削減

費用の削減に関する事業は、特に、適当な場合には、農業生産性及び織維品質に関する工程及び技術を改善すること、ジュート加工工業における労働、原材料及び資本に係る費用に関する工程及び技術を改善すること並びにジュート経済にて現に利用可能で最も効率的な工程及び技術に関する情報を加盟国のために収集し及び管理することを目的とするものとする。

第二十七条 事業の承認の基準

理事会による事業の承認は、次の基準により行う。

- (a) 現在又は将来において二以上の加盟輸出国に利益をもたらす可能性を有し、かつ、ジュート経済全体にとって有益であること。
- (b) ジュート及びジユート製品の国際貿易の維持又は拡大に関連を有すること。
- (c) 短期又は長期の費用について有利な経済的效果を予測させること。
- (d) ジュート及びジユート製品の国際貿易の規模に適合するように計画されていること。
- (e) ジュート及びジユート製品の一般的競争力又は市場性を高める可能性を有すること。

第二十八条 事業委員会  
1 この協定により、事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、理事会に対し責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。

2 委員会への参加は、すべての加盟国に開放さ

れる。委員会の手続規則、票の配分及び投票手続については、理事会の手続規則、票の配分及び投票手続を適用する。委員会は、別段の決定を行わない限り、年四回及び理事会の要請に基づき会合する。

(b) 第二十三条に規定する事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。

3 委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 理事会に對し事業について勧告すること。

(b) 第二十三条に規定する事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。

(c) 備考事業について決定すること。

(d) 理事会に對し事業について勧告すること。

第八章 一次産品のための共通基金との関係

第一次産品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。

第二十九条 一次産品のための共通基金との関係

共通基金が活動を開始した場合には、機関は、一次産品のための共通基金との関係において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。

第九章 ジュート及びジユート製品に関する重要な事項の検討

第三十条 安定化、合成品との競争その他の事項の検討

理事会は、輸出のためのジユート及びジユート経済全体にとって有益であること。

1 理事会は、輸出のためのジユート及びジユート製品の価格及び供給の安定化の問題について、解決策を見いだすこと目的として、引き続き検討を行う。この検討の結果合意された解決策がこの協定に明確に規定されていない措置をとることを要するものである場合には、第四十二条の規定に基づくこの協定の改正によつてのみその措置を実施することができる。

2 理事会は、毎年、合成品及び代替品との競争の状況を含む世界のジユート事情及び見通しを評価し及び検討するものとし、検討の結果を加盟国に通報する。

3 2の検討は、理事会が、ジユート、ジユート製品、合成品及び代替品の国内生産、在庫、輸出入、消費及び価格に関する情報に参考として、また、国際連合の適当な諸機関(国際連合貿易開発会議及び国際連合食糧農業機関を含む)並びに適当な政府機関及び非政府機関を通じて又は直接に理事会の入手する

1 1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控えるよう努める。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

3 理事会は、世界のジユート経済の動向並びに短期及び長期の問題に関する研究が行われるよう措置をとる。

4 理事会は、ジユート、ジユート製品、合成品及び代替品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないよう考慮を払う。

第三十二条 年次報告並びに評価及び検討に関する報告

理事会は、各ジユート年度の終了から六箇月以内に、その活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

1 理事会は、各ジユート年度の終了から六箇月以内に、その活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

2 理事会は、毎年、合成品及び代替品との競争の状況を含む世界のジユート事情及び見通しを評価し及び検討するものとし、検討の結果を加盟国に通報する。

3 2の検討は、理事会が、ジユート、ジユート製品、合成品及び代替品の国内生産、在庫、輸

1 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

3 1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

4 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

5 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

6 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

7 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

8 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

9 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

10 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

11 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

12 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

13 理事会は、1の規定に基づく加盟国が明示的に定めたところに於ける当該加盟国の義務を認めたりときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

1 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

4 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

5 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

6 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

7 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

8 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

9 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

10 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

11 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

12 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

13 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

14 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

15 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

16 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

17 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

18 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

19 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

20 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

21 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

22 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

23 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

24 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

25 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

26 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

27 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

28 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

29 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

30 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

31 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

32 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

33 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

34 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることをめ、最善の努力を払い、協力する。

## 第十二章 最終規定

## 第三十七条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、一千九百八十三年一月三日から六月三十日まで、国際連合本部において、一千九百八一年のジョート及びジョート製品に関する国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によつてこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと。

(b) この協定を批准した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによつて批准し、受諾し又は承認すること。

## 第三十八条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

## 第三十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められてゐるが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じてゐる場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

2 この協定が既に効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じてゐる場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。当該政府は、この協定を暫定的に適用する旨を通告する際に、自國が加盟輸出國又は加盟輸入國のいずれであるかを宣言する。

2 この協定が既に効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じてゐる場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告した政府は、この協定が既に効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託して加盟国となる日までの間、機関の暫定的加盟国としての地位を有する。

としての地位を有する。

## 第四十条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五ペーセント以上を有する以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五ペーセント以上を有する二十以上の国の政府が、一千九百八十三年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七条2(2)の規定に基づき署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合には、同年七月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五ペーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五ペーセント以上を有する二十以上の国の政府が、一千九百八十三年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七条2(2)の規定に基づき署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合には、同年七月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

## 第四十一条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておる。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もつとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

## 第四十二条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができるのである。

## 第四十三条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

## 第四十四条 除名

1 理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。

## 第四十五条 脱退する加盟国、除名され

る加盟国又は改正を受諾する加盟国は、改正は、三分の二以上の加盟輸出國であつて加盟輸出國の総票数の八十五ペーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入國であつて加盟輸入國の総票数の八十五ペーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託する政府の間で暫定的に又は確定的に効力させることが決定するため、これらの政府を招集する。この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に効力させることを決定した政府は、この3の定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じてゐる間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

## 第五 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の

受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の中立を理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の効力発生の日までに受諾することでできる。

4 この協定は、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

## 第四十六条 脱退する加盟国とし

ての地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に効力させること、この協定の暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を終了させることとのいずれかを決定することができる。

## (b) 第四十三条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

受諾を行わないこと。この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に効力させることを決定した政府は、この3の定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じてゐる間、暫定的加盟国としての地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に効力させること、この協定の暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を終了させることとのいずれかを決定することができる。

## (b) 第四十三条の規定によるこの協定から脱

昭和五十八年四月二十日 参議院会議録第一号(その二) 千九百八十二年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

三一〇

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営勘定に対して支払った分担金の返戻しを行わない。

この条の規定により妥当な償還を受けた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有さない。当該加盟国は、また、償還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を負わない。

**第四十六条 有効期間、延長及び終了**

この協定は、効力発生の日から五年間効力を有する。ただし、理事会が、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を延長し若しくはこの協定について再交渉することを決定することができる。

理事会は、1に規定する五年の期間の満了前に特別多數票による議決で、この協定の有効期間を二年を超えない期間延長すること及びこの協定について再交渉することを決定することができる。

3 1に規定する五年の期間の満了前にこの協定に代わる新たな協定についての交渉が完了してない場合には、理事会は、特別多數票による議決で、この協定の有効期間をその定める期間延長することができる。

4 1に規定する五年の期間の満了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的にもまた暫定的にも効力を生じていない場合には、理事会は、特別多數票による議決で、この協定の有効期間をその新たな協定が暫定的に又は確定的に効力を生ずる時まで延長することができる。

5 ジュートに関する新たな国際協定についての交渉が行われ、かつ、2、3又は4の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな国際協定が効

力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、新たな国際協定が効力を生ずる時に終了する。

理事会は、いつでも、特別多數票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了後も、機関の清算(会計上の処理を含む)を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、特別多數票による清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

#### 第四十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証據として、下名は、正當に委任を受けた、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十二年十月一日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八十一年のジュート及びジート製品に関する国際連合会議に参加した国のジュート

及びジート製品の純輸出量の総計に対する各輸出国の純輸出量の百分率

バングラデシ	五六・六六八
ブラジル	〇・九二一
インド	三一・四五七
ネパール	三・四五二
ペルー	〇・〇九七
タイ	七・四〇五
総計	一〇〇・〇〇〇

付表B

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八一年のジュート製品に関する国際

ト及びジート製品の純輸入量の総

計に対する各輸入国及び輸入国群

の純輸入量の百分率

マレイシア	○・一六〇
マルタ	○・〇〇〇
メキシコ	○・三五九
ニカラグア	○・一二二
ナイジエリア	○・六二六
ノルウェー	○・一六八
パキスタン	七・五四七
フィリピン	○・二五九
大韓民国	○・四四三
ボーランド	○・八八五
ルーマニア	一・二二一
サウディ・アラビア	○・三一三
セネガル	○・〇二三
スペイン	○・六六四
スチーナ	三・八四六
スウェーデン	○・〇四六
イス	○・二六七
シリヤ・アラブ共和国	一・七四〇
テュニジア	一・三二八
トルコ	一・一六〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一・七二九
タンザニア連合共和国	〇・七一二
アメリカ合衆国	一六・六四四
ヴェネズエラ	〇・〇五三
ユーロースラヴィア	一・五二六
ザイール	〇・〇二三
総計	一〇〇・〇〇〇

千九百七一年の国際小麦協定を構成する千九百七一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

前文  
千九百七一年の国際小麦協定を構成する千九百七一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

三年の議定書を作成する会議は、  
国際小麦協定が千九百四十九年以来数次にわたり修正され、更新され又はその有効期間の延長がされたことを考慮し、  
千九百八十一年に議定書により有効期間の延長がされた千九百七一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七一年の国際小麦協定が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

この議定書の締約国政府は、  
千九百八十二年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約(以下「規約」という。)が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、  
次とのおり協定した。

### 第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことと条件として、千九百八十六年六月三十日まで、この議定書の締約国間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな国際協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定  
規約の次の規定は、千九百八十三年七月一日以後適用されない。

- (a) 第十九条(4)
- (b) 第二十二条から第二十六条まで
- (c) 第二十七条(1)
- (d) 第二十九条から第三十一条まで

### 第三条 定義

この議定書において「政府」といふときは、歐洲経済共同体(以下「共同体」という。)を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言といふときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

### 第四条 会計

第七条(1)(b)の規定によりこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び取扱年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

### 第五条 署名

この議定書は、千九百八十三年四月四日から五月十日まで、ワシントンにおいて、千九百八一年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締約国政府及び千九百八十二年十二月一日において千九百八十一年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締約国と暫定的にみなさられる国(政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている國の政府による署名のために、開放しておく。)

### 第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十三年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

### 第九条 効力発生

- (1) この議定書は、千九百八十三年六月三十日までに、規約の付表Aに定める票数の六十ペーセント

### 第七条 加入

(1) この議定書は、次に定めるところにより、加入のために開放しておく。  
(a) 千九百八十三年六月三十日までは、規約の付表A又は付表Bに同日現在で掲げられていない加盟国の政府による加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

### (b)

千九百八十三年六月三十日後は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟

国(政府による加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に基づくものでなければならぬ)。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は規約の付表Bに掲げる加盟国(いうときは、理事会の定める条件に基づきその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定によりその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす)。

### 第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その政府は、暫定的にこの議定書に署名する資格を有するものと

の又は加入の申請が理事会によつて承認されたもの、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を、この議定書への加入、規約第二十七条の規定により受領した通告並びに規約第二十八条の規定により受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

(4) この議定書の認証書は、アメリカ合衆国政府は、寄託政府による登録のため、この議定書の効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証書を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

(5) 第十二条 前文とこの議定書との関係  
この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正當に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百八十一年に議定書により有効期間の延長がされた千九百七一年の国際小麦協定中の千九百八十年の食糧援助規約(以下「規約」という。)が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

### 第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことと条件として、千九百八十六年六月三十日まで、この議定書の締約国との間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生日の前日までの間に限り効力を有する。

### (1) 第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十三年七月一日以後適用されない。

#### (a) 第十二条

#### (b) 第十七条

#### (c) 第十八条(1)

### 第三条 國際食糧援助

この議定書により有効期間の延長がされた規約の実施上、第八条(2)の規定によりこの議定書に加入した加盟国は、同条の関係規定に従つて定められる当該加盟国の中小拠出量とともに規約第三条(3)に掲げられているものとみなす。

#### 第四条 署名

この議定書は、千九百八十三年四月四日から五月十日まで、ワシントンにおいて、規約第三条(3)

に掲げる国の政府による署名のために開放しておぐ。

### 第五条 寄託政府

アメリカ合衆国政府は、この議定書の寄託政府とする。

### 第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十三年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、規約に規定する食糧援助委員会(以下「委員会」という。)は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

### 第七条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

### 第八条 加入

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国が政府であつてこの議定書に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十三年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

### 第十一条 有効期間

この議定書は、千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七一年の小麦貿易規約に代わる新規約に代わる新規約のいずれかが千九百八十六年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

### 第十二条 正文

この議定書は、千九百七一年の小麦貿易規約に代わる新規約のいすれかが千九百八十六年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

### 第十三条 正文

この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加

することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を締約国政府とみなされる。

### 第九条 効力発生

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政

府が千九百八十三年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十三年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

### 第十四条 有効期間

この議定書は、千九百七一年の小麦貿易規約

の目的及び原則に留意し、外交関係及び外交上の免除に関する国際連合の

会議が、千九百六十一年四月十八日に外交関係に開設するウイーン条約を採択し、署名のために開放したことなどを考慮し、

領事関係並びに領事上の特権及び免除に関する国際条約も、国(憲法体制及び社会体制のいかんを問わない。)の間の友好関係の発展に貢献することを信じ、

領事上の特権及び免除の目的が、個人に利益を

入政府に対し、その認証謄本を送付する。

### 第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年五月十日、千九百六十六年十一月三日、千九百七十二年六月二十四日に改訂され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正

三二二

与えることにあるのではなく、領事機関が自國のために行う任務の能率的な遂行を確保することにあることを認め、この条約により明示的に規律されない問題については、引き続き國際慣習法の規則により規律されることを確認して、次とのおり協定した。

**第一条 定義**

- 1 この条約の適用上、
  - (a) 「領事機関」とは、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。
  - (b) 「領事管轄区域」とは、領事機関について領事任務の遂行のために定められた地域をいう。
  - (c) 「領事機関の長」とは、その資格において行動する責任者をいう。
  - (d) 「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者(領事機関の長を含む。)をいう。
  - (e) 「事務技術職員」とは、領事機関の事務的業務又は技術的業務のために雇用されている者をいう。
  - (f) 「役務職員」とは、領事機関の役務のために雇用されている者をいう。
  - (g) 「領事機関の構成員」とは、領事官、事務技術職員及び役務職員をいう。
  - (h) 「領事機関の職員」とは、領事機関の長以外の領事官、事務技術職員及び役務職員をいいう。
  - (i) 「個人的使用者」とは、専ら領事機関の構成員の個人的な役務のために雇用されている者をいう。
  - (j) 「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であつて、専ら領事機関のために使用されているもの(所有者のいかんを問わない。)をいう。
  - (k) 「領事機関の公文書」には、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文、書籍、フィルム、テープ及び登録簿並びに符号及び暗号をいいう。

号、索引カード並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

2 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。

3 領事機関の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものの地位については、第七十一条に定める。

**第一章 領事関係一般**

**第一節 領事関係の開設及び運営**

**第二条 領事関係の開設**

- 1 国との間の領事関係の開設は、相互の同意によつて行う。
- 2 二国間の外交関係の開設についての同意は、別段の意思表示がない限り、領事関係の開設についての同意をも意味する。
- 3 外交関係の断絶自体は、領事関係の断絶をもたらすものではない。

**第三条 領事任務の遂行**

領事任務は、領事機関によつて遂行される。領事任務は、まだ、この条約の定めるところにより、外交使節団によつても遂行される。

**第四条 領事機関の設置**

- 1 領事機関は、接受国の同意がある場合にのみ、接受国の領域内に設置することができる。
- 2 領事機関の所在地及び種類並びに領事管轄区域は、派遣国が決定するものとし、接受国の承認を受けなければならない。

**第五条 領事任務**

- 1 領事機関は、接受国の法令に従い又は、当該領事機関の一部を構成する事務所を開設する場合にも、接受国の事前の明示の同意を必要とする。
- 2 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。
- 3 領事機関の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものの地位については、第七十一条に定める。
- 4 領事機関の公文書」には、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文、書籍、フィルム、テープ及び登録簿並びに符号及び暗号をいいう。

号、索引カード並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

2 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。

3 領事機関の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものの地位については、第七十一条に定める。

**第五条 領事任務**

- 1 領事任務は、次のことから成る。
  - (a) 接受国において、國際法の認める範囲内で領事機関を規律する。
  - (b) 領事機関の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものの地位については、第七十一条に定める。
- 2 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。
- 3 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。
- 4 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする。

**第六条 領事管轄区域外における領事任務の遂行**

領事官は、特別の場合には、接受国の同意を得て、領事管轄区域外で任務を遂行することができる。領事官は、関係国に対し通告を行つた後、いずれかの国に設置された領事機関に他の国における

領事任務を行わせることができる。ただし、関係国のは、この限りでない。

**第八条 第三國のための領事任務の遂行**  
派遣國の領事機關は、接受國に対し適當な通告を行つた後、接受國において第三國のために領事任務を遂行することができる。ただし、接受國が異議を申し立てた場合は、この限りでない。

#### 第九条 領事機關の長の階級

1 領事機關の長は、次の四の階級に分けられる。

- (a) 総領事
- (b) 領事
- (c) 副領事
- (d) 代理領事

2 1の規定は、領事機關の長以外の領事官の名稱を定める締約國の権利を何ら制限するものではない。

**第十条 領事機關の長の任命及び承認**  
1 領事機關の長は、派遣國によつて任命され、接受國により任務の遂行を承認される。

2 この条約に従うことを条件として、領事機關の長の任命の手続は派遣國の法令及び慣習により定められ、領事機關の長の承認の手続は接受國の法令及び慣習により定められる。

#### 第十一条 領事委任状又は任命通知書

1 領事機關の長は、その資格を証明しきつ原則として氏名、種類及び階級並びに領事管轄区域

及び領事機關の所在地を示した委任状又はこれに類する文書を任命の都度派遣國から付与される。

2 派遣國は、領事機關の長がその領域において任務を遂行することとなる國の政府に対し、外交上その他の適當な経路を通じて委任状又はこれに類する文書を送付する。

3 派遣國は、接受國の同意がある場合には、委任状又はこれに類する文書に代えて、1に定める細目を記載した通知書を接受國に送付することができる。

#### 第十二条 認可状

1 領事機關の長は、認可状と称する接受國の許可書（様式のいかんを問わない。）により任務の遂行を承認される。

2 認可状の付与を拒否する國は、派遣國に対し拒否の理由を示す義務を負わない。

3 次条及び第十五条の規定が適用される場合を除くほか、領事機關の長は、認可状を付与されるまでは、任務の遂行を開始してはならない。

#### 第十三条 領事機關の長の暫定的承認

1 領事機關の長については、認可状の付与までの間、任務の遂行を暫定的に承認することができる。この場合は、この条約が適用される。

#### 第十四条 領事管轄区域内の當局に対する通知

接受國は、領事機關の長につき任務の遂行を承認した場合（暫定的に承認した場合を含む。）には、

直ちにその旨を領事管轄区域内の権限のある當局に通知する。接受國は、また、領事機關の長がその任務を遂行することができるようにするため、必要な措置がとられることを確保する。

**第十五条 領事機關の長の任務の暫定的な遂行**  
1 領事機關の長が任務を遂行することができない場合又は領事機關の長が欠けた場合には、領事機關の長の代理が暫定的に領事機關の長として行動することができる。

2 領事機關の長の代理の氏名は、派遣國の外交使節団又は、派遣國が接受國に外交使節団を有していない場合には、當該領事機關の長若しくは当該領事機關の長がそれを行うことができるときには、当該領事機關の長がこれを行うことができる。

3 領事機關の長は、認可状又は暫定的承認を受けた二使節団又は、派遣國が接受國に外交使節団を有していない場合には、當該領事機關の長若しくは当該領事機關の長がこれを行うことができる。

4 領事機關の長の代理は、すべての領事機關の長の次の席次を占めるものとし、領事機關の長の代理相互の間では、領事機關の長の代理としての任務を引き継いだ日付（前条2の規定による通告に記載されたもの）に従つて席次を占める。

5 領事機關の長の代理は、すべての領事機關の長の次の席次を占めるものとし、領事機關の長の代理相互の間では、領事機關の長の代理としての任務を引き継いだ日付（前条2の規定による通告に記載されたもの）に従つて席次を占める。

を満たさない領事機關の長の代理に与える義務を負わない。

**第十六条 領事機關の長の席次**  
1 領事機關の長は、階級ごとに、それぞれ、認可状を付与された日付に従つて席次を占める。

2 もつとも、領事機關の長が認可状を付与される前に任務の遂行を暫定的に承認された場合には、その者の席次は、暫定的承認の日付により決定される。当該席次は、認可状の付与の後も維持される。

3 同一の日に認可状又は暫定的承認を受けた二人以上の領事機關の長の間の席次は、委任状若しくはこれに類する文書又は第十三条3に規定する通知書が接受國に提出された日付に従つて決定される。

4 領事機關の長の代理は、すべての領事機關の長の次の席次を占めるものとし、領事機關の長の代理相互の間では、領事機關の長の代理としての任務を引き継いだ日付（前条2の規定による通告に記載されたもの）に従つて席次を占める。

5 名譽領事官である領事機關の長は、階級ごとに、それぞれ、本務領事官である領事機關の長

の次に、1から4までに定めるところにより席次を占める。

6 領事機関の長は、その地位にない領事官よりも上位の席次を占める。

**第十七条** 領事官による外交活動の遂行

1 領事官は、派遣国が外交使節団を有しておらず、かつ、第三國の外交使節団によつても代表されていない国においては、接受國の同意を得て、領事官としての地位に影響を受けることなく外交活動を遂行することを認められる。領事官による外交活動の遂行は、当該領事官に外交上の特権及び免除を要求する権利を与えるものではない。

2 領事官は、接受國に対し通告を行つた後、政府間機関における派遣國の代表として行動することができる。領事官は、そのような代表として行動する場合には、國際慣習法又は國際取締合意がなされた場合には、その数を接受國が領事管轄区域内の諸事情及び領事機関の必要を考慮して免除を享受する権利を有する。もつとも、領事官は、領事任務の遂行において、裁判権につき、この条約に定める免除よりも広範な免除を享受することはできない。

**第十八条** 同一の者についての二以上の国による領事官としての任命

1 以上的の国は、接受國の同意を得て、同一の者を接受國におけるそれの國の領事官として任命することができる。

**第十九条 領事機関の職員の任命**

1 派遣國は、次条、第二十二条及び第二十三条の規定に従うことを条件として、領事機関の職員を自由に任命することができます。

2 領事官は、接受國の国籍を有する者の中から任命してはならない。ただし、接受國の明示の同意がある場合は、この限りでない。接受國は、いつでも、この同意を撤回することができる。

3 派遣國は、自國の法令に定めがある場合には、領事機関の長以外の領事官に認可状を付与するよう接受國に要請することができる。

4 接受國は、自國の法令に定めがある場合には、領事機関の長以外の領事官に認可状を付与するよう接受國に要請することができる。

**第二十条 領事機関の職員の数**

接受國は、領事機関の職員の数に関して明示の合意がない場合には、その数を接受國が領事管轄区域内の諸事情及び領事機関の必要を考慮して合理的かつ正常と認める範囲内のものとすることができる。

**第二十一条 一の領事機関に属する領事官の間の席次**

1 派遣國が1の規定による義務を履行することを拒否した場合には、接受國は、状況に応じ、1の規定に該当する者の認可状を撤回すること又はその者を領事機関の職員として認めることをやめることができる。

(d) 接受国内に居住する者を領事機関の構成員として又は特権及び免除を享受する個人的使用者として雇用すること及びこれらの者を解雇すること。

2 1に規定する到着及び最終的出発の通告は、可能な場合には、事前に行う。

**第二十二条 領事官の国籍**

1 領事官は、原則として、派遣國の国籍を有していなければならぬ。

2 領事官は、接受國の国籍を有する者の中から任命してはならない。ただし、接受國の明示の同意がある場合は、この限りでない。接受國は、その者の任命を取り消す。

3 1及び3の場合において、接受國は、派遣国に対し自國の決定の理由を示す義務を負わない。

4 1及び3の場合において、接受國は、派遣國が領事機関の構成員の任命、任命後の到着及び最終的出発又は任務の終了その他領事機関に勤務する期間中に生じた当該構成員の地位に関する変更の事項について通告を受ける。

(a) 領事機関の構成員の任命、任命後の到着及び最終的出発又は任務の終了その他領事機関に勤務する期間中に生じた当該構成員の地位に関する変更

(b) 領事機関の構成員の世帯に属する家族の到着及び最終的出発並びに、状況に応じ、いずれかの者が当該家族となる事実又は当該家族でなくなる事実

(c) 個人的使用人の到着及び最終的出発並びに、状況に応じ、個性的使用人としての役務の終了

5 1に規定する到着及び最終的出発の通告は、可能な場合には、事前に行う。

## 第二節 領事任務の終了

### 第二十五条 領事機関の構成員の任務の終了

領事機関の構成員の任務は、特に、次の時に終了する。

- (a) 派遣国が、接受国に対し、当該構成員の任務が終了した旨の通告を行つた時
- (b) 認可状が撤回された時
- (c) 接受国が、派遣国に対し、当該構成員を領事機関の職員として認めるなどをやめた旨の通告を行つた時

も、領事機関の公館並びに領事機関の財産及び公文書を尊重し、かつ、保護する。

(b) 派遣国は、接受国の容認する第三国に対し、領事機関の公館の管理とともに当該公館内にある財産及び領事機関の公文書の管理を委託することができる。

(c) 派遣国は、接受国に容認する第三国に対し、自國の利益及び自国民の利益の保護を委託することができる。

2 いづれかの領事機関が一時的又は永久的に閉鎖された場合には、1(a)の規定を準用するものとし、更に、

2 領事機関の占有する建設及びその入口並びに領事機関の長の住居及び領事機関の長の使用する輸送手段（公用で使用される場合のものに限る。）には、派遣国の国旗及び紋章を使用することができる。

3 この条に定める権利の行使に當たつては、接受国に於ける領事任務の遂行を委託することができる。

4 領事機関の公館及びその用具類並びに領事機関の財産及び輸送手段は、国防又は公共事業の目的のためのいかなる形式の徵發からも免除される。この目的のために收用を必要とする場合には、領事任務の遂行の妨げとならないようあらゆる可能な措置がとられるものとし、また、派遣国に対し、迅速、十分かつ有効な補償が行われる。

5 領事機関の公館の管理を委託することができる。

### 第三十条 施設

1 接受国は、派遣国が自國の領事機関のために必要な公館を接受国の法令の定めるところにより、接受国に於ける領事任務の遂行を委託することができる。

2 接受国は、派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助ける。

3 第三十一条 領事機関の公館に対する課税の免除

1 派遣国又は派遣国のために行動する者が所有し又は賃借する領事機関の公館及び本務領事官である領事機関の長の住居は、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。

2 接受国は、派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助ける。

### 第三十二条 領事機関の公館の不可侵

1 領事機関の公館は、この条に定める限度にお

いて不可侵とする。

### 第二十九条 領事機関に係る便益、特権及び免

除

1 派遣国は、この条の定めるところにより、接受国において自國の国旗及び紋章を使用する権利を有する。

2 接受国は、領事機関の活動に関する便益を与える。

3 接受国は、2の規定に従うことを条件として、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び領事機関の安寧の妨害又は領事機関の威儀の侵害を防止するためすべての適当な措置をとる特別の責務を有する。

4 領事機関の公館及びその用具類並びに領事機関の財産及び輸送手段は、国防又は公共事業の目的のためのいかなる形式の徵發からも免除される。この目的のために收用を必要とする場合には、領事任務の遂行の妨げとならないようあらゆる可能な措置がとられるものとし、また、派遣国に対し、迅速、十分かつ有効な補償が行われる。

5 領事機関の公館に対する課税の免除

1 派遣国又は派遣国のために行動する者が所有し又は賃借する領事機関の公館及び本務領事官である領事機関の長の住居は、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。

2 接受国は、派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助ける。

### 第三十三条 領事機関の公館の不可侵

1 領事機関の公館は、この条に定める限度にお

特定の任務に対する給付としての性質を有するものについては、この限りでない。

## 2 1に定める賦課金又は租税の免除は、派遣国

又は派遣国のために行動する者と契約した者が接受国の方針の定めるところにより支払う賦課金又は租税については、適用しない。

## 第三十三条 領事機関の公文書及び書類の不可侵

領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。

## 第三十四条 移動の自由

接受国は、國の安全上の理由により立入りが禁止され又は規制されている地域に関する法令に従うことを条件として、領事機関のすべての構成員に対し、自國の領域内における移動の自由及び旅行の自由を確保する。

## 第三十五条 通信の自由

1 接受国は、すべての公の目的のためにする領事機関の自由な通信を許し、かつ、保護する。領事機関は、自國の政府並びに、いずれの場所にあるかを問わず、自國の外交使節団及び他の領事機関との通信に当たり、外交伝書使又は領事伝書使、外交封印袋又は領事封印袋及び暗号又は符号による通信文を含むすべての適当な手段を用いることができる。ただし、領事機関が無線送信機を設置しかつ使用するには、接受國の同得を得なければならない。

## 2 領事機関の公用通信は、不可侵とする。公用

通信とは、領事機関及びその任務に関するすべての通信をいう。

## 3 領事封印袋は、開封し又は留置することができない。もつとも、接受国の権限のある当局は、封印袋が4に規定する通信、書類又は物品以外のものを含んでいると信ずる十分な理由がある場合には、派遣国の委任を受けた代表によつて当該当局の立会いの下に当該封印袋が開封されることを要求することができる。要求が派遣国の当局によつて拒否された場合には、当該封印袋は、発送地に返送される。

4 領事封印袋である包みには、領事封印袋であることの外部から識別し得る記号を付するものとし、公用通信、公の書類及び専ら公に使用するための物品のみを入れることができる。

## 5 領事伝書使は、自己の身分及び領事封印袋である包みの数を示す公文書を交付されなければならぬ。領事伝書使は、接受国に國民であつてはならず、また、派遣國の國民である場合を除くほか、接受国に通常居住している者であつてはならない。ただし、接受国に同意がある場合は、この限りでない。領事伝書使は、任務の遂行について接受国により保護される。領事伝書使は、身体の不可侵を享受するものとして、いかなる方法によつても抑留されず又は拘禁されない。

## 6 派遣国並びにその外交使節団及び領事機関

は、臨時の領事伝書使を指名することができ

る。この場合には、5の規定が適用される。ただし、5に定める免除は、臨時の領事伝書使が自國の管轄の下にある領事封印袋を受取人に交付した時に適用されなくなる。

## 7 領事封印袋は、公認の入国港又は入国空港に到着予定の船舶又は商業航空機の長に輸送を委託することができる。当該船舶又は商業航空機の長は、領事封印袋である包みの数を示す公文書を交付されるが、領事伝書使とはみなされない。領事機関は、適当な地方当局との取決めにより、当該船舶又は商業航空機の長から直接にかつ自由に領事封印袋を受領するため、領事機関の構成員を派遣することができる。

8 領事封印袋を受領するため、領事機関の構成員を派遣することができる。領事機関は、そのような行動を差し控える。

## 1 派遣国に國民に関する領事任務の遂行を容易にするため、

(a) 領事官は、派遣国に國民と自由に通信し及び面接することができる。派遣国に國民も、同様に、派遣国に領事官と通信し及び面接することができる。

## 接觸

1 派遣国に國民に関する領事任務の遂行を容易にするため、

## (a) 領事官は、派遣国に國民と自由に通信し及び面接することができる。派遣国に國民も、同様に、派遣国に領事官と通信し及び面接することができる。

## 2 1に定める権利は、接受国に反しないように行使する。もつとも、当該法令は、この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならぬ。

第三十七条 死亡、後見又は財産管理並びに難破及び航空事故の場合の通報

接受国に國民のある当局は、領事機関の領事管轄区域内で、派遣国に國民が逮捕された場合、留置された場合、裁判に付されるため勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合において、当該國民の要請があるときは、その旨を連絡なく当該領事機関に通報する。

2 領事機関に通報すること。

## (b) 後見人又は財産管理人を任命することができる

接受国に國民のある当局は、関係のある情報を入手した場合には、次の責務を有する。

## (a) 派遣国に國民が領事機関の領事管轄区域内で死亡した場合には、その旨を連絡なく当該領事機関に通報すること。

接受国に國民である未成年者その他の無能力

ている者から領事機関にあてたいかなる通信も、接受国に國民のある当局により、連絡なく送付される。当該当局は、その者がこの(b)の規定に基づき有する権利について連絡なくその者に告げる。

## (c) 領事官は、留置され、勾留され又は拘禁されている派遣国に國民を訪問し、当該國民と面談し及び文通し並びに当該國民のために弁護人をあつせんする権利を有する。領事官は、また、自己の管轄区域内で判決に従い留置され、拘禁され又は拘禁されている派遣国

の國民を訪問する権利を有する。ただし、領事官が当該國民のために行動することとに對し、当該國民が明示的に反対する場合には、領事館は、そのような行動を差し控える。

2 1に定める権利は、接受国に反しないように行使する。もつとも、当該法令は、この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならぬ。

第三十七条 死亡、後見又は財産管理並びに難破及び航空事故の場合の通報

接受国に國民のある当局は、領事機関の領事管轄区域内で、派遣国に國民が逮捕された場合、留置された場合、裁判に付されるため勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合において、当該國民の要請があるときは、その旨を連絡なく当該領事機関に通報する。

2 領事機関に通報すること。

## (b) 後見人又は財産管理人を任命することができる

接受国に國民のある当局は、関係のある情報を入手した場合には、次の責務を有する。

## (a) 派遣国に國民が領事機関の領事管轄区域内で死亡した場合には、その旨を連絡なく当該領事機関に通報すること。

接受国に國民である未成年者その他の無能力

者の利益に合致すると認められる場合には、その旨を遅滞なく権限のある領事機関に通報することと、もつとも、その通報は、後見人又は財産管理人の任命に関する接受国の法令の実施を妨げるものではない。

(c) 派遣国の国籍を有する船舶が接受国の領海若しくは内水において難破し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受

国に登録された場合若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受

第二節 本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特權及び免除  
第四十条 領事官の保護  
接受国は、相応の敬意をもつて領事官を待遇するとともに、領事官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害も防止するためすべての適当な措置をとる。

第四十一条 領事官の身体の不可侵  
1 領事官は、抑留されず又は裁判に付されるため拘禁されない。ただし、重大な犯罪の場合において権限のある司法当局の決定があつたときは除く。

2 領事官は、最終的効力を有する司法上の決定の執行の場合を除くほか、拘禁されず又は身体の自由に対する他のいかなる制限も課されない。ただし、1のただし書に該当する場合を除く。

3 領事官は、自己について刑事訴訟手続が開始された場合には、権限のある当局に出頭しなければならない。もつとも、刑事訴訟手続は、領事官としての公の地位に相応の敬意を払いつつ行うものとし、1のただし書に該当する場合に除くほか、領事任務の遂行ができる限り妨げない方法で行う。1のただし書に該当する場合において領事官を拘禁したときは、当該領事官においては、3に定める場合を除くほか、証言を拒否してはならない。領事官については、出頭又は証言を拒否した場合においても、いかなる強制的措置又は刑罰も適用しない。

第四十二条 抑留、拘禁又は訴追の通告  
1 領事機関の職員が抑留された場合若しくは裁判に付された場合又は当該職員につき刑事訴訟手続が開始された場合には、接受国は、その旨を速やかに当該領事機関の長に通告する。領事機関の長自身が前段に定める措置の対象となる場合には、接受国は、外交上の経路を通じて派遣国に通報する。

第四十三条 裁判権からの免除  
1 領事官及び事務技術職員は、領事任務の遂行に当たつて行った行為に關し、接受国司法当局又は行政当局の裁判権に服さない。

第四十四条 証言の義務  
1 領事機関の構成員に對しては、司法上又は行政上の手続において証人として出頭するよう要求することができる。事務技術職員又は役務職員は、3に定める場合を除くほか、証言を拒否してはならない。領事官については、出頭又は証言を拒否した場合においても、いかなる強制的措置又は刑罰も適用しない。

#### 第四十二条 抑留、拘禁又は訴追の通告

2 領事官の証言を要求する當局は、領事官の任務の遂行を妨げないようにする。當該當局は、可能な場合には、領事官の住居において若しくは領事機関内で証言を錄取すること又は書面による領事官の供述を受理することができる。

領事機関の職員が抑留された場合若しくは裁判に付された場合又は当該職員につき刑事訴訟手続が開始された場合には、接受国は、その旨を速やかに当該領事機関の長に通告する。領事機関の長自身が前段に定める措置の対象となる場合には、接受国は、外交上の経路を通じて派遣国に通報する。

#### 第四十三条 裁判権からの免除

2 領事官の証言を要求する當局は、領事官の任務の遂行を妨げないようにする。當該當局は、可能な場合には、領事官の住居において若しくは領事機関内で証言を錄取すること又は書面による領事官の供述を受理することができる。

3 領事機関の構成員は、任務の遂行に關する義務並びに当該事項に關する公の通信文及び公の書類を提出する義務を負わない。領事機関の構成員は、また、派遣国に對し鑑定人として証言を行うことを拒否する権利を有する。

#### 第四十五条 特權及び免除の放棄

1 派遣国は、領事機関の構成員について、第四十一條、第四十三條及び前条に定める特權及び免除を放棄することができる。

2 放棄は、3に定める場合を除くほか、すべての場合において明示的に行うものとし、接受国に對し書面により通告する。

#### 第四十六条 証言の義務

1 領事機関の構成員に對しては、司法上又は行政上の手続において証人として出頭するよう要求することができる。事務技術職員又は役務職員は、3に定める場合を除くほか、証言を拒否してはならない。領事官については、出頭又は証言を拒否した場合においても、いかなる強制的措置又は刑罰も適用しない。

#### 第四十七条 証言の義務

1 領事機関の構成員に對しては、司法上又は行政上の手続において証人として出頭するよう要求することができる。事務技術職員又は役務職員は、3に定める場合を除くほか、証言を拒否してはならない。領事官については、出頭又は証言を拒否した場合においても、いかなる強制的措置又は刑罰も適用しない。

## 官報号外

**第四十六条 外国人登録及び在留許可に係る免除**

1 領事官及び事務技術職員並びにこれらの世帯に属する家族は、外国人登録及び在留許可に関する接受国の法令に基づくすべての義務を免除される。

2 もつとも、1の規定は、事務技術職員であつて派遣国の臨時的職員であるもの若しくは接受国内で收入を伴う私的な職業に従事するもの又はその家族については、適用しない。

**第四十七条 就労許可に係る免除**

1 領事機関の構成員は、派遣国のために提供する役務について、外国人労働者の雇用に関する接受国の法令により課される就労許可に係るいかなる義務も免除される。

2 領事官及び事務技術職員の個人的使用者人は、接受国内で收入を伴う他の職業に従事していない場合には、1に規定する義務を免除される。

**第四十八条 社会保障に係る免除**

1 領事機関の構成員は、派遣国のために提供する役務について、接受国で施行されている社会保障に関する規定の適用を免除されるものとし、また、当該構成員の世帯に属する家族も、これらの規定の適用を免除される。このことは、3の規定の適用を妨げるものではない。

2 1に定める免除は、また、次のことを条件として、専ら領事機関の構成員に雇用されている個人的使用者についても適用される。

(a) 当該個人的使用者人が接受国の中民でないこと又は接受国に通常居住している者でないこと。

(b) 当該個人的使用者人が派遣国又は第三国の施行されている社会保障に関する規定の適用を受けていること。

(c) 2に定める免除が適用されない者を雇用している領事機関の構成員は、接受国の中社会保障に関する規定により雇用者に課される義務を負う。

(d) 1及び2に定める免除は、接受国における社会保険制度への自発的参加を妨げるものではない。ただし、接受国がそのような参加を認める場合に限る。

**第四十九条 課税の免除**

1 領事官及び事務技術職員並びにこれらの世帯に属する家族は、人、動産又は不動産に関し、國又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、次のものを除く。

(a) 商品又は役務の価格に通常含められるような間接税

(b) 第三十二条の規定に従うことを条件として、接受国に在る個人の不動産に対する賦課金及び租税

(c) 第五十一条(b)の規定に従うことの条件として、接受国によつて課される遺産税又は相続税及び財産の移転にて、接受国によって課される遺産税又は相続税

(d) 接受国内に源泉がある個人的所得（譲渡取

益を含む。）に課される賦課金及び租税並びに接受国内の商業上又は金融上の企業への投資に対する資本税

(e) 提供された特定の役務に対する課徴金

(f) 第三十二条の規定に従うことの条件として、登録税、裁判所手数料又は記録手数料、担保税及び印紙税

(g) 役務職員は、自己の役務について受領する賃金に対する賦課金及び租税を免除される。

**第五十条 關稅及び税關検査の免除**

1 接受国は、自國の法令の定めるところにより、次の物品の輸入を許可し、かつ、これらについてすべての關稅、租稅及び關稅のある課徵金を免除する。ただし、藏入れ、運搬及びこれらに類する役務に対する課徵金については、この限りでない。

(a) 領事官の公の使用のための物品

(b) 領事官又はその世帯に属する家族の個人的な使用のための物品（領事官の居住のための物品を含む。）もつとも、消費に充てられる物品は、その者の直接の使用に必要な数量を超えるものであつてはならない。

(c) 第五十二条の規定に従うことを条件として、接受国に所在する動産に対する、國又は地方公共団体の遺産税、相続税及び財産の移転による租税を課さない。

**第五十一条 人的役務及び金銭的負担の免除**

接受国は、領事機関の構成員及びその世帯に属する家族に対し、すべての人的役務、すべての公的役務（種類のいかんを問わない。）並びに徵發、軍事上の金銭的負担及び宿舎割当てに関する義務のようないの軍事上の義務を免除する。

3 領事官及びその世帯に属する家族が携行する個人用の荷物は、検査を免除される。ただし、1(b)に掲げる物品以外の物品又は輸出入が接受国の法令によつて禁止されており若しくは接受国の検疫法令によつて規制されている物品が当該荷物中に含まれていると信ずる十分な理由がある場合は、この限りでない。この場合には、検査は、当該領事官又は当該家族の立会いの下に行われる。

**第五十二条 領事機関の構成員又はその家族の遺産**

接受国は、領事機関の構成員又はその世帯に属する家族が死亡した場合には、

(a) 死亡した者が接受国内で取得した財産で死亡の時に輸出が禁止されていたものを除くほか、その者に属してた動産の持出しを許可する。

(b) 死亡した者が領事機関の構成員又はその家族として接受国にあつたことのみに基づいて接受国に所在する動産に対する、國又は地方公共団体の遺産税、相続税及び財産の移転による租税を課さない。

**第五十三条 人的役務及び金銭的負担の免除**

接受国は、領事機関の構成員及びその世帯に属する家族に対し、すべての人的役務、すべての公的役務（種類のいかんを問わない。）並びに徵發、軍事上の金銭的負担及び宿舎割当てに関する義務のようないの軍事上の義務を免除する。

**第五十三条 領事上の特権及び免除の享  
受の開始及び終了**

1 領事機関の構成員は、赴任のため接受国の領域に入った時又は、既に接受国の領域内にある場合には、領事機関における自己の任務に就く時から、この条約に定める特権及び免除を享受する。

2 領事機関の構成員の世帯に属する家族又は当該構成員の個人的使用人は、当該構成員が1の規定により特権及び免除を享受する日又は当該家族若しくは当該個人的使用人が接受国に領域に入った日若しくはその地位を得た日のうち最も遅い日からこの条約に定める特権及び免除を享受する。

3 領事機関の構成員の任務が終了した場合に、は、当該構成員、その世帯に属する家族又は当該構成員の個人的使用人の特権及び免除は、通常、その者が接受国を去る時又は接受国を去るために要する相当な期間が経過した時のいずれか早い時に消滅する。当該特権及び免除は、武力紛争が生じた場合においても、第一文に規定する時まで存続する。2に規定する家族及び個人的使用人の特権及び免除は、これらの者が領事機関の構成員の世帯に属する者でなくなり又は領事機関の構成員のために役務を行わなくなつた時に消滅する。ただし、これらの者が相当な期間内に接受国を去る意思を有する場合は、これらの者の特権及び免除は、退去の時ま

で存続する。

4 もつとも、領事官又は事務技術職員が任務の遂行に当たつて行った行為についての裁判権から免は、無期限に存続する。

5 領事機関の構成員が死亡した場合には、その世帯に属する家族は、接受国を去る時又は接受国を去るために要する相当な時間が経過した時のいずれか早い時まで、与えられた特権及び免除を引き続き享受する。

**第五十四条 第三国の義務**

1 領事官が、赴任、帰任又は帰國の途中において、査証が必要な場合に査証を与えた第三国内にいるときは、当該第三国は、当該領事官に

対し、通過又は帰還を確實にするため必要なことの条約の他の条項に定めるすべての免除を与える。領事官の世帯に属する家族で特権及び免除を享受するものが当該領事官と同行する場合又は当該領事官のもとに赴くため若しくは帰国するため別個に旅行中である場合についても、同様とする。

2 1に規定する場合と同様の場合において、第三国は、領事機関の構成員の家族であつて、接受国に充てられる部分が領事機関の使用する部分と区別されることを条件とする。このような場合には、当該事務所は、この条約の適用上、領事機関の公館の一部を成すものとはみなされない。

3 第三国は、暗号又は符号による通信文を含む通過中のすべての公用通信に対し、接受国がこの条約に基づき与えなければならない自由及び

保護と同一の自由及び保護を与える。第三国は、査証が必要な場合に査証を与えた通過中の領事伝書使及び通過中の領事封印袋に対する保護

4 1から3までの規定に基づき第三国が負う義務は、これらの規定の適用を受ける者並びに公用通信及び領事封印袋が不可抗力によつて当該第三国の領域内に入った場合についても、同様とする。

**第五十五条 接受国の法令の尊重**

1 特権及び免除を享受するすべての者は、特権及び免除を書されることなく、接受国の法令を尊重する義務を負う。これらの者は、また、接受国の国内問題に介入しない義務を負う。

2 領事機関は、領事任務の遂行と相りれない方法で使用してはならない。

3 2の規定は、領事機関の公館のある建物の一部に他の機関又は団体の事務所が設置されるところを排除するものではない。ただし、当該事務所に充てられる部分が領事機関の使用する部分と区分されることを条件とする。このような場合には、当該事務所は、この条約の適用上、領事機関の公館の一部を成すものとはみなされない。

4 1本務領事官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行ふことはならない。

5 この章に定める特権及び免除は、次の者には与えられない。

(a) 接受国内で収入を伴う私的な職業に従事する事務技術職員又は役務職員

(b) (a)に掲げる職員の家族又は個人的使用者

(c) 領事機関の構成員の家族であつて、接受国内で収入を伴う私的な職業に従事するもの

の領事機関に関する制度

**第五十六条 第三者の損害に対する保険**

1 第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第三十九条まで、第五十四条並びに第五十五条2及び3の規定は、名譽領事官を長とする領事機関について準用する。当該領事機関の便益、特権及び免除は、更に、次条から第六十二条までの規定により規律される。

2 第四十二条、第四十三条、第四十四条3、第四十五条、第五十三条及び第五十五条1の規定は、名譽領事官について準用する。名譽領事官の便益、特権及び免除は、更に、第六十三条から

使用から生ずる第三者の損害に対する保険について接受国の法令により課される義務を負う。

**第五十七条 収入を伴う私的な職業に関する特別規定**

1 本務領事官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行ふことはならない。

2 この章に定める特権及び免除は、次の者には与えられない。

(a) 接受国内で収入を伴う私的な職業に従事する事務技術職員又は役務職員

(b) (a)に掲げる職員の家族又は個人的使用者

(c) 領事機関の構成員の家族であつて、接受国内で収入を伴う私的な職業に従事するもの

の領事機関に関する制度

**第五十七条 収入を伴う私的な職業に関する特別規定**

1 本務領事官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行ふことはならない。

2 この章に定める特権及び免除は、次の者には与えられない。

(a) 接受国内で収入を伴う私的な職業に従事する事務技術職員又は役務職員

(b) (a)に掲げる職員の家族又は個人的使用者

(c) 領事機関の構成員の家族であつて、接受国内で収入を伴う私的な職業に従事するもの

の領事機関に関する制度

**第五十八条 便益、特権及び免除に関する一般規定**

1 第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第三十九条まで、第五十四条並びに第五十五条2及び3の規定は、名譽領事官を長とする領事機関について準用する。当該領事機関の便益、特権及び免除は、更に、次条から第六十二条までの規定により規律される。

2 第四十二条、第四十三条、第四十四条3、第四十五条、第五十三条及び第五十五条1の規定は、名譽領事官について準用する。名譽領事官の便益、特権及び免除は、更に、第六十三条から

ら第六十七条までの規定により規律される。

3 この条約に定める特權及び免除は、名譽領事官の家族又は名譽領事官を長とする領事機関に雇用される事務技術職員の家族には与えられない。

4 それぞ異なる国にある名譽領事官を長とする二の領事機関の間で行う領事封印袋の交換は、当該二の領事機関の接受國の同意がない場合には、認められない。

第五十九条 領事機関の公館の保護  
接受國は、名譽領事官を長とする領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び当該領事機関の安寧の妨害又は当該領事機関の威儀の侵害を防止するため必要な措置をとる。

第六十条 領事機関の公館に対する課税の免除  
1 名譽領事官を長とする領事機関の公館で派遣國が所有し又は賃借するものは、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、賦課金又は租税であつて、提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものについては、この限りでない。

2 1に定める賦課金又は租税の免除は、派遣國と契約した者が接受國の法令の定めるところにより支払う賦課金及び租税については、適用しない。

第六十一条 領事機関の公文書及び書類の不可侵

3 この条約に定める特權及び免除は、名譽領事官の家族又は名譽領事官を長とする領事機関に雇用される事務技術職員の家族には与えられない。

4 それぞ異なる国にある名譽領事官を長とする二の領事機関の間で行う領事封印袋の交換は、当該二の領事機関の接受國の同意がない場合には、認められない。

第五十九条 領事機関の公館の保護  
接受國は、名譽領事官を長とする領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び当該領事機関の安寧の妨害又は当該領事機関の威儀の侵害を防止するため必要な措置をとる。

第六十二条 講税の免除  
接受國は、自國の法令の定めるところにより、派遣國により名譽領事官を長とする領事機関に供給される物品（紋章、国旗、看板、印章、印紙類、書籍、公の印刷物、事務所の家具、事務所の備品及びこれらに類する物品であつて、当該領事機関の公の使用のためのものに限る。）の輸入を許可し、かつ、当該物品についてすべての關稅、租稅及び関係のある課徵金を免除する。ただし、藏入れ、運搬及びこれらに類する役務に対する課徵金については、この限りでない。

第六十三条 刑事訴訟手続

名譽領事官は、自己について刑事訴訟手続が開始された場合には、権限のある当局に出頭しなければならない。もつとも、刑事訴訟手続は、名譽領事官としての公の地位に相応の敬意を払いつけるものとし、当該名譽領事官が抑留され又は拘禁されたときは、当該名譽領事官たつての訴訟手続は、できる限り妨げない方法で行う。名譽領事官を拘禁したときは、当該名譽領事官についての訴訟手

続は、できる限り擇擇なく開始する。

#### 第四章 一般規定

##### 第六十九条 領事機関の長でない代理領事

接受國は、名譽領事官に対し、名譽領事官としての公の地位により必要とされる保護を与える責務を有する。

第六十五条 外国人登録及び在留許可に係る免除

名譽領事官は、接受國內で個人的な利得を目的とする職業活動又は商業活動を行う者である場合を除くほか、外国人登録及び在留許可に関する接受國の法令に基づくすべての義務を免除される。

第六十六条 講税の免除

名譽領事官は、領事任務の遂行に関連して派遣國から受領する報酬及び給与についてすべての賦課金及び租稅を免除される。

第六十七条 人的役務及び金錢的負担の免除

接受國は、名譽領事官に対し、すべての人的役務、すべての公的役務（種類のいかんを問わな

い。）並びに徵差、軍事上の金錢的負担及び宿舎割当に関する義務のような軍事上の義務を免除す

る。

第六十八条 名譽領事官の制度の任意的性格

いずれの国も、名譽領事官を任命するかしない

ことができる。

第三章 領事機関の公文書及び書類  
第六十四条 名譽領事官の保護  
接受國は、名譽領事官に対し、名譽領事官としての公の地位により必要とされる保護を与える責務を有する。

1 いづれの國も、領事機関の長として任命されない代理領事によつてその活動が行われる代理領事務所を設置するかしないか又は承認するかしないかを自由に決定することができる。

2 1に規定する代理領事務所が活動を行つた場合並びに当該代理領事務所の代理領事が享受することのできる特權及び免除は、派遣國と接受國との間の合意により決定する。

第六十五条 外国人登録及び在留許可に係る免除  
名譽領事官は、接受國內で個人的な利得を目的とする職業活動又は商業活動を行う者である場合を除くほか、外国人登録及び在留許可に関する接受國の法令に基づくすべての義務を免除される。

第六十六条 講税の免除  
名譽領事官は、領事任務の遂行に関連して派遣國から受領する報酬及び給与についてすべての賦課金及び租稅を免除される。

第六十七条 人的役務及び金錢的負担の免除  
接受國は、名譽領事官に対し、すべての人的役務、すべての公的役務（種類のいかんを問わない。）並びに徵差、軍事上の金錢的負担及び宿舎割当に関する義務のような軍事上の義務を免除する。

第六十八条 名譽領事官の制度の任意的性格  
1 この条約は、文脈上許容される範囲内で、外交使節団による領事任務の遂行についても、適用する。

2 外交使節団の構成員であつて、外交使節団の領事部に配属されたもの又は他の方法により領事任務の遂行を命ぜられたものの氏名は、接受國の外務省又はその指定する当局に通告する。

3 外交使節団は、領事任務の遂行に当たり、次の当局にあてて通信することができる。

(a) 領事管轄区域内の地方當局

(b) 接受國の法令及び慣習又は関係のある國際取締によつて許容される場合は、接受國の中央當局

4 2に規定する外交使節団の構成員の特權及び免除は、外交關係に関する國際法の規則により

引き続き規律される。

**第七十一条 接受國の國民又は接受國に通常居住する者**

1 領事官であつて接受國の國民であるもの又は接受國に通常居住しているものは、任務の遂行に当たつて行つた公の行為についての裁判権から免除及び身体の不可侵並びに第四十四条に規定する特権のみを享受する。ただし、接受國によつてその他の便益、特権及び免除が与えられる場合は、この限りでない。接受國は、当該領事官に關し、第四十二条に定める義務を負う。当該領事官について刑事訴訟手続が開始された場合には、刑事訴訟手続は、当該領事官が抑留され又は拘禁されている場合を除くほか、領事任務の遂行ができる限り妨げない方法で行う。

2 領事官以外の領事機関の構成員であつて接受國の國民であるもの又は接受國に通常居住しているもの及びその家族並びに1に規定する領事官の家族は、接受國により認められている限度において便益、特権及び免除を享受する。領事機関の構成員の家族及び個人的使用人であつて、接受國の國民であるもの又は接受國に通常居住しているものも、接受國により認められている限度において便益、特権及び免除を享受する。もつとも、接受國は、これらの者に対して裁判権を行使するには、領事機関の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければな

らない。

**第七十二条 無差別待遇**

1 接受國は、この条約の適用に当たり、國の間に差別をしてはならない。

2 もつとも、次の場合には、差別がされているものとはみなされない。

(a) この条約のいずれかの規定が、派遣國にある接受國の領事機関に対して制限的に適用さ

れてることを理由として、接受國が当該いづれかの規定を制限的に適用する場合  
(b) 諸國が、慣習又は合意により、この条約に定める待遇よりも有利な待遇を相互に与えている場合

**第七十三条 この条約と他の国際取締との關係**

この条約は、第七十四条に定める四の種類のいずれかに属する國による加入のために開放しておらず。加入書は、國際連合事務総長に寄託する。

この条約は、第七十四条に定める四の種類のいずれかに属する國による加入のために開放しておらず。加入書は、國際連合事務総長に寄託する。

この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が國際連合事務総長に寄託された日の後三十日

日の日に効力を生ずる。

千九百六十三年四月二十四日にウイーンで作成された。

この議定書及び千九百六十三年三月四日から同年四月二十二日までウイーンで開催された國際連合の會議において採択された領事関係に関するウイーン条約(以下「条約」という。)の締約国は、条約の解釈又は適用から生ずるあらゆる紛争を、自國に關するものである限り、他の解決方法が締約国により合理的な期間内に合意される場合を除くほか、國際司法裁判所の義務的管轄に付託する希望を有することを表明して、

次とおり協定した。

はいづれかの専門機関のすべての加盟国、國際司

る日

**第七十九条 正文**

法裁判所規程の当事国及びこの条約の締約國となるよう國際連合總会が招請したその他の國による署名のために開放しておく。

**第七十五条 批准**

この条約は、批准されなければならない。批准書は、國際連合事務総長に寄託する。

**第七十六条 加入**

以上の証拠として、下名の全権委員は、それぞれの政府から正當に委任を受けてこの条約に署名のいづれかに属するすべての國に送付する。

**第七十七条 効力発生**

この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が國際連合事務総長に寄託された日の後三十日

**第七十八条 國際連合事務総長による通報**

この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が國際連合事務総長による通報された。

中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、國際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、この条約の認証謄本を第七十四条に定める四の種類のいづれかに属するすべての國に送付する。

1 この条約は、他の国際取締であつてその締約國の間において効力を有するものに影響を及ぼすものではない。

2 この条約のいかなる規定も、諸國が、この条約の規定を確認し、補足し、拡大し又は拡充する国際取締を締結することを妨げるものではない。

**第五章 最終規定**

**第七十四条 署名**

1 この条約は、千九百六十三年十月三十一日までオーストリア共和國連邦外務省において、その第七十四条から第七十六条までの規定によると、この条約への署名及び批准書又は加入書の

**寄託**

ヨークにある國際連合本部において、國際連合又は

(a) 前条の規定に基づきこの条約が効力を生ずる

条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、國際司

法裁判所の義務的管轄の範囲内に属するものとし、したがつて、当該紛争は、この議定書の締約国である紛争の当事国のいずれかが行う請求により、国際司法裁判所に付託することができる。

**第二条**

紛争の当事国は、一方の当事国が他方の当事国に対し紛争が存在する旨の見解を通告した後二箇月の期間内に、当該紛争を国際司法裁判所にではなく仲裁裁判所に付託することにつき合意することができる。当該二箇月の期間が経過した後は、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

**第三条**

1 紛争の当事国は、前条に規定する二箇月の期間内に、国際司法裁判所に付託する前に調停手続をとることにつき合意することができる。

2 調停委員会は、その構成の後五箇月以内に勧告を行ふ。勧告が行われた後二箇月以内に紛争の当事国が当該勧告を受諾しない場合には、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

**第四条**

条約、国籍の取得に関する選択議定書及びこの議定書の締約国は、国籍の取得に関する選択議定書の解釈又は適用から生ずる紛争についてこの議定書を適用することをいつでも宣言することができる。その宣言は、国際連合事務総長に通告する。

**第五条**

この議定書は、千九百六十三年十月三十一日まではオーストリア共和国連邦外務省において、その後千九百六十四年三月三十一日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、条約の締約国となることのできるすべての国による署名のために開放しておく。

**第六条**

この議定書は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

**第七条**

この議定書は、条約の締約国となることのできるすべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

**第八条**

1 この議定書は、条約の効力発生の日又はこの議定書の二番目の批准書若しくは加入書が国際連合事務総長に寄託された日から三十日目に日本連合事務総長に寄託された日から三十日目の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1の規定に基づきこの議定書が効力を生じた後にこれを批准し又はこれに加入する国については、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

**第九条**

国際連合事務総長は、条約の締約国となることのできるすべての国に次の事項を通報する。

(a) 第五条から第七条までの規定によるこの議定書への署名及び批准書又は加入書の寄託

**第十条**

(b) 第四条の規定に基づいて行われる宣言 (c) 前条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日

**(a)** 日本国においては、

(i) 所得税  
(ii) 法人税  
(iii) 住民税  
(iv) (以下「日本國の租稅」という。)

(b) スウェーデンにおいては、

(i) 国稅である所得稅（船員稅及び利祿稅を含む。）  
(ii) 法人の留保所得に対する稅及び法人の減資又は清算に伴う分配に対する稅  
(iii) 芸能人稅  
(iv) 地方稅である所得稅  
(v) (以下「スウェーデンの租稅」という。)

**第一条**

1 この条約の対象である租稅は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得稅  
(ii) 法人稅  
(iii) 住民稅  
(iv) (以下「日本國の租稅」という。)

(b) スウェーデンにおいては、

(i) 国稅である所得稅（船員稅及び利祿稅を含む。）  
(ii) 法人の留保所得に対する稅及び法人の減資又は清算に伴う分配に対する稅  
(iii) 芸能人稅  
(iv) 地方稅である所得稅  
(v) (以下「スウェーデンの租稅」という。)

**第二条**

1 この条約の対象である租稅は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得稅  
(ii) 法人稅  
(iii) 住民稅  
(iv) (以下「日本國の租稅」という。)

(b) スウェーデンにおいては、

(i) 国稅である所得稅（船員稅及び利祿稅を含む。）  
(ii) 法人の留保所得に対する稅及び法人の減資又は清算に伴う分配に対する稅  
(iii) 芸能人稅  
(iv) 地方稅である所得稅  
(v) (以下「スウェーデンの租稅」という。)

**第三条**

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本國」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「スウェーデン」とは、スウェーデン王国をいい、スウェーデンの領海の外側に位置する水域でスウェーデンが国際法及びスウェーデンの国内法に基づき海底又はその下にある天然資源の探査及び開発に関する自らの権利を行使することができるものを含む。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスウェーデンをいふ。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はスウェーデンの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいすれか一方の締約国の租税に関する法律に基づいて設立され又は組織された法人の法令に基づいて設立され又は組織された個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1 の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、

(j) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(k) スウェーデンについては、予算大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとはスウェーデンの租税をいう。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1 から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれるものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、

事業を行う一定の場所を保有すること。

3 1 の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

4 1 から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれるものとする。

(a) 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

5 1 及び2の規定にかかるらず、企業に代わって行動する者（8の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行いう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされる活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設）を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行なう法を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

## 第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

## 第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国が他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租

税を課すことができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることになりき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条规定は、この条の規定によつて影響されることはない。

## 第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対するは、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて、スウェーデンの企業である場合には日本国における事業税、日本国のある場合には日本国における事業税に類似する租税でスウェーデンにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

## 第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

(c) 同一の者が一方の締約国の企業において、商業上である場合においても、商業上

れる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

## 第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができます。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に對する課税に影響を及ぼすものではない。

3 1の規定にかかわらず、日本国居住者である法人がスウェーデンの居住者である法人に支払う配当については、これら双方の法人がスウェーデンの法人であるとしたならばスウェーデンの法令に基づき免除されることとなる範囲内で、スウェーデンの租税を免除する。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者がある配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において生じた締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。)

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において生じた利子の受益者に対しては、当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者はできない。

### 第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができない。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者はできない。

### 第十二條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務者が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるとき

### 術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工場の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受け取った料金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者が、当該使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受け取った料金をいう。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務者が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるとき

は、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

### 6 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち當該超過分に対し、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができます。

### 第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の

運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡により取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

### 第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対する対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 「自由職業には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。」

### 第十五条

1 次条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、勤務が他方の締約国内において行わない限り、当該

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

### 第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

### 第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかるわざ、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 1の規定にかかるわざ、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の（a）から（c）までに

掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

### （a）報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

（b）報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

（c）報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであること。

2 より行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国の租税を免除する。

### 第七条 第十四条及び第十五条の規定にかかるわざ、芸能人又は運動家としての個人的活動について取得する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、

（a）芸能人又は運動家としての個人的活動についての所得が両締約国の政府もつとも、そのような所得が両締約国の政府

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合に

は、当該所得については、そのような活動が行われた締約国の租税を免除する。

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対して提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

### 第十八条

1 (a) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(i) 当該他方の締約国居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、当該他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人

に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国若しくは当該一方の締約國の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定及び第二十二条の規定を適用する。

### 第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

### 第二十条

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基づきスウェーデンの租税の免除又は軽減を受ける権利を有する場合には、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の

分について、同様の免除又は軽減が適用される。

2 死亡者の未分割遺産に課せられるスウェーデンの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關する限りにおいて、第二十二条の規定に従い、当該所得について支払われる日本国の租税から控除する。

### 第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と實質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所持のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

### 第二十二条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに關する日本国の

法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて

スウェーデンにおいて租税を課される所得をスウェーデンにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるスウェーデンの租税の額は、当該居住者に対し課される日本

の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対する部分を超えないものとする。

(b) スウェーデンにおいて取得される所得が、スウェーデンの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行ふに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するスウェーデンの租税を考慮に入れるものとする。

### 第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも適用する。

2 一方の締約国の居住者である者が他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行ひ当該他方の締約国の居住者である者に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

### 第二十四条

1 (a) (b) の規定にかかわらず、スウェーデンの居住者が第七条及び第十四条の規定に従つて日本国において租税を課される当該所得に対する部分を超えないものとする。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の人的控除、救濟及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

場合には、スウェーデンは、当該所得について租税を免除する。

(c) スウェーデンの居住者が第十八条の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合又は(b)の規定に従つてスウェーデンの租税を免除される所得を取得する場合には、スウェーデンは、当該所得をスウェーデンの租税の課税標準に含めることができる。ただし、スウェーデンの租税の額から控除される場合には、スウェーデンは、当該所得をスウェーデンの租税標準に含めることができる。

スウェーデンの居住者が第十八条の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合又は(b)の規定に従つてスウェーデンの租税の額から控除される場合には、スウェーデンは、当該所得をスウェーデンの租税標準に含めることができる。

3 第九条、第十二条6又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利息、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一つ又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

#### 第二十四条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けことになると認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し申立てをことができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該事案の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め

るが満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑惑を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

#### 第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る)を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報を作成する目的のためにのみ使用することができる。

#### 第二十六条

1 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

3 千九百五十六年十二月十二日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約(千九百六十四年四月十五日に東京で署名された議定書による修正補足を含む)は、2の規定に従つてこの条約が適用される所は、2の規定に従つてこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

4 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

5 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

6 1の規定は、いかなる場合にても、この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) スウェーデンにおいては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

7 この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

8 以上の中の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

9 千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

10 (a) 日本国においては、

11 この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

12 (b) スウェーデンにおいては、

13 この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

14 日本国政府のためには、

15 大和田 渉

スウェーデン政府のために  
レナート・ボーデストレム

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の  
関する二重課税の回避のための日本国とド  
イツ連邦共和国との間の協定を修正補足す  
る第二議定書

日本国及びドイツ連邦共和国は、

千九百六十六年四月二十二日にボンで署名され  
た所得に対する租税及びある種の他の租税に関する  
二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和  
国との間の協定（千九百七十九年四月十七日に  
東京で署名された議定書による修正補足を含む。  
以下「協定」という。）を更に修正補足することを希  
望して、  
次のとおり協定した。

#### 第一条

協定第八条を次のように改める。

#### 第二条

一方の締約国が船舶又は航空機を国  
際運輸に運用することによって取得する利得  
については、他方の締約国の租税を免除する。  
(2) (1)の規定は、航空機を国際運輸に運用する  
企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又  
は国際経営共同体に参加している場合につい  
ても、同様に適用する。

(3) 一方の締約国が国際運輸に使用され  
るコンテナー及びその運送のための関連設備  
を貸貸することによって取得する利得につい  
ては、他方の締約国の租税を免除する。

(4) 連邦共和国の居住者が営む企業が所有し、  
かつ、国際運輸に運用する船舶及び航空機に  
かかる、国際運輸に運用する船舶及び航空機に

ついては、日本国において固定資産税を免除  
する。

日本国においては、  
課期間について課される租税

(5) 連邦共和国の居住者が営む企業が所有する  
国際運輸に使用されるコンテナー及びその運  
送のための関連設備については、日本国にお  
いて固定資産税を免除する。

#### 第二条

協定第十二条(3)を次のように改める。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美  
術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム  
を含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、  
模様、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使  
用若しくは使用的権利の対価として、産業

上、商業上若しくは学術上の設備（国際運輸  
に使用されるコンテナー及びその運送のため  
の関連設備を除く。）の使用若しくは使用的権  
利の対価として、又は産業上、商業上若しく  
は学術上の経験に関する情報の対価として受  
け取るすべての種類の支払金をいう。

#### 第三条

この議定書は、ドイツ連邦共和国政府がこの議  
定書の効力発生の日から三箇月以内に日本国府  
に對して反対の宣言を行わない限り、ベルリン地  
区についても、また、適用する。

#### 第四条

(1) この議定書は、批准されなければならない。  
批准書は、できる限り速やかに東京で交換され  
るものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日の後一箇月  
で効力を生ずるものとし、次のものについて適  
用する。

ドイツ連邦共和国においては、

千九百八十一一年一月一日以後に開始する各賦  
課期間について課される租税

日本国においては、  
課期間について課される租税

(a) 千九百八十一年一月一日以後に開始する各  
課税年度において生ずる所得

(b) この議定書が効力を生ずる年度及びその後  
の各年度について課される固定資産税

#### 第五条

この議定書は、協定が有効である限り効力を有  
する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正  
当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十三年二月十七日にボンで、ひとしく  
正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書  
二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解  
釈に相違がある場合には、英語の本文による。

正文中の日本語、ドイツ語及び英語により本書  
二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解  
釈に相違がある場合には、英語の本文による。

#### 日本国のために

宮崎弘道

ドイツ連邦共和国のために  
ラウテンシュラーガー

オーベルト